全国に設置されている
地域統括相談支援センターおよび
類似組織の訪問調査報告
（各地の資料付）

内容

【概要・目的/対象/方法/個人情報・倫理面等への配慮/調査費/調査項目/結果】 … 207

1．石川県 …… 210

2．福井県 …… 227

3．京都府 …… 235

4．佐賀県 …… 264

5．島根県 …… 289

6．長崎市 …… 311

【考察】 …… 323

平成 27 年度　全国に設置されている地域統括相談支援センターおよび類似施設の訪問調査報告書

【概要・目的】

地域統括相談支援センターは、都道府県のがん対策の拡充を図るため、平成 23 年度（2011 年度）の国の予算で都道府県がん対策推進事業の拡充（がん総合相談事業）の一環である補助事業として設置が始まった。この活動実態を把握するために、昨年（平成 26 年）度に開始された、日本対がん協会（以下「当協会」という）が厚生労働省の委託を受けた「がんと診断された時からの相談支援事業（以下「当事業」という）」の一環で、地域統括相談支援センター（全国 9 カ所）の活動・運営の実態についての訪問ヒアリング調査を実施した。*

本年（平成 27 年）度は、地域統括相談支援センターおよび地域におけるがんの相談支援体制をより包括的に検討するために、昨年度以降に新たに地域統括相談支援センターとして確認された施設 5 カ所中 4 カ所と類似の活動を行っている施設 2 カ所の計 6 カ所についても、広く活動や運営の実態を把握することにより、地域統括相談支援センターの今後のさらなる充実のあり方や活用策を検討することとした。

平成 27 年度　訪問ヒアリング調査を実施した地域統括相談支援センターおよび類似施設

都道府県		事業名	運営団体	備考
1	石川県	石川県がん安心生活サポートハウス事業	石川県・社会福祉法人恩賜財団済生会支部石川県済生会	H25 年度設置
2	福井県	がん相談支援推進事業	公益財団法人福井県看護協会	H25 年度設置
3	京都府	京都府がん総合相談支援センター運営事業	京都府・オムロンパーソネル株式会社	H25 年度設置
4	佐賀県	佐賀県地域統括相談支援センター事業	公益財団法人佐賀県総合保健協会	H27 年度（9 月 1 日）設置
5	島根県	島根大学医学部附属病院　がん患者・家族サポートセンター	島根大学医学部附属病院	H26 年度設置類似の活動を実施
6	長崎市	長崎市包括ケアまちんなかラウンジ	一般社団法人長崎市医師会	H23 年度設置類似の活動を実施

＊　9 カ所の訪問調査結果は日本対がん協会内のサイト「がんと診断された時からの相談支援」（http://www.jcancer.jp/can-navi/）で閲覧できる。

【対象】

今回ヒアリングを実施した対象施設は、昨年度以降に地域統括相談支援センターとして活動していることが確認された 5 カ所中 4 カ所の他、類似の活動を行っている活動拠点 2 カ所である。また関係都道府県に対しても可能な範囲でヒアリングを実施した。

なお、地域統括相談支援センターであるか、類似の活動を行っている活動拠点であるかについては、行っている活動からのみでは判断が難しい。したがって今回の調査においては、各都道府県が厚生労働省から補助金の交付を受け、都道府県健康対策推進事業として事業を実施している場合には、“地域統括相談支援センター”であると定義して、結果の記述を行った。

【方法】

当事業を推進するために平成 26 年度に日本対がん協会が設けた検討委員会内にワーキンググループ（WG）を設置し、WG のメンバーが、検討委員会事務局とともに全国 6 カ所の地域統括相談支援センターや類似活動拠点、関係都道府県等に出向いて関係者からヒアリングを実施した。

【個人情報・倫理面等への配慮】

調査した内容は、報告書にまとめて検討委員会に報告した。調査はあくまでも任意であり、関係者が答えた内容についての責任は問わないこととした。調査に際しては、受けている相談の内容（相談者の個人情報等を記録している場合）、相談員の名前等、直接個人の特定につながる情報等に配慮し、報告書には直接個人の特定につながる情報は記さないこととした。

【調査費】

厚生労働省委託事業「がんと診断された時からの相談支援事業」費より支出した。

【調査項目】

ヒアリングに際して、基本項目、相談体制、広報･周知方法、地域（県内）での位置づけ、がん相談支援体制の県内での役割の 5 つの内容について情報を収集することとした。訪問前に事前にヒアリング内容を提示し、あらかじめ情報提供について書面で依頼し、訪問時には内容の補足を依頼した。各項目の内容については、以下のとおりである。

１．基本項目

・名称

・住所（施設内にある場合はその施設名も）

・設立年月日

・設立の趣旨と経緯
・条例等との兼ね合い（設立の基になる制度は）
・設置要綱
・予算

２．相談体制
・相談員、事務員の人数（専従・兼務)、職種・バックグラウンド等
・活動・対応の範囲と分野
　患者・家族に対して（○○の情報・支援等）
　がん相談体制に対して
・利用者の紹介について（対応しきれない相談についての紹介先、連携、情報収集方法等）
・相談内容の保存（保存方法・期間、個人情報は？）
・相談受付時間、土日・休日、電話相談、面談相談、予約の有無
・相談員への研修の有無
・相談員の待遇

３．広報・周知方法
・市民への周知・アナウンスの方法（記者発表、広報紙への掲載、その頻度等）
・行政相談との関係（役所等での相談）

４．地域（県内）での位置づけ
・病院のがん相談支援センターとの関係、交流、情報交換の状況
・関係諸団体（県外を含む）との関係（医師会、医療安全支援センター、地域包括支援センター等）

５．がん相談体制における県内での役割（どの部分を担当しているのか、目指す方向は）

【結果：各地域統括相談支援センターおよび類似施設の聞き取り内容】

調査項目にしたがって、各県で準備いただいた概要資料、訪問時の補足ヒアリング資料の順に記載した。しかしながら、訪問させていただいた地域統括相談支援センターおよび類似施設の活動内容には、各施設で大きな違いがあったため、網羅できていない情報もある。また、事前に用意いただいた資料の補完的な位置づけで、ヒアリング内容を記載した。

１．石川県

事業名：　石川県がん安心生活サポートハウス事業
運営団体：石川県（社会福祉法人恩賜財団済生会支部石川県済生会へ委託）
施設名：　石川県がん安心生活サポートハウス

1)　設立経緯・背景

- 平成 20 年から在宅療養や看取りを希望する方への相談支援として、石川県在宅緩和ケア支援センターを、石川県の事業として運営していた。これは、国の事業としてはじめられたものを石川県でも実施したというものであった。
- また当時、緩和ケア病棟を持つ医療機関は石川県内に 2 施設しかなかったが、そのうち一番歴史があったのが済生会金沢病院という背景もあり、在宅緩和ケア支援センターを済生会金沢病院内に置いた。
- 都道府県健康対策推進事業費補助金（国庫 1/2）を使って、平成 25 年度より在宅緩和ケア支援センターの名称を石川県がん安心生活サポートハウスに改称し、病院内でなく県福祉会館内に開所した。

2)　予算

- 平成 27 年度は 1,287 万円／年、病院外に設置し、ピアサロンの開始など内容を充実したこともあり、在宅緩和ケア支援センターのときよりも予算額が増えている。
- 場所は、県の施設で、患者が来やすいところということで探した結果、現在の場所となった。

3)　相談体制

- 相談は、電話よりも対面が多い。前年度相談件数 165 件中電話 52 件、その他が対面である。
- 相談対応は、看護師が主に担当している。必要であればサポーターにつなぐこともしている。
- 石川県がん安心生活サポートハウスには、看護師の他、サポーターと呼ばれる 8 名のボランティアが活動しているが、謝金はなく、交通費のみの負担。サポーターは、在宅緩和ケア支援センターのときからかかわっていた人などが中心となって、その後ここで養成されたサポーターが加わっている。
- がん診療連携拠点病院 2 病院が徒歩圏内ということもあり、病院の帰りに寄って帰る人も多い。
- 県内には、がん診療連携拠点病院や県の指定するがん診療連携協力病院、推進病院の 14 カ所にもがん患者サロンが置かれているが、多くは 1 回／月の開催である。病院内のサロンでは当然、当該病院を受診している人が多いが、ここは常に開設しているの

で、毎日フリーでだれでもどこからでも寄っていけるという環境にある。利用者の利便性をよくすることが目的でもある。

4) 相談以外の活動概要

- そのほか、はなうめウォーキングなど生活に密着したアクティビティを企画し活動を行っている。
- 学生サークルも 1 回／月活動を行っており、場所を貸している。これも前身のセンターのときに勉強会に参加していた看護学生から始まった。その後看護学生だけでなく、薬学部の学生なども加わり、学生が主体となっているサークル活動である。
- パンフレットは、県内がん診療連携拠点病院などに配布され、病院からの紹介で訪れる人も多い。
- サポートハウスの協議会は、年 1 回開催されている。参加者は、がん診療連携拠点病院からのメンバーのほか、県医師会、県立看護大学、患者会なども含まれる。県のがん対策推進連絡調整会議や相談支援部会などのメンバーとも重複している。（そのため情報の共有は行われやすい環境にある）
- そのほか、がんサロンの連絡会も県が主催して開催されている。形式的な集まりではなく、従事している担当者が集まる会となっている。
- がんサポーターとピアサポーターの違いは、
  - がんサポーターは、がんという病気はどういうものかを知ってもらうことを目的としたもの。何かをやってもらうというよりは、知ってもらい、それを広めてもらう役割（それほど重くないものを目指している）。
  - ピアサポーターは、病院からの推薦を受けて将来的には相談に乗ってもらうなど、患者や家族としての経験をもち同じ当事者の話を聞くなどを目的としたものである。
- 「はなうめサポーター養成講座」で、がんサポーターを養成している。
- 「はなうめ男学」は、通常利用者は女性が多いため（8 割近く）、男性に特化した場を作ろうということで始めたもの。6 月開所後 9 月からスタートした。そば打ちなども行った。参加者は、5,6 人から 7,8 人、スタッフも男性のみ。仕事が終わってから来られるようになど、曜日や時間帯を変えながら運営を試している状況である。
- （秋田、石川あたりで盛んであるといわれている）「聞き書きボランティア」という活動も行っている。ピアサポーターをするまでは自信はないが、話を聞いて書くということはできる、やりたいという人に紹介している。
- 「がんとくらし」と題して、社労士やフィナンシャルプランナーなどに一緒に来てもらい相談できる日を設けるということもしている。
- 土曜日も開所しているが、それほど利用者が多いというわけではない。

5) 広報・周知方法

- ホームページは、定期的にというよりは、何かイベントがあるときなどに掲載する。認知度についてはわからない。
- 広報誌は、1300 部/月発行している。また 1 度利用された方は大事にしていこうということで、情報を送ってもよいという方にはその月のイベントを示したカレンダーをコメントつき（「どうしていますか。暑いですね。」などの一言メッセージつき）で送っている。送られた方の中には、それがとてもうれしかったという意見も聞かれている。
- 周知は一番の課題だと思っている。病院にチラシをおいていても気がつかない人も多い。

6) 相談支援体制における県内の位置づけ、今後の方向性など

- がん診療連携拠点病院、特に市内のがん診療連携拠点病院との住み分けについて、
  - ➢ ここは、病院に来ること以外のきっかけになればということを目的に、どちらかというと行事の企画など、コミュニティ作りを主体とした活動となっている。
- 今後の活動については、まだ立ち上がったばかりであるので、3 年たったところで活動を見ていくことになると思う。最近始めた各病院でのサロンが広がっていけば、ここの役割は、それをサポートする、コーディネートするなどの役割に変わっていくかもしれない。患者や家族の生活を支えるということを主に、ここでは病院とは違った価値を持った活動を展開している。

石川県がん患者安心生活サポートハウス事業実施要綱

（目　　的）

第１条　がん患者及びその家族の療養生活の質の向上に資するため、がん体験者の知恵や交流を活かし、患者生活を重視した総合的な相談・支援体制を構築するとともに、地域における医療関連施設等との連携を図ることで療養生活の適切な支援を行う。

（実施主体）

第２条　実施主体は石川県とし、本事業の一部を社会福祉法人恩賜財団済生会支部石川県済生会に委託して行うものとする。

（事業内容）

第３条　事業内容は以下のとおりとする。

１　がん対策推進連絡会

（１）検討事項

がん対策の推進に関すること。

（２）連絡会の構成

がん患者会、医療機関、関係団体、労働局、県、市町等に属するものから構成する。

２　がん安心生活サポートハウス事業

地域におけるがん患者等に対する相談・支援を行う拠点として、がん安心生活サポートハウスを設置し、がん患者等と協力し、次の事業を実施する。

（１）主な事業

ア　ピアサロンの運営

がん患者会等と連携し、患者や家族同士が交流できる場（ピアサロン）を運営

イ　こころと身体の悩み相談

病気に対する不安や悩みの相談、地域での在宅療養等に関する電話や面接による相談を実施

ウ　暮らしの講座の開設

がん患者又は元患者等を講師とした食事や排せつ等療養生活の工夫に関する講座を開催

エ　患者向け図書館の開設

オ　ボランティア育成

カ　地域連携支援等

地域におけるがん患者・家族等の支援、地域関係機関のネットワーク構築等に必要な事業

（２）職員の配置

常勤職員として看護師、事務員、非常勤職員として医師を配置する。

（３）設置場所

石川県社会福祉会館３階に設置する。

（４）その他

ア　事業の実施は社会福祉法人恩賜財団済生会支部石川県済生会に委託する。

イ　がん安心生活サポートハウスの運営、事業の企画等にあたっては、患者、関係団体等からなる「がん安心生活サポートハウス運営協議会」を開催し、必要事項を協議する。

（そ の 他）

第４条　この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

石川県がん安心生活サポートハウスについて

石川県がん安心生活サポートハウス
がんサロン
つどい場・はなうめ

平成25年6月1日　　金沢市本多町3-1-10
石川県社会福祉会館内に開所しました！

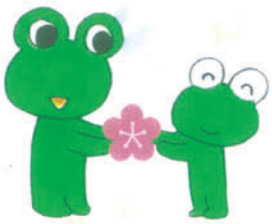

開所時間　月～金曜、第１・３土曜　9:00～16:00

設立趣旨

がんの生存率の向上に加え、治療技術の進歩により、がんを治療しながら地域で生活する患者が増加しており、生活重視の相談支援体制を整備する必要があることから、がん患者や家族の交流や経験を活かした相談の場として設立したもの

石川県がん対策推進計画（第2次）
重点項目として
「患者・家族の立場に立った
支援体制の整備」を掲げている

成り立ち

	石川県在宅緩和ケア支援センター	石川県がん安心生活サポートハウス
設置年度	平成20年～	平成25年～
	石川県がん対策	
委託先	石川県済生会金沢病院	
設置場所	済生会病院内	県社会福祉会館内
特徴	がん患者・家族が最期まで安心して自宅で過ごす支援	がん・家族としての体験を生かしてがん療養を支援
スタッフ	看護師・事務	看護師・事務 がんサポーター

（比較）

（前）石川県在宅緩和ケア支援センター

- 通常業務とは違う流れでお話を伺うことで、「今あるつらいこと」「これからの療養方法」について、隠れているニーズを引き出す機会になった
- 外来の待ち時間にこちらから声をかけたり、受診日の間にこちらから電話をすることもあった
- 患者さんやご家族の気持ちを主治医や家族に代弁したり、薬剤や在宅医療などほかの職種と調整することが多かった
- 利用者は緩和ケア外来に入院相談後の通院または外来で治療中の方
- 設置：済生会金沢病院内

（現）石川県がん安心生活サポートハウス

- 相談内容は「気持ち」「関係性」に関することが多い
- 院内ではないので、関係者と直接調整することはほとんどない
- 本人の知恵や工夫、コミュニケーション力を高める関わり、気持ちの整理が多い
- 利用者は外来で治療中、初期治療終了後の方が多いが、ステージⅣで経過観察の方も少なくない。
- 専門職の訪問も多い
- 相談だけではなく、何となくおしゃべりにという方、図書をご利用の方、様々な企画へ参加される方など
- 設置：石川県社会福祉会館内

予算

委託料：１２，８７０千円

都道府県健康対策推進事業費補助金
（国庫１／２）を活用

事業内容

○ピアサロンの運営
　がん経験者による医療情報や生活の知恵等の情報交換　等
○こころと体の悩み相談
　精神的不安や苦痛、緩和ケア等に関する相談窓口の開設
○暮らしの講座
　食事や排泄、副作用の軽減等患者の日々の暮らしの中にある悩みに対する講座の開設　等
○患者図書コーナーの開設
　闘病記や自らの病気について学ぶための図書を配置
○がんサポーター等の養成
　一般の方等を対象にボランティア養成講座を開催
○地域連携支援
　地域におけるがん患者・家族等の支援、地域関係機関のネットワーク構築等

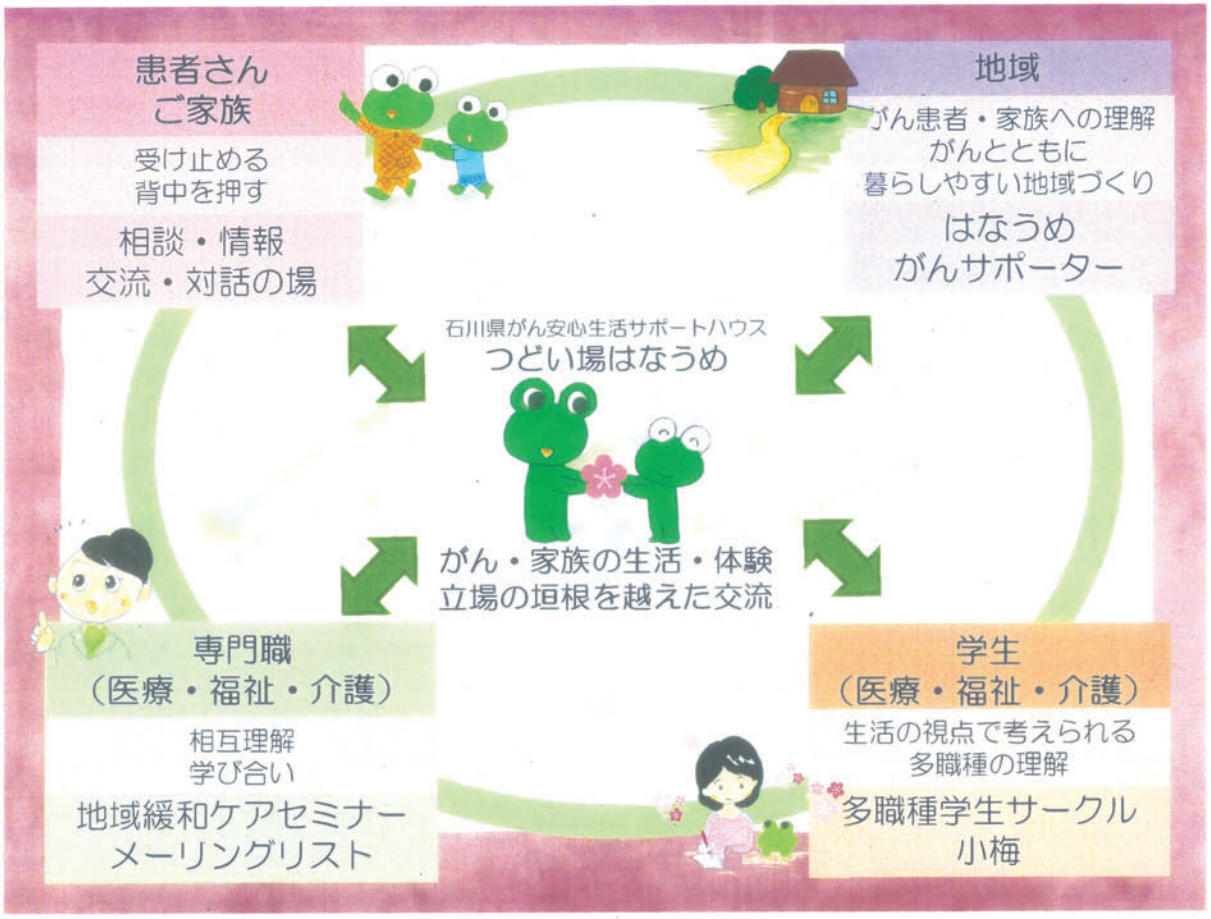

利用状況

平成２５年度（6～3月）　延べ　1，571人

平成２６年度　延べ　2，374人

前年比１５０％

平成26年度　相談延べ件数：165件
相談者内訳

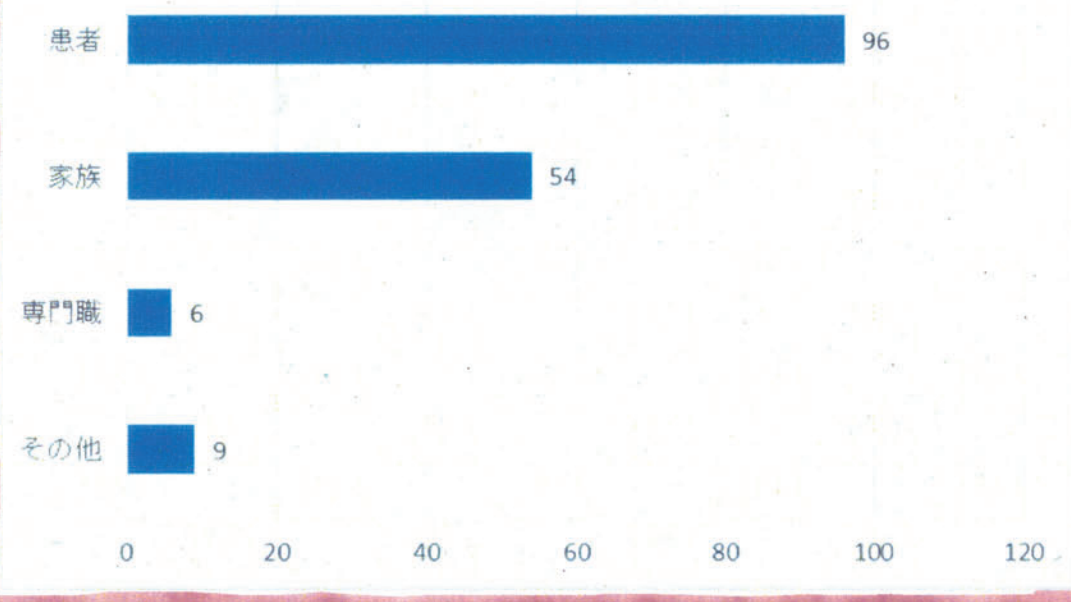

平成26年度　相談延べ件数：165件
相談内容について

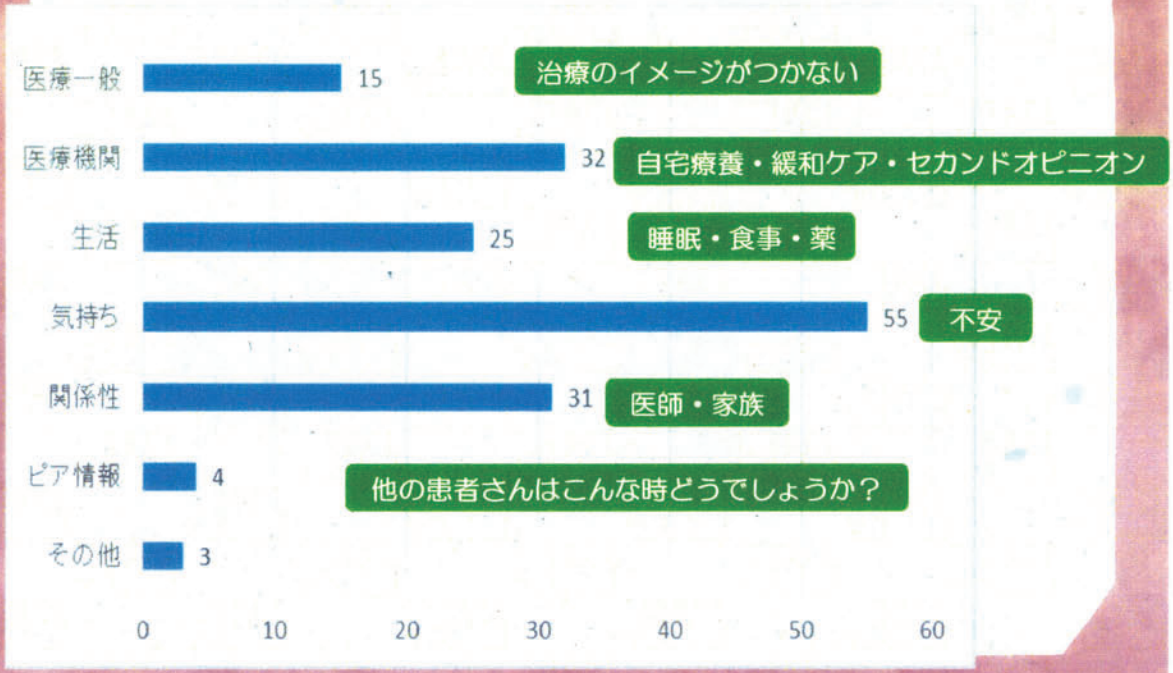

講座・行事実施状況

はなうめウォーキング
気分転換・外出
運動のきっかけに

まなび場
「季節と暮らそう」
季節を味わったり、季節に応じた健康管理を知る

まなび場
「仲良くなろう」
専門職(医療・福祉介護)を理解し上手に活用する

はなうめ男学
男性だけが集う会
毎月第3金曜日19時～

はなうめ　がんサポーター養成講座

目標
がんという病気や体験に対する理解を深め、
患者や家族をサポートする基本的な知識や態度を
身につける。

内容
①がんってどんな病気？
②がんという体験を聴く
③がん患者・家族をサポートするコツを知る
（年に数回、繰り返し開催）

H26年度末現在　既養成数　４２名

がんピアサポーター養成・フォローアップ講座

養成講座
　がん患者や家族がピアサポーターとして活動するための基本的な知識や態度を身につける。
　（１コース３回　既養成数　H27.7月現在３３名）

フォローアップ講座
　ピアサポーター同士の悩みや課題について情報交換を図り、活動の理解を深める。

ホームページ
サポートハウスはどんなところ？
http://www.saiseikaikanazawa.jp/hanaume/index.html

Facebookページ
日々のタイムリーな情報発信
https://www.facebook.com/tsudoiba

はなうめだより
月1回発行
予定をカレンダーでお知らせ。

所在地
〒920-8557
石川県金沢市本多町 3-1-10　石川県社会福祉会館 3 階

ご利用・ご相談（無料）
月曜日～金曜日、第1・3土曜日　9:00～16:00
TEL 076-234-2108（つどいば）（相談スタッフ：看護師）
FAX 076-234-2107
E-mail　tsudoiba@saiseikaikanazawa.jp

ホームページ
http://www.saiseikaikanazawa.jp/tsudoiba/
facebook ページ
https://www.facebook.com/tsudoiba

【お願い】
○駐車スペースが少ないので、公共の交通機関
　または近隣の有料駐車場をご利用ください。
○金沢駅からバスで 20 分→本多町下車→徒歩 2 分です。
○歩行や体力に自信のない方はあらかじめご相談ください。
○予約なしで自由にお越しください。
○相談員が不在の場合もありますので、相談のある方は
　あらかじめご連絡ください。

石川県がん安心生活サポートハウス

地域でがんと共に生活される方を応援します。

がんサロン
つどい場・はなうめ

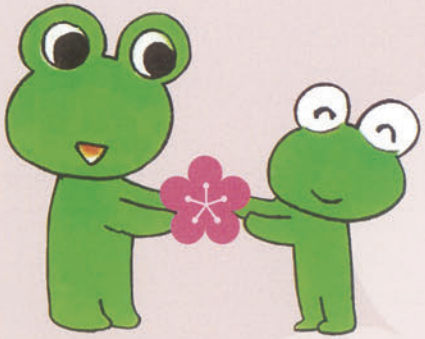

「はなうめ」

寒い冬が終わりまっ先に花を咲かせる梅の花のように
みなさまのこころにも花が咲きますように。

ご利用
ご相談
無料

石川県がん安心生活サポートハウス

つどい場・はなうめはこんなところです。

みんなはこんな時どうしてるの？

つどい場・はなうめ
～がんサロン～

がんサポート隊とともに運営します。
がん患者さん、ご家族、専門職、学生など
地域のみなさんが立場を超えて交流できる場所です。

ご利用時間内なら、いつでも自由にお立ち寄りいただけますので
お気軽にお立ち寄りくださいね。

がんについて知りたい！

まなび場・はなうめ
～調べる・学ぶ～

図書・パソコンを自由にご利用できます。
なんとなく一人で過ごしたい時もご活用ください。
がんに関する本だけでなく、一般書や絵本もありますので
気分転換やお子様連れのかたもぜひ。

また、がんと上手につきあうための
ミニ勉強会も適宜開催します。

自分の経験を活かしたい！

がんサポート隊
～ボランティアの育成～

がん患者さんやご家族、つどい場はなうめを応援する
ボランティアを育成します。
ご自分の体験・特技を活かしたい方はご連絡ください。

治療やお薬、症状、専門職…どう付き合ったらいいの？

がん支え隊
～専門職・体験者による相談～

在宅医療の活用・症状や専門職との関わり方、不安など
些細なことでも結構ですので、ご連絡ください。
まずは、看護師がお話を伺います。

専門知識を磨きたい！

地域緩和ケアセミナー
～専門職のネットワークづくり～

専門職が力を合わせて
がん患者さん・ご家族を支えられるよう
共に学ぶ場をつくります。

【ご利用時間】

月曜日～金曜日、第1・3土曜日　9:00～16:00　※祝日、日曜、第2・4・5土曜日はお休みです。

はなうめだより
第25便

◎4日（土）14:00～16:00　症状と仲良くなろう♪その2「不眠」
先月の「脱水」に引き続き、夏に向けて体調を整えてゆきましょう。テーマは1月も好評だった「不眠」です。眠りに関するコツを知って、夏場の不眠に備えましょう。講師は松任中央病院精神科の武藤宏平先生です。

◎7日（火）　14:00～16:00　季節と暮らそう！「七夕コンサート」
恒例の龍澤所長の歌とクワイヤチャイムで暑気払い！笹の葉の短冊にも願いを託しましょうね。

◎8日（水）　13:00～16:00　がんと暮らしのカフェタイム
時間内出入り自由
暮らしを支えるお金や仕事に関する制度は「知って」「申請する」ものがほとんどですが、医療ソーシャルワーカー、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーと自由にお話しをすすめることで、新たな発見があるかもしれません。
13:00からはミニレクチャーもあります。

◎10日（金）14:00～16:00　リハビリを使おう！
新企画！
理学療法士の守山成則さん、小田拓見さんといっしょに、リハビリの視点を上手に使うコツを学びましょう。
第1回目のテーマは「肩こり」。自分でできるワークも学んで帰りましょう！

◎14日（火）23日（木）14:00～16:00　体の声を聴こう！ヨーガ教室
講師は河﨑幾恵さんです。呼吸法中心、ヨガマット不要のヨーガ教室です。体力の低下が心配な方、不安などの気持ちのコントロールを目的にくる方もいらっしゃいます。ご自宅でもできますのでお勧めです。

◎18日（土）　10:00～12:00　学生サークル小梅
県内の学生が集い「暮らし」をキーワードに活動しています。
医療、介護、福祉の専門職を目指す学生が中心ですが、分野は問いませんのでお気軽にご参加ください。

◎18日（土）　14:00～16:00　小児がん経験者・家族の会　くるみカフェ
小児がんを経験された方やご家族同士が自由に語り合う時間です。お子様連れの方もぜひお越しください。

◎21日（火）　14:00～16:00　市民サポーター養成講座③
ほんのちょっとがんの事を知って、身近な方にほんのちょっと配慮できる人を目指す講座。
3つ目のテーマは「がん患者・家族をサポートするコツを知る」話し手は看護師の木村です。

◎22日（水）　14:00～16:00　アロマの時間
7月は女性限定！
JAA認定インストラクターの小林美樹さんから、生活に生かすアロマの知恵を教えていただく時間です。
7月は、自分でブレンドしたマッサージオイルを使って実際にマッサージをしてみましょう。
オイルで汚れても良い服装でバスタオルを持参ください。材料費は1,000円。ご希望の方は事前にお申し込みください。

◎24日（金）　14:00～16:00　患者タイム
いつもは立場を越えて交流するはなうめですが、この時間は患者さん・ご家族・ご遺族といった体験者だけで語り合います。
「みんなこんなときどうしてる？」「最近こんな気持ち」などなど、サポーターさんがリードしてくれますよ。

◎24日（金）　19:00～21:00　Dr龍澤喫茶～はなうめ男学（おとこがく）～
男性限定！
龍澤所長がマスターとなっておいしいコーヒーを淹れてくれます。
男性患者さん・ご家族・ご遺族ほか専門職にも参加していただいています。
いつもは第3金曜日ですが、7月は第4金曜日の開催となりますのでご注意ください！

◎28日（火）　14:00～16:00　薬剤師さんと仲良くなろう！
薬剤師の橋本秀子さん、板井進吾さんとお薬やお薬手帳との付き合い方についてお話ししましょう。
お薬手帳をお持ちの方は、持参ください。

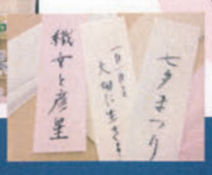

はなうめにも笹が登場！
願いを託す短冊も
準備しました。
涼みがてら書きに
来てくださいね

石川県がん安心生活サポートハウス
がんサロン　つどい場　はなうめ
〒920-8557　石川県金沢市本多町3-1-10　県社会福祉会館3階
電話　076−234−2108
メール　tsudoiba@saiseikaikanazawa.jp

はなうめカレンダー
2015年7月

«ご利用時間» 月曜日～金曜日、第1・3土曜日 9:00～16:00
«お休み» 日曜日、祝日

予定の入っていないところも「おやすみ」以外はオープンしています。どうぞふらりとお立ち寄りください。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4 [9:00] 聞き書きサポーター養成講座① [14:00] 症状と仲良くなろう！「不眠」
5 おやすみ	6	7 [14:00] 季節と暮らそう！七タコンサート	8 [13:00～16:00] がんと暮らしのカフェタイム	9	10 [14:00] リハビリを使おう！	11 おやすみ
12 おやすみ	13	14 [14:00] ヨーガ教室	15	16	17	18 [10:00] 学生サークル小梅 [14:00] 小児がんくるみカフェ
19 おやすみ	20 おやすみ	21 [14:00] 市民サポーター養成講座③「サポートするコツを知る」	22 [14:00] アロマの時間	23 [14:00] ヨーガ教室	24 [14:00] 患者タイム [19:00] 男学	25 おやすみ
26 おやすみ	27	28 [14:00] 薬剤師さんと仲良くなろう！	29	30	31	

教えて！かえるちゃん！ はなうめ Q&A ～聞き書き編～

Q 仕事があって定期的なボランティアはできないけど、なにか自分に役に立てることはありませんか？

A 「聞き書き」という活動はご存知ですか？
その方がどうやって生きてこられたかというお話を聞き、その方の言葉で書いて、一冊の本にして差し上げるというものです。
家族や地域には歴史が残ります。語り手は自分にも役割があると生きる力を得ることがあります。
そして、聞き手も人生の先輩から生き方を学ぶ機会にもなるというものです。
パソコンで文字入力ができる方であれば、ぜひ聞き書きを知ることから始めてみませんか？

【はなうめ聞き書きサポーター養成講座 2015】
第1回 7月4日（土）聞き書きを知ろう！
第2回 8月1日（土）聞き書きをやってみよう！
第3回 9月5日（土）聞き書き本を完成させよう！

いずれも土曜日
9:00～11:00
どなたでも参加できます

講師
天野良平氏

○facebook やってます！
https://www.facebook.com/tsudoiba
○ホームページもどうぞ！
http://www.saiseikaikanazawa.jp/hanaume/index.html

２．福井県

事業名：　がん患者相談支援推進事業

運営団体：公益財団法人福井県看護協会

1)　設立経緯・背景

- 「がん患者相談支援推進事業」は、平成 25 年 4 月から実施している。
- 県内の５つのがん診療連携拠点病院に設置している「がん相談支援センター」の充実に加え、がん患者や家族が身近な地域で気軽に相談ができるよう拠点病院以外に相談窓口を設置し、就労やピアサポートを含めた総合的な相談体制を構築し、地域への情報発信および患者や経験者同士の交流の場を整備することを目的として実施した。
- 「第２次福井県がん対策推進計画」（平成２５年３月作成）にも相談支援体制の充実として「拠点病院以外にも相談窓口を設置し、患者や経験者同士の交流の場を整備すること」を目標に掲げている。
- これらの事業には、相談業務に必要な技能やがんの療養に関する知識のほか、研修の企画・調整力が必要であり、公益財団法人福井県看護協会に委託し実施している。
- 平成 25 年度（初年度）は、駅前のアオッサにて実施していたが、駐車料金が必要であることや電話相談ができないことから、時間を気にせず相談ができることを考慮し、平成 26 年度から看護協会会館内に専用電話を設置し、電話相談にも対応できる体制とした。
- 各拠点病院のがん相談支援センターやハローワーク等の関係機関との連携体制が構築されており、がん患者等の相談内容や要望にあわせた連携や相談窓口の周知、支援体制の充実に向けた検討等を行いながら推進している。

2)　予算

- 約 220 万円/年間

3)　事業内容・体制

- ４つの事業を実施
  - ・がん相談
  - ・がん患者サロン
  - ・ピアサポーター勉強会
  - ・小児がん患者・家族支援

  ※別添資料（案内リーフレット）のとおり
- 専従の看護師 1 名が相談員として対応。相談員は、1 回/週の相談、6 回/年のサロン開催のため、月に 4 回程度勤務している。
- 相談員は、本事業に従事する前は、平成 19 年度から 6 年間、福井県立病院がん相談支

援センターの相談員として勤務していた。このため、県内の拠点病院相談員やその他関係者との連携が構築されている。

- 相談員は、年2回程度県外の研修や先進地の視察等を行い質の向上を図っている。
  滋賀県患者団体連絡協議会主催「がん患者力をつけよう」研修受講
  厚労省主催「がんと診断された時からの相談支援事業」シンポジウムに参加　等
  ※その他、県内研修を受講
- 県内の拠点病院がん相談支援センターとも連携し、「まちなか総合相談窓口」を含めた県内のがん相談窓口やサロン等の周知を図っている。
- 看護協会内での定例相談に加え、拠点病院から距離的に遠い地域に出向き、出張相談やサロンを行っている。

4) 広報・周知方法

- 県および看護協会の広報やホームページ、がん情報のポータルサイト「がんネットふくい」に掲載
- 医療機関や訪問看護事業所、市町、健康福祉センター、ハローワーク、社会福祉協議会、図書館等の関係機関に案内ポスターやリーフレットを配布
- 出張相談およびサロンについては、出張する地域の広報誌やメディアを活用
- 県や市町が実施するイベントやがん検診会場等での案内リーフレットの配布

5) ピアサポートに関すること

- 平成25年度からピアサポート勉強会を実施している。
- 3回シリーズとしているが、1回だけの参加も可能とし、参加したいテーマを選んで参加できる形式にしている。
- 対がん協会作成のテキストやDVDも活用している。
- 最終回はコミュニケーションスキルを学ぶ勉強会として、県内のがん診療連携拠点病院の相談員にもファシリテータとして参加してもらっており、参加者との面識ができるよう工夫している。
- 受講後は、看護協会で実施するサロンでの活動を促している。また、県内の拠点病院で実施しているサロンでの活動については、現在、各拠点病院相談員と調整中である。
- 福井県済生会病院で実施しているピアサポーターの養成は、院内サロンでの活動に限定したサポーターの養成であるため、広くピアサポーターについて周知していくため、看護協会で実施する本事業の勉強会を継続していく。
- 勉強会後の交流会において、参加者からは継続して受講する機会がほしい等の声が聞かれており、フォローアップの勉強会を検討している。

6) 小児がん患者支援に関すること

- 県内の拠点病院医師や関係者と相談し、小児がん患者・家族の支援については入院中のストレスが大きいが、入院中は相談窓口に行けず、他者との交流もとりにくく孤立しがちであるため、HPS（ホスピタルプレイスペシャリスト）の派遣を行うこととした。
- 小児がんの患者が多く療養している福井大学附属病院を中心に週 1 回の派遣を行っている。1 日 8 名の予約だが、ほぼ毎回満員である。
- 1 回/2 ヶ月は医師、看護師とのカンファレンスを実施し、連携した支援ができている。
- これまで HPS の支援を受けた保護者が、ボランティアの会「ホスピタル・トイ・ふくい」を設立し、おもちゃを購入する等で HPS 活動を支えている。
- 今後は、患児の兄弟への支援等も検討したい。

7) 関係機関等との連携について

- 福井県がん診療連携協議会情報連携部会に相談員ワーキングを設置し、県内のがん相談員の研修やワーキングを実施しており、看護協会相談員も参加。
- 就労相談については、ハローワークに専従のがん相談担当職員がおり、看護協会および各拠点病院間と顔の見える関係ができている。

福井県看護協会では、

がんの患者さんやご家族、地域の皆様に利用していただく相談窓口を開設しています。がんに関するさまざまなことに対して専任の相談員（看護師等）が一緒に考え患者さんやご家族をサポートします。

福井県健康増進課　☎(0776)20-0351

がんネットふくい　検索

http://www.gan-net.fukui.jp

交通アクセス

福井県看護協会会館

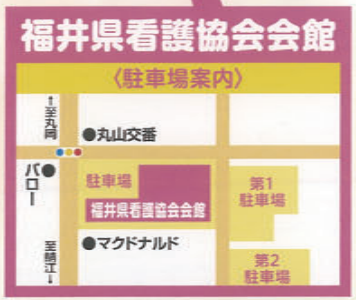

京福バス

- 円山重立線
  「看護協会前」下車 …… 徒歩0分
- 羽崎経由福井大学医学部附属病院行き
  「北四ツ居」下車 …… 徒歩5分
- 開発経由福井大学医学部附属病院行き
  「小鳩幼稚園前」下車 …… 徒歩5分
- 丸岡線　丸岡行き
  「小鳩幼稚園前」下車 …… 徒歩5分

タクシー

JR福井駅から …… 約 10分

北陸自動車道

福井北インターチェンジから …… 約 10分

えちぜん鉄道

勝山永平寺線「越前開発駅」から …… 約1.2km

公益社団法人 福井県看護協会
専用ダイヤル ☎0776-54-8620
〒918-8206 福井市北四ツ居町601 FAX.0776-54-8474
E-mail:info@kango-fukui.com

平成27年4月発行

平成27年度

健康長寿の福井

がん相談のご案内

がん患者相談支援推進事業

心配事や不安な気持ちを一人で抱えていませんか？

福井県

相談窓口

まずは、お聞かせください。
病気のこと、生活のこと、家族のこと、相談員（看護師等）がお話を伺い問題解決のお手伝いをさせていただきます。お気軽にご相談ください。

定例相談

場　　所：福井県看護協会会館
相 談 日：火曜日
（年末年始、祝日を除く）
時　　間：10:30～15:00
相談方法：《電話》**0776-54-8620**
まずはお電話ください。
《面接》
福井県看護協会会館

出張相談

場　　所：丹南健康福祉センター（鯖江）
相 談 日：H27年 6月12日㈮

場　　所：二州健康福祉センター
相 談 日：H27年 7月10日㈮

場　　所：若狭健康福祉センター
相 談 日：H27年11月13日㈮

10:00～
12:00
相談料
無　料

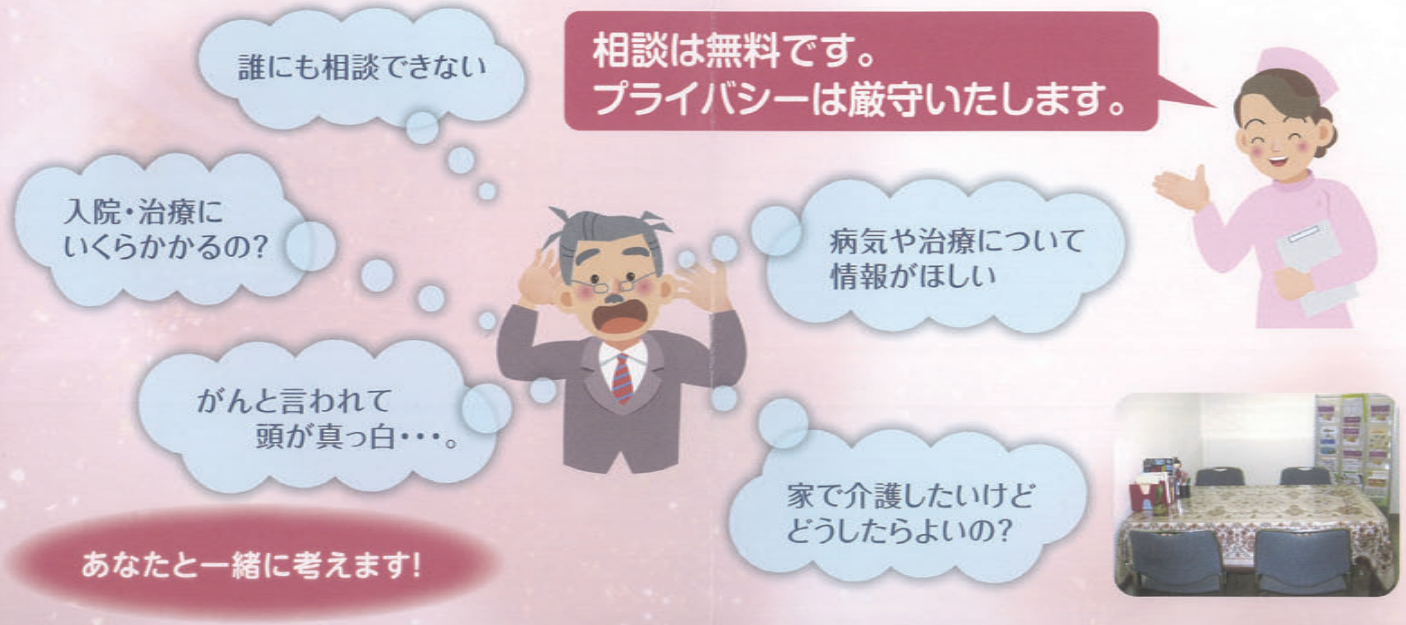

サロン

がんの患者さんやご家族のくつろぎと交流の場所です。がんに関する悩みや不安を話してみませんか？

in福井
場　　所：福井県看護協会
開 催 日：H27年5月8日㈮、9月11日㈮、
H28年3月11日㈮

in鯖江
場　　所：丹南健康福祉センター
開 催 日：H27年6月12日㈮

in敦賀
場　　所：二州健康福祉センター
開 催 日：H27年7月10日㈮

in小浜
場　　所：若狭健康福祉センター
開 催 日：H27年11月13日㈮

13:30～
15:30
参加費無料
予約不要

ピアサポート勉強会

「ピアサポート」とは、がんを体験した人やそのご家族等がピア（仲間）として体験を共有し、ともに考えることで、がん患者やそのご家族を支えることです。ピアサポーターとしての関わり方やプライバシーの保護について学びます。 **9月・10月に開催予定**

小児がん患者・家族支援

慣れない病院生活における、こどもの精神的負担をできるだけ軽減するためにホスピタル・プレイ・スペシャリストが支援します。

福井県　がん相談窓口のごあんない

心配事や不安な気持ち、一人で抱えていませんか？

あなたと一緒に考えます。

相談場所　福井県看護協会（福井市北四ツ居町601）

相 談 日　火曜日（年末年始・祝日を除く）

時　　間　10:30～15:00

利用方法　面談・電話　【専用】0776−54−8620

＊丹南地区・嶺南地区の出張相談も行っています。　＊患者サロンも行っています。

公益社団法人　福井県看護協会

がんに関する相談窓口

地域の相談窓口	問合せ先	曜日・時間
福井県看護協会	0776-54-8620（専用）	火 10:30～15:00

がん診療連携拠点病院の相談支援センター	問合せ先	曜日・時間
福井県立病院	0776-54-5151（代表）	月～金 8:30～17:00
福井赤十字病院	0776-36-3673（直通）	月～金 8:30～17:00
福井県済生会病院	0776-28-1212（直通）	月～金 8:30～17:00
福井大学医学部附属病院	0776-61-3111（代表）	月～金 8:30～17:00
国立病院機構敦賀医療センター	0770-25-1600（代表）	月～金 8:30～17:15

がん情報は　がんのポータルサイト「がんネットふくい」！

～がん相談・サロンのご案内～

がんに関する不安や悩み抱え込んでいませんか？

《がん相談》

がんに関する悩みや不安など、ご相談をお受けします。

《がんサロン》

がん患者さんやご家族のくつろぎと交流の場、お茶を飲みながら気軽にお話しできます。ミニ講座も開催します。

場　　所	日　　時	
	がん相談	がんサロン　《ミニ講座内容》
福井県看護協会 （福井市北四ツ居町 601）	毎週火曜日 （年末年始・祝日を除く） 10：30 ～15：00 相談方法…電話・面談 専用☎　0776-54-8620	H27 年 5 月　8 日（金）《抗がん剤について》 H27 年 9 月 11 日（金） H28 年 3 月 11 日（金）《ハンドマッサージ》 13：30～15：30
丹南健康福祉センター （鯖江市水落町 1 丁目 2-25）	H27 年 6 月 12 日（金） 10：00～12：00 相談方法…面談	H27 年 6 月 12 日（金）《治療中の栄養・食事》 13：30～15：30
二州健康福祉センター （敦賀市開町 6-5）	H27 年 7 月 10 日（金） 10：00～12：00 相談方法…面談	H27 年 7 月 10 日（金） 13：30～15：30
若狭健康福祉センター （小浜市四谷町 3-10）	H27 年 11 月 13 日（金） 10：00～12：00 相談方法…面談	H27 年 11 月 13 日（金）《ハンドマッサージ》 13：30～15：30

予約不要、相談・参加無料　～お気軽にご利用下さい～

お問い合わせは　福井県看護協会まで　**☎0776-54-8620**

平成２７年度

福井県

がんピアサポート勉強会

自らのがん体験を生かして、がん患者や家族の力になりたい方、
「ピアサポート」について一緒に学んでみませんか？

日　程

第１回　平成 27 年 9 月 19 日（土）13:30～16:00

●「福井県のがん対策とがん患者相談支援推進事業の紹介」
　福井県健康福祉部健康増進課がん対策グループ　室田　美幸
「がんピア サポーターとは」～ピアサポートにとって大事なこと～
　講師　滋賀県がん患者団体連絡協議会会長　菊井　津多子　氏

●「先輩サポーターから～活動の実際～」

第２回　平成 27 年 10 月 17 日（土）　13:30～16：00

●「がんを知る」～がん医療の基礎知識～
　講師　福井県立病院　緩和ケア科　主任医長　岩佐　智子　氏

●交流会

第３回　平成 27 年 11 月 14 日（土）9：30～16:00

●「より良いコミュニケ―ション入門　～実際にやってみよう！～」
　講師　福井県済生会病院　臨床心理士　車屋　知美　氏

ピアサポートとは、ピア「仲間」とサポート「支援」を合わせた言葉です。
この勉強会では、がん治療の体験者がその体験を生かし、同じがん患者さんやご家族の悩み・不安に寄り添い、共に考えることでこころのサポートをお手伝いするための傾聴の姿勢やがんに関する知識を学びます。

会　場　福井県看護協会会館

対　象　がん経験者、その家族および遺族、がん患者の支援者

その他　参加料　無料

申込み・問合せ

公益社団法人 福井県看護協会
〒918-8206 福井市北四ツ居町 601
☎0776-54-8620　FAX. 0776-54-8474

３．京都府

事業名：　京都府がん総合相談支援センター運営事業
運営団体：京都府・オムロンパーソネル株式会社
施設名：　京都府がん総合相談支援センター

1) 設立経緯・背景

- 平成 23 年 3 月にがん対策推進条例が京都府で制定され、がんの予防、早期発見、がん医療体制整備、がんに関する情報提供や患者支援の 4 施策を柱にがん対策に取り組むこととされた。その 2 年後に、京都府のがん対策推進計画が策定され、同計画にある“総合的な相談体制の整備”のために作られたセンターとなる。京都府がん対策推進計画（P64 参照)。
- 設立を検討していた頃、厚生労働省の研究班から「がんと向き合った 7,885 人の声」の報告書が出され、それを見ると 3 割は診療や治療に関する相談だが、他の 7 割は療養や生活に関するものとなっていた。その秋に府議会からもがんの相談窓口に関する諮問があり（これには静岡県立がんセンター石川委員も参考人として発言)、病院での相談以外に、病院には相談しにくい内容や、心の問題、経済的な問題など、病院内ではカバーしきれない相談に対応する必要があるのではないかということとなった。
- 設置にあたって国の地域統括相談支援センターのことは認識していた。地域統括相談支援センターとして実施している、三重や高知の施設の話を聞き、静岡がんセンターの様子を聞くなどして京都府としてどうあるべきかを考えた。
- もちろんここですべてが解決できるとは思っておらず、医療機関と連携する形で相談対応していくことが必要ではないかと考えている。
- 場所選びについては、病院とは離れたところにというのが基本。京都府庁のある行政機関が立ち並ぶところではない、交通至便地で探した。これから就労支援に関する相談も増えるだろうということや、就労支援の対応をしている府の機関が入っている建物の近くということもあり、現在の場所となった。もっと目立つところという話もあったがあえて目立たないところということで最終的に選択された。

2) 予算

- 事業委託で、初年度（平成 25 年度）については、立ち上げに関する経費も含めて 3,500 万円となっている。（平成 26 年度）2,670 万円。
- 当初、国の地域統括相談支援センターに関する補助金の制度もあったが(すでにあることも認識していたが)、1/2 補助では、立ち上げは難しいだろうということで、ちょうどこの年に雇用基金があったこともあり、また就労支援のことも対応することも想定し、京都府雇用対策事業（10/10 基金）を使って事業を開始した。2 年目は、都道府県健康対策推進事業補助金(1/2)を活用、平成 27 年度についても同様である。

3) 相談体制

3.1) 府内における位置づけと体制

- 京都府の健康対策課がん対策担当は、現在、担当者は、予防、たばこ対策などを含め８名体制。８名中、医療の専門職は、医師、薬剤師、保健師が 1 名ずつで、他は事務系の職員である。
- 事業については、毎年委託の形態をとっている。相談体制は、委託先の相談員、事務員の他、京都府健康対策課の担当課長がセンター長をつとめ、事務担当者 2 名についても、府の担当者。
- 相談支援の体制として府庁の職員が、夕方のカンファレンスに参加し（府庁からセンターまでは 20 分ほど移動にかかる)、情報を共有している。現場の声を聞くことは重要と考えており、開設以来カンファレンスに参加している。
- 京都府がん総合相談支援センターの体制は、相談員 7 名（看護師 2 名、保健師 2 名、ピアカウンセラー3 名:シフトを組み、常時 3 名の相談員が常駐)、事務員 1 名である。
- もろもろある相談は、いったんはがん総合相談支援センターで対応する。セカンドオピニオンは医療機関の紹介を行うなどする。
- 基本的に相談は、電話相談が主であり、全体の 9 割以上を占める。
- 匿名の相談も多い。その中でリピーターもいるが、カンファレンスでどのような相談があったかについては共有するようにしている。
- 京都府内に設置されている京都府がん医療戦略会議の中に相談支援部会があり、そのとりまとめを担っている。ここで相談支援センターと調整している。医療機関で相談をためらう悩みへの相談対応も行っている。
- センター内で受ける相談以外に、毎月 1 回府内 7 保健所において出張相談を実施している。件数は、1 年間実施してみて、30 数件であった。まだ件数が多いわけではないが、継続して定期的にやっていくことが非常に重要と考えている。ポスターについても、半年分日程を決めて提示できるようにしている。
- 今後地域での相談は重要になると考えられるが、地域の情報を求められるなどその際の情報については、情報冊子を作成し、この情報を更新していくことが重要と考えている。また相談支援センターから収集する中で、情報を更新することもある。

3.1.1) 委託先（オムロンパーソネル）について

- 委託先のオムロンパーソネルが今回委託を受けた背景について、もともと地域包括センターの仕事を請け負っていた経験があった。また総合人材サービス会社として、医療機関のクライアントも多かった。そうした背景もあり、今回の委託を受けるに至った。ピアカウンセラーについてもここで雇用している。
- 雇用しているピアカウンセラーは 3 名。乳がん経験者 2 名、前立腺がん経験者 1 名。

シフト制なのでいつも 3 名がいるわけではないが、必要に応じて、相談の最中でもピアカウンセラーにつなぐこともある。女性・男性について希望がある場合で、そのとき対応できない場合には、翌日にかけてもらうなどして対応している。

- ピアサポート研修については、京都府で別事業として実施。そこに開催支援として関わることはあるが、直接の関わり合いはない。
- 「0120」のフリーダイヤルを用いていることについて、委託先の提案であり、提案内容のサービスに費用面も含まれる。
  - オムロンパーソネルとしては、多くの人に、より気軽に相談してもらうためには、フリーダイヤルは必要であろうということで提案を行った。
- 委託を受けたオムロンパーソネルとしては、チームワークよく、また京都府からの支援がありやっているところであるが、やはり、相談内容は重いものが多いので、日々の学習、相談員の育成は非常に大事で、悩みながらやっているところである。

3.2) 相談対応現場での対応状況と体制

- 電話は2回線であるが、隣り合わせで並べてある机の4カ所でとれるようになっており、記録、集計の分析も行っている。

  地域から入ってきた情報に対して、フィードバックをかけたこと（つないだこと）もある。緊急支援シートというのを用いて、緊急性の高いケースについては府庁の支援も受けながらつないでいる。

  就労支援窓口についても、都道府県がん診療連携拠点病院（府立大、京大）や、ハローワーク、就労支援の窓口につなげたことはある。

  がん診療連携拠点病院の相談支援センターから紹介されるケースについては、本人が病院名を言われない場合も多いが、少なくないと考えている。

  病院ではゆっくり話せない。あるいは、ゆっくり話せないと思っている相談者も多い。（きっと忙しいに違いないと思っている）
- 小児がん相談の対応について、小児がんは、専門的な内容が多いこともあり、府立大、京大（どちらも小児拠点）と医師会を中心に動いている。
- スタッフの採用については、看護師もピアカウンセラーも、話をしたい人ではなく、「話を聞ける人」という視点で選考し、採用している。聞いているつもりになっているのもダメであると考えている。

  当初は SW（社会福祉士）がいた方が良いと思っていたが、現在はある程度は一般的なことについては、SW がいなくても対応できるようになっている。専門的な内容については、病院で具体的な内容に照らし合わせて対応してもらうことがよいのではないかと考え、返している。期待だけさせるのは良くない。

  医師がいないことでの不便は、特に感じていない。必要時には、府庁を通じて紹介してもらうことはあるが、「当センターでわかるのはここまでです」ということでお伝え

するので、困ったことはない。
総合相談支援センターのスタッフとして、看護師、保健師の専門性は必要であるかについては、やはり、病気のこと、治療や入院の事情を知り、全体像を知っている者が話をするということは重要であると考えている。したがって、全員が看護師や保健師の資格を持っている必要はないが、含まれていることは重要であると考える。

4) 相談の質の担保についての活動について

- センター内での教育や質の担保・管理について実施していることとして、朝夕のカンファレンスを設立以来ずっと続けている。その中でお互いに学ぶということ、果たしている役割は大きいと思う。お互いに容赦なく、対応方法や提供する情報について（よい意味で）意見を言い合っている。
- スタッフについては、ある程度のマネジメント経験がある人を採用していることもあって、お互いによりよい対応に向けて意見を交わすということができているように思う。
- 朝夕のカンファレンス以外に、月 1 回のカンファレンスで困難ケースについて、対応方法の検証などについても行っている。またこれまで十分にできていなかった勉強会も開催していきたいと考えている。現在は、無料の市民公開講座などに出席したスタッフが他のスタッフに教える、といったようなことを実施している。
- 相談対応の均てん化の取り組みの一つとして、「がん地域医療従事者のための相談支援マニュアル」を作成した。
- 作成に当たっては、各病院で各部分を担ってもらい作成した。3 回の WG を経て、総合相談支援センターでとりまとめ、2015 年 3 月に完成した。今後更新も必要であると考えている。

5) 広報・周知方法

- 京都府で作成した地域の療養情報の冊子は、昨年度は、15,000 部作成し、追加で 5,000 部、合計 20,000 部作成した。がんの診療を行う医療機関、薬局などに配布している。
- 広報として、アンケート結果から、「医療関係者から知った」という人の割合が多くなっているが、この背景として考えられることとして、がん診療連携拠点病院の相談支援センターから紹介されて、総合相談センターへ紹介されるケース、医療機関には情報冊子を配布しているので、そこで紹介されたというよりも「見て」来た、という人も多いと考えている。特に薬局から多いと言うわけではないが、たとえば、薬局には 900 店舗薬剤師会を通じて、閲覧用に 5 冊ずつ配布している。
- 冊子、情報の更新は労力を要するが、これこそが大事な情報であるので、メンテナンスは必要であると考えている。
- ホームページからの情報提供の展開については、今後の課題としているところである。

京都府がん対策推進府民会議情報提供充実対策部会でも話題に出たところであるが、ホームページからの情報発信の充実はこれからである。

6) 相談支援体制における県内の位置づけ、がん相談支援センターとの連携等について

- 病院の相談支援センターとの棲み分けについては、明確に府側で行っているわけではないが、相談者の方が選んでいるのではないかと思われる。行政が行っている窓口としては、ある程度生活関係の情報も得られるのではないかという期待もあるであろう。またこれまでに、（おそらく乳がんで、すでにかなり進んでいる状態で）放っていて、なかなか病院に足を運べず、やっぱり病院に行った方がいいのか、などといった相談があったことがあったが、こうした相談については、病院の相談支援センターにはなかなかないように思われる。

  京都府内の相談支援センターの相談員とは、会議の場で会う機会が多いこともあり、都道府県拠点病院の相談員や担当者、相談支援部会の担当病院である京都市立病院の職員については顔の見える関係がある。

7) 府としての今後の方針

- 京都府では、国に先行する形で、地域包括機構、地域包括ネットというものを保健所に設けて相談を行う仕組みを作っている。がんとは別にできた枠組みであるが、また現段階では連携をとって動けているわけではないが、こうした動きも背景にあるので、今後連動させていくということもありうる。

  がん相談を行っていても、その他の相談が入ってきたり、また他のがん以外の相談窓口（たとえば医療安全などの相談窓口）には、がんの相談が入ってきたり、などといったことが考えられるが、そうした他領域の相談窓口との交流・伝達については、基本的には個人情報であるので、その相談者から病院の方に返してもらう、別の然るべき窓口を紹介するなどということを行っており、伝達をすることはない。
- 今後、運営の予算を継続的に獲得、維持していくことについての方針や取り組みなどについては、今後ますます医療は進んでいく中で、医療の中の課題も動いていくことと思われる。その中で常にアンテナをはっていくこと、3年、5年先を見据えて、また人口構成なども見ながら、トピックス的にその都度アピールしていく必要があると考えている。
- ただし、トピックスだけではいけないので、軸足をずらさずに、考えていくことも大事。そのためにも本庁職員がその現場の声を知っているということは大事なこと、現場の声を聞くことが大事だと考えている。

京都府がん総合相談支援センターについて

Ⅰ基本項目

1．名　称

京都府がん相談総合相談支援センター

2．住　所

京都市南区東九条下殿田町 43　メルクリオ京都 2F 201 号室

3．設立年月日

開所日:平成 25 年 8 月 26 日

4．設立の趣旨と経緯

（背景・経緯）

・がんの予防、早期発見、がん医療体制整備、がんに関する情報提供や患者支援等がん対策を総合的に推進するため「京都府がん対策推進条例」を制定

・「京都府がん対策推進計画」において、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を目標に、「がんに関する相談支援、・情報提供」の充実を図るため、専門機関・関係団体と協働して対応するオール京都による相談体制構築の取組を推進

（趣旨）

がん診療連携拠点病院等において医療相談は比較的行われているものの、病院に相談しにくい医療従事者への不満やセカンドオピニオンの希望、不安など心の問題や経済的な問題・生活問題についての対応は不十分な状況にあるため、拠点病院とは別に総合相談窓口を開設した。

［基本コンセプト］

① ワンストップ窓口	がん患者等のあらゆる不安、悩みを受け止める。
② 寄り添い型支援	相談員が相談内容に応じ、専門機関・団体等にしっかりつなぐ。
③ オール京都の相談体制	専門機関、関係団体と協働して対応
④ 地域連携の強化	中核的な相談支援窓口として医療機関等との連携強化を図る。

5．条例等との兼ね合い（設立の基になる制度は）

京都府がん対策推進条例

関係部分抜粋

（がん患者等に対する支援）

第 13 条　府は、医療機関等と連携し、がん患者及びその家族、遺族等（以下「がん患者等」という。）に対する支援に資するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

(1) がん患者等に対する相談体制の充実を図るための施策

(2) がん患者等の経験を生かした支援活動等を推進するための施策

(3) 前２号に掲げるもののほか、がん患者等の支援のために必要な施策

6．設置要綱

なし（毎年委託業者公募時に事業実施要領を作成）

7．予算（平成 27 年度）

26,700 千円　［都道府県健康対策推進事業補助金 1/2、一般財源 1/2］

26 年度：26,700 千円　［都道府県健康対策推進事業補助金 1/2、一般財源 1/2］

25 年度：35,000 千円　［京都府雇用対策事業(重点分野雇用創出事業)：10/10 基金］

II 相談体制

1．相談員、事務員の人数(専従・兼務)、職種・バックグラウンド等

京都府健康対策課

センター長

事務担当者２名（兼務）副課長・主査

京都府がん総合相談支援センター

【相談員７名】＊シフトを組み、常時３名の相談員が常駐

看護師２名　保健師２名　ピアカウンセラー３名

【事務員１名】

2.　活動・対応の範囲と分野

（1）患者・家族に対して（○○の情報・支援等）

①対応範囲

府内の患者及び家族（但し、府外からの相談も拒まない）

②対応内容

・標準治療・検査・予防・セカンドオピニオン等に関する一般的な相談対応

・地域の医療機関、市町村福祉相談窓口等の相談対応
・医療費・療養生活などに関する相談対応及び社会資源情報の提供
・がんサロン・患者会等に関する相談対応　等

（2）がん相談体制に対して
・体制は上記1のとおり
・平成26年5月より府内7保健所にて1回/月の出張相談を開始
・同年9月より関係機関の開催イベントと共催して出張相談を開始

3．利用者の紹介について（対応しきれない相談の紹介先、連携、情報収集方法等）
高度専門的医療相談、セカンドオピニオン等の相談については、医療機関を紹介、在宅療養・就労・家族関係などの相談は、行政関係相談窓口等の各関係機関を紹介

4．相談内容の保存（保存方法・期間、個人情報は？）
・「相談記入シート」を作成し、電子データは専用サーバーに保存。サーバー並びに相談記入シートへのアクセスにはパスワードが必要
・一方、印刷物は『機密文書』と朱書きされた所定のファイルに綴じ、鍵のかかるキャビネットに保管。保管期間は現在は「無期限」

5．相談受付時間、土日・休日、電話相談、面談相談、予約の有無
（1）相談時間
月～金（祝日・年末年始除く）9：00～12：00　13：00～16：00
（2）相談形式
電話相談、事前予約による対面相談

6．相談員への研修の有無
・国立がん研究センター相談員基礎研修Ⅰ・Ⅱの受講
・がんに関する各種セミナー等に積極参加
・企業倫理月間（10月）に個人情報保護法等の研修実施

7．相談員の待遇
受託業者の就業規則に基づき処遇。

Ⅲ　広報･周知方法

1．市民への周知・アナウンスの方法（記者発表、広報紙への掲載、その頻度等）

①ちらしの配架

市町村(26)、公的機関、医療機関、薬局(900)、金融機関、府健康関連イベント、コンビニ等

②ラジオ、市町村広報誌、新聞における広報

③京都府がん情報ガイド作成(15,000)、送付

④生命のがん教育企業セミナー、患者会公開講座等において窓口を紹介

[26 年度実績]

コンビニ	2
府民だより	3
府政記者室	2
TV･ラジオ	4
がん情報誌	9
新聞広告	1
新聞地方版	19
郵便局	1
市町村イベント	5
患者団体イベント	1
市町村広報誌	77

2．行政相談との関係（役所等での相談）

①京都府７保健所においての出張相談(76 回)

②京都府主催のイベントにおいての出張相談(10 回)

Ⅳ　府内での位置づけ

1．病院の相談支援センターとの関係、交流、情報交換の状況

・京都府がん医療戦略会議相談支援部会の事務局を担当し、府内２１がん診療拠点病院等との連携･調整を担う。

・26 年度は、がん相談員のための支援マニュアルを作成し、相談員の質の向上と対応の均てん化を図った。

2．関係諸団体(府外を含む)との関係（医師会、医療安全支援センター、地域包括支援センター等）

・医療機関、行政機関、患者団体等の情報を収集し、京都府がん対策推進府民会議情報提供充実対策部会において「京都府がん情報ガイド」を作成

・京都労働局の長期療養者就労支援担当者連絡協議会に参画し、がん患者の就労についてハローワーク及び拠点病院等と連携。

Ⅴ　がん相談体制における府内での役割（どの部分を担当しているのか、目指す方向は）

▽医療機関で相談をためらう悩みに対応する寄り添い支援型の相談窓口

▽がん患者に包括的に情報提供を行うワンストップサービス機関

▽府内拠点病院等のがん相談支援センターをとりまとめ、支援し、ためになる様々な情報を発信する機関

Ⅵ　平成 26 年度の相談実績

1．相談件数

相談総件数は 1,410 件、月平均相談件数は 117.5 件であった。

平成 25 年度は 423 件、月平均約 60 件であったが、26 年度に入って認知度の高まり及び広報の充実の影響もあってか相談件数は増加した。

［　平成 26 年度月別相談数　］

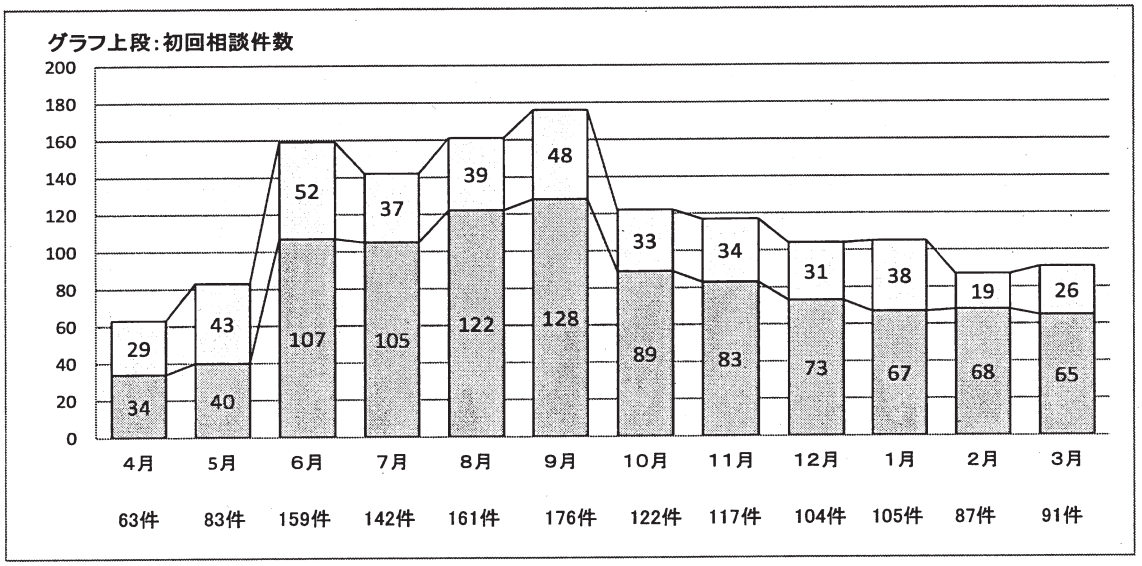

６～９月の間相談件数が急増しているが、多数回相談者からの件数が反映されたものである。体調や就労等日々襲われる不安や悩みに親身に耳を傾け、寄り添いながら支援してきた結果であるが、まだ不安を訴える日もあり、留意が必要。

2．相談者の続柄

相談者の続柄は、患者本人が 53％、次いで家族からが 33％であった。

3．相談者の性別

相談者の性別は初回相談者で、女性が 65％、男性が 35％となり、複数回相談を含む総件数では女性が 39.5％、男性が 60.5％であった。

4．相談時間

平均相談時間は、19.7 分であった。(相談時間の制限は設けていない。)

10 分以内が 29％である一方、60 分を超える相談も 7％あった。

5．相談の疾患部位

相談の疾患部位は、大腸・小腸 13%、乳房 13%、肺・膈膜心臓 12%、リンパ・血液 10%、胃 9%と罹患者数の多いがんが続く。

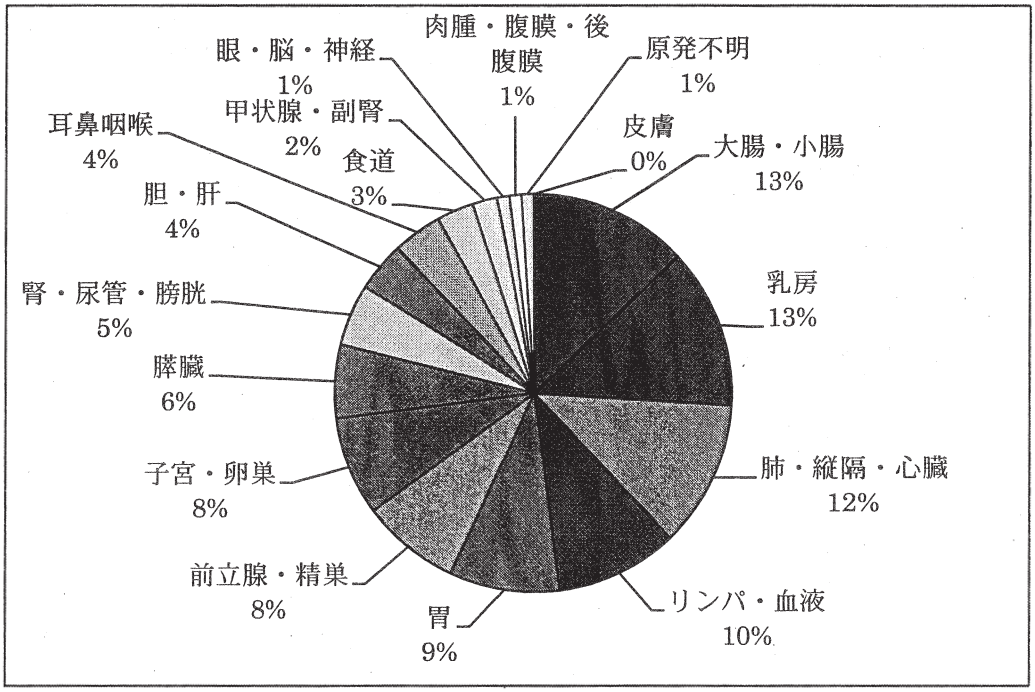

6．相談内容（複数回答）

相談内容は、食事・就労などの日常生活が最も多く 25%、次いで不安・精神的苦痛 23%、症状・副作用・後遺症 11%、がんの治療 9%、医療者とのコミュニケーション 7%に続く。

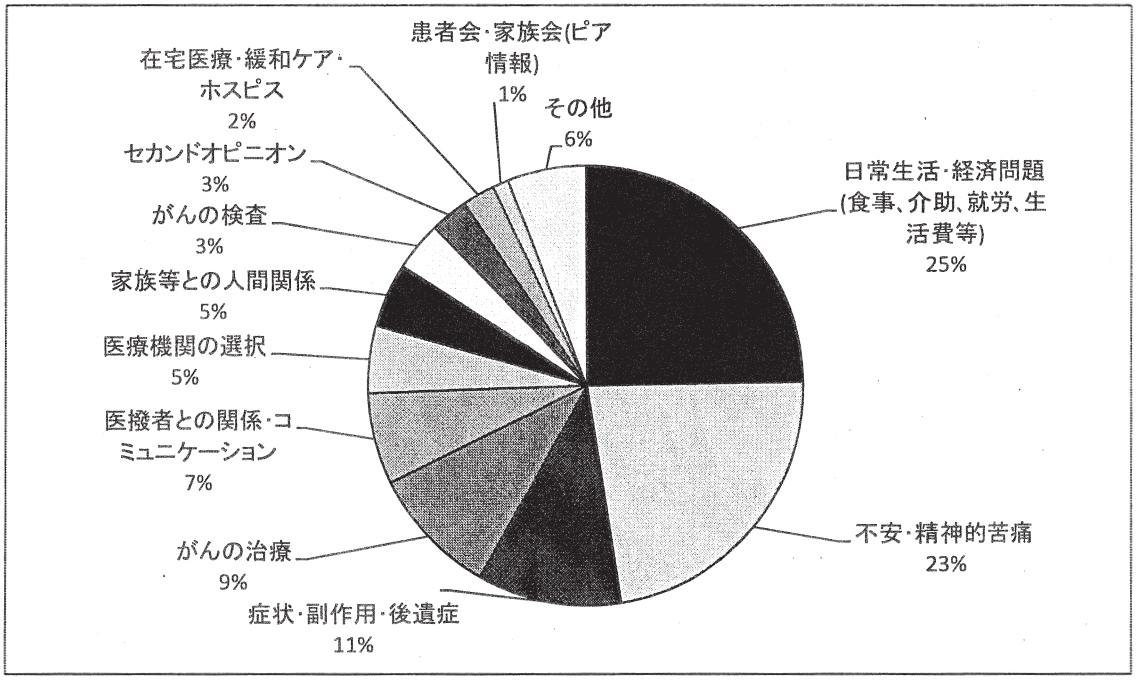

7．センターを知った媒体

回答のあった 372 件のうち、医療機関やそのスタッフからの紹介によるものが 31％で最も多い。次いで、府民だより、市町村広報紙合わせて 17％、公的機関配架のちらし 13％と続く。

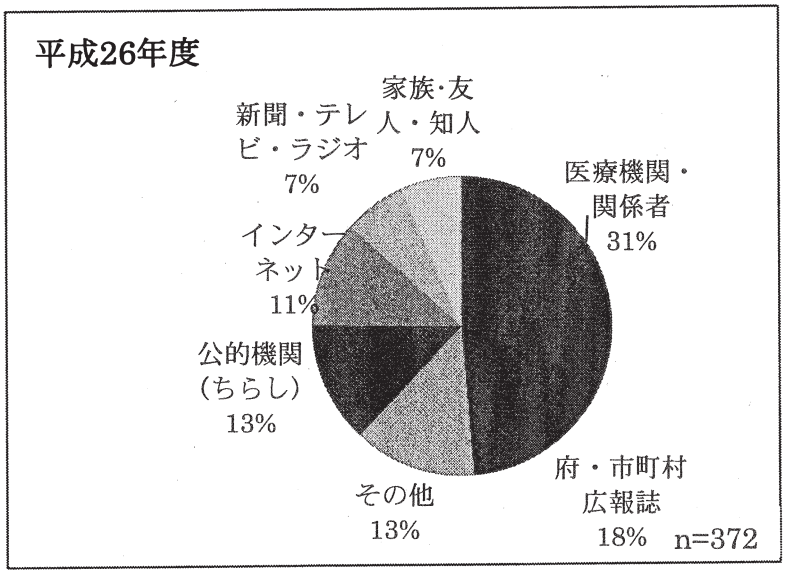

8．相談者の居住地

相談は匿名を可としており、了承を得られた相談者からの回答によるものであり、母数は 259 件にとどまる。居住地は京都市内が多いが、北部、南部ともにおおむね全地域からの相談がある。

居住地	計	居住地	計	居住地	計	居住地	計
京 都 市	95	久御山町	1	精 華 町	4	綾 部 市	1
向 日 市	9	井 手 町	1	南山城村	0	宮 津 市	4
長岡京市	8	宇治田原町	0	亀 岡 市	10	京丹後市	10
大山崎町	2	木津川市	7	南 丹 市	5	伊 根 町	0
宇 治 市	24	笠 置 町	1	京丹波町	6	与謝野町	3
城 陽 市	14	和 束 町	0	福知山市	8	他 府 県	17
八 幡 市	17	京田辺市	5	舞 鶴 市	8		

Ⅶ　アンケートの実施について

当センターは電話相談が大半を占めるが、平成 27 年度より来所及び出張相談時における対面相談について、アンケートを実施している。

（アンケートは相談者から京都府に送付）

初回利用アンケート

本日は、京都府がん総合相談支援センターをご利用いただき、ありがとうございました。
皆様により快適にご利用いただくために、アンケートのご協力をお願い申し上げます。

1. 施設の表示、案内はどうでしたか？

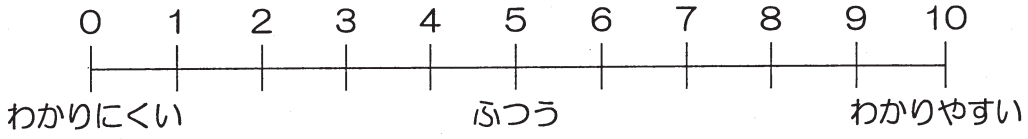

（理由：　　）

2. 相談室の雰囲気はどうでしたか？

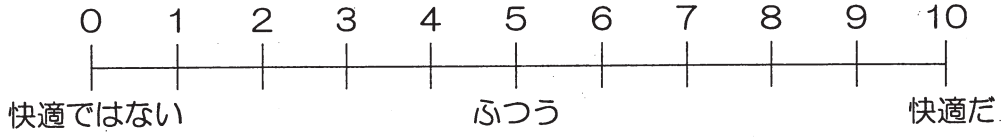

（理由：　　）

3. 当センター相談員の対応（マナー、態度）はいかがでしたか？

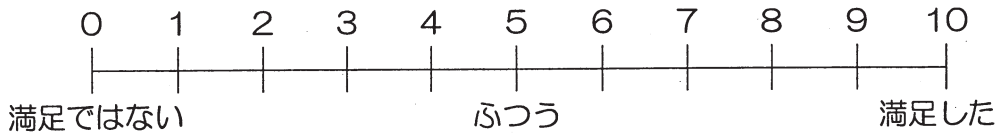

（理由：　　）

4. 本日のご相談は満足いただけましたか？

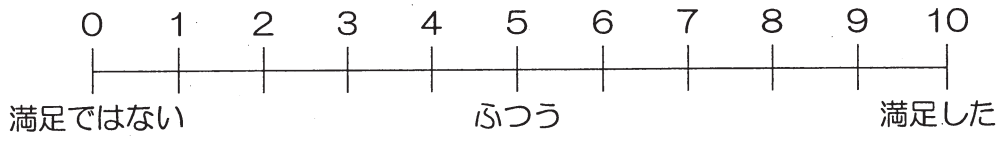

（理由：　　）

5. あったら利用したいサービスを教えてください。

（　　）

6. ご意見、ご希望などございましたらご記入ください。

（　　）

性別：□男　□女
年齢：□20 代　□30 代　□40 代　□50 代　□60 代　□70 代～

ご協力いただき、ありがとうございました。
※ご回答いただいたアンケート用紙は、返信用封筒にて京都府健康対策課へ送付ください

京都府がん総合相談支援センター運営事業に係る業務内容仕様書

1　目的

この仕様書は、京都府（以下「甲」という。）がオムロンパーソネル株式会社（以下「乙」という。）に委託する京都府がん総合相談支援センター運営事業を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

2　業務の内容

（１）業務管理、連携体制の構築

下記（２）から（４）の業務を行うに当たり、適切な事業計画とその実現のための調整・作業スケジュールを設定し、ピアカウンセラー、看護師または保健師等相談に従事する者を指揮しながらその進行管理を行う。

業務に当たっては、京都府及び下記（２）に記載の関係機関と連携体制を構築し、効果的な実施に努める。

（２）がん総合相談の実施

窓口においては、ピアカウンセラー、看護師または保健師等相談に従事する者を配置し、下記の相談を実施する。実施に当たっては、がん相談支援センターや、市町村福祉事務所、ハローワークや京都ジョブパーク、総合労働相談コーナー、介護保険事業者等の福祉事業者やがん患者団体、女性相談窓口等、がん患者の生活支援関連の関係機関と連携し、患者や家族に関係窓口を紹介するとともに、必要に応じフォローアップを行う等、寄り添い型・ワンストップサービスとして実施する。

なお、相談内容については記録の上、定期的に傾向の分析と相談業務の評価を行い、京都府に報告するとともに、月１回は京都府と意見交換を行う。

また、京都府が利用者の満足度を把握するために実施するアンケートに協力する。

①通常相談

a ）がん患者及びその家族等からの電話相談、対面相談に対応し、相談者が抱える問題点の整理及び情報提供を行う。

b）相談者の抱える問題の解決に資するサービスがある場合は、情報提供に加え、相談者が当該サービスを円滑に利用できるよう必要に応じて当該窓口担当者との調整を行う。

c）通常相談業務の対応曜日・時間は、毎週月曜日から金曜日（祝日を除く）において、一日６時間程度設けるものとする。

②府の地方機関等における出張相談

a) 遠隔地の患者が対面相談を利用しやすいよう、府の地方機関等に出向いて相談を実施する。

b) 上記②a)に掲げる出張相談業務は、毎月実施し、年間84回実施するものとする。

③イベント会場等における出張相談

a) 京都府内で開催されるイベント等において相談コーナーを設け、相談を実施する。

b) 上記③a)に掲げる出張相談業務は、年間概ね10回程度実施するものとする。

（3）関係機関との連携

京都府全体の相談体制の機能強化のために、下記の事業を実施する。

①京都府がん医療戦略推進会議　相談支援部会の支援及び連携

a) 京都府及び京都市立病院と連携の上、がん診療連携拠点病院等におけるがん相談支援センター相談員の連絡会議を開催し、事務局を担当する。

b) 上記連絡会議は、各相談支援センターから選定され相談員等で構成し、毎年１回以上実施するものとする。なお、会議出席者に旅費、報償費は支給しない。

②患者団体との連携

府内の患者会等との連携を強化するため、京都府がん患者連絡協議会が開催するピアサポーター養成講座を受講する。

（4）がん対策に係る情報提供

患者やその家族を含む、府民へのがんに関する情報提供を強化するため、関係機関や患者会と連携し、リーフレットの作成・配付及びホームページ等様々な手段を通じ、窓口を広報する。

3　実施体制等

（1）実施体制

上記２の業務を実施するために所要の人員を配置する。

（2）情報の管理

本事業を実施するに当たって個人情報を取り扱う場合においては、京都府個人情報保護条例（平成８年京都府条例第１号）等に基づき、その取扱に十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めることとする。

4　委託業務の実施場所等

（1）実施場所

京都市南区東九条下殿田町４３メルクリオ京都２０１号室

（2）実施曜日・時間

毎週月曜日から金曜日（祝日を除く）　午前8時30分～午後4時45分

（3）相談受付方法

電話又は面談

5　業務推進上の留意点

（1）机、書棚、パーテーション、ＯＡ機器等、委託経費により調達する資機材については、原則としてリースあるいはレンタルにより調達するものとする。ただし、受託事業者が従前から所有する資機材を活用することについて京都府が承諾した場合はこの限りではない。

また、相談に必要な資料、冊子は受託業者が用意する。

（2）業務の遂行状況については、京都府の定める様式により、随時報告するものとする。

（3）本業務が完了したときは、京都府が定める方法により、遅滞なく次の事項を記載した実績報告書を提出するものとする。

①事業実施の概要

②本事業に要した経費の内訳

なお、上記内容が確認できる書類として、支出伝票、領収書等を事業終了後5年間保存するものとする。

6　その他

（1）京都府の事業展開を踏まえ、京都府及び受託事業者の協議により新たな業務が加わる場合がある。

（2）本事業の成果及び著作権は、京都府に帰属するものとする。

（3）メルクリオ京都201号室の賃借料（共益費含む）及び光熱水費は京都府が負担する。

（4）その他契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議して決定するものとする。

がん医療戦略推進会議の組織について

（平成２７年５月現在）

がん医療戦略推進会議

（京都府がん対策推進条例 第9条第2項）

議　題

○がん医療水準の向上方策
○関係機関の間の連携方針

構成員

都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院
京都府がん診療連携病院、京都府医師会、京都府病院協会、京都私立病院協会

- 院内がん登録部会
  - 登録実務WG
  - 予後調査WG
  - データ二次利用WG
- 相談支援部会
  - QA作成WG
- 研修部会
- 緩和ケア部会
  - 看護師研修に関する会議
- 外来化学療法部会
- 地域連携部会
  - 胃がん地域連携パスWG
  - 肺がん地域連携パスWG
  - 大腸がん地域連携パスWG
  - 乳がん地域連携パスWG
  - 肝がん地域連携パスWG
  - 前立腺がん地域連携パスWG

各部会・WG

議　題　○拠点病院・連携病院間の連携事業等

構成員　都道府県がん診療連携拠点病院
地域がん診療連携拠点病院
地域がん診療病院
京都府がん診療連携病院
京都府がん診療推進病院(部会により)
京都府医師会(部会により)
京都府病院協会(部会により)
京都私立病院協会(部会により)
京都府

京都府がん対策推進条例をここに公布する。

平成２３年３月１８日
京都府知事　山田　啓二

京都府条例第７号

京都府がん対策推進条例

目次

第１章　総則（第１条－第６条）
第２章　がん対策に関する施策（第７条－第15条）
第３章　がん対策の推進（第16条－第18条）
第４章　雑則（第19条・第20条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）の趣旨を踏まえ、がんの予防及び早期発見によりがんが府民の健康に及ぼす影響を少なくするとともに、がん患者及びその家族が置かれている状況を深く認識し、療養生活に伴う様々な不安を軽減するため、がん対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、府、府民、市町村及びがん対策関係者が一体となり、がん対策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保健医療関係者　がんの予防若しくは早期発見又はがん医療（科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。）に携わるものをいう。

(2) がん対策関係者　保健医療関係者、事業者、がん対策に対する府民の理解及び関心を深めるための活動に取り組む団体その他のがん対策に主体的に関与するものをいう。

（府の責務）

第３条　府は、市町村及びがん対策関係者に対し必要な取組を要請するとともに、市町村及びがん対策関係者と連携を図り、府の特性に応じて、次章に規定するがん対策に関する施策を推進するものとする。

（府民の役割）

第４条　府民は、生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響についての知識その他のがんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めるものとする。

（保健医療関係者の役割）

第５条　保健医療関係者は、がんの予防若しくは早期発見又はがん医療に関する技能の向上に努めるものとする。

２　保健医療関係者は、がんの予防及び早期発見に寄与する研究、がん医療の技術の向上に寄与する研究その他のがん対策の推進に寄与する研究並びに当該研究の成果の活用に努めるものとする。

３　保健医療関係者は、府のがん対策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、次に掲げる環境の整備に努めるものとする。

(1)　従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができる環境

(2)　従業員ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、治療し、又は療養することができる環境

(3)　従業員の家族ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、当該家族を看護することができる環境

２　事業者は、府のがん対策に協力するよう努めるものとする。

第２章　がん対策に関する施策

（がんの予防の推進）

第７条　府は、市町村及びがん対策関係者と協力し、がんの予防に資するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

(1)　生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響についての知識その他のがんの予防のための知識に関する普及啓発を図るための施策

(2)　受動喫煙（室内又はこれに準じる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するための施策

(3)　科学的知見に基づくがんの予防の効果が見込まれる予防接種を普及させるための施策

(4)　前３号に掲げるもののほか、がんの予防のために必要な施策

（がんの早期発見の推進）

第８条　府は、市町村及びがん対策関係者と協力し、がんの早期発見に資するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

(1)　がん検診の受診率に係る目標の設定及び当該目標を達成するための施策

(2)　性別及びがんにかかりやすい年齢を考慮したがんの早期発見を推進するための施策

(3)　がん検診に従事する医療従事者の育成及び確保並びに資質の向上を図るための研修の機会を確保するための施策

(4)　前３号に掲げるもののほか、がんの早期発見のために必要な施策

（がん医療の水準の向上）

第９条　府は、府民がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするため、次に掲げる施策を講じるものとする。

(1)　がん診療連携拠点病院（国が定める指針に基づき、専門的ながん医療の提供を行う医療機関として厚生労働大臣が指定したものをいう。以下同じ。）並びに京都府がん診療連携病院及び京都府がん診療推進病院の整備を推進するための施策

(2)　前号に掲げる医療機関相互及び当該医療機関とそれ以外の医療機関等の間の連携及び協力を推進するための施策

(3)　医療機関のがん医療に関する機能の充実を図るための施策

(4)　前３号に掲げるもののほか、がん医療の水準の向上のために必要な施策

２　府は、前項に規定する施策を推進し、がん医療の水準を向上させるための方針等について検討するため、府、京都府立医科大学、京都大学その他医療機関等においてがん医療に携わる者によって構成される京都府がん医療戦略推進会議を組織するものとする。

３　知事は、第１項第１号及び第２号に規定する施策を実施するため、前項の方針等を踏まえ、規則で定めるところにより、がん診療連携拠点病院に準じる医療機関で知事が定める指針に適合するものを京都府がん診療連携病院として、がん診療連携拠点病院及び京都府がん診療連携病院と連携し、及び協力して地域におけるがん医療を推進する医療機関で知事が定める指針に適合するものを京都府がん診療推進病院として指定することができる。

（緩和ケアの推進）

第10条　府は、緩和ケア（がんに起因する身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下同じ。）の推進を図るため、次に掲げる施策を講じるものとする。

(1)　がん患者の状況に応じた治療の初期の段階からの緩和ケアの充実を図るための施策

(2)　緩和ケアを提供する医療機関の整備を推進するための施策

(3)　居宅において緩和ケアを受けることができる体制の整備を推進するための施策

(4) 前３号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策

（医療従事者の育成等）

第11条　府は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケアに係る医療その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保並びに資質の向上を図るために必要な施策を講じるものとする。

（がんに関する情報の提供等）

第12条　府は、府民に対して、がんに関する情報を提供するものとする。

２　府は、市町村及びがん対策関係者が府民に対して提供するがんに関する情報の内容及び提供方法の充実のために必要な施策を講じるものとする。

３　府は、学校等の教育機関において、児童及び生徒ががんの予防及び早期発見についての認識を深めるための教育が行われるよう、適切な措置を講じるものとする。

（がん患者等に対する支援）

第13条　府は、医療機関等と連携し、がん患者及びその家族、遺族等（以下「がん患者等」という。）に対する支援に資するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

(1) がん患者等に対する相談体制の充実を図るための施策

(2) がん患者等の経験を生かした支援活動等を推進するための施策

(3) 前２号に掲げるもののほか、がん患者等の支援のために必要な施策

（がん登録の推進）

第14条　府は、がん医療の向上に役立てるため、がん登録（がん患者の罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するためにがんに係る情報を登録する制度をいう。）の推進に努めるものとする。

２　府は、前項の施策を行うに当たり、がん患者の個人情報の保護が適切に行われるために必要な措置を講じるものとする。

（研究の推進等）

第15条　府は、がん対策の推進に寄与する研究が推進され、又は当該研究の成果が活用されるために必要な施策を講じるものとする。

第３章　がん対策の推進

（がん対策推進計画）

第16条　知事は、がん対策基本法第11条第１項に規定する都道府県がん対策推進計画の策定又は変更に当たっては、京都府がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。

（がん対策推進協議会）

第17条　前条の規定による知事の諮問のほか、がん対策に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、委員25人以内で組織する。

３　委員は、市町村、がん対策関係者、がん患者等、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（府民運動）

第18条　府は、市町村及びがん対策関係者と連携し、府民ががん対策に対する理解及び関心を自主的に深めるための活動が活発に実施されるよう必要な施策を講じるものとする。

２　府は、前項に定める活動を推進するため、府、市町村、がん対策関係者、がん患者等、教育機関、報道機関、学識経験を有する者等で構成される京都府がん対策推進府民会議を組織し、当該会議が円滑に運営されるよう必要な措置を講じるものとする。

第４章　雑則

（財政上の措置）

第19条　府は、がん対策を推進するために必要な財政上の措置を講じるものとする。

（規則への委任）

第20条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府
がん総合相談支援センター

がん患者さんやご家族をとりまく様々な問題に対応する京都府の設置する相談窓口です

相談内容

医療・福祉相談及び経済的問題、生活問題や不安などに関する相談

相談方法

電話または対面（予約優先制）

※看護職（保健師・看護師）・
ピアカウンセラー（がん経験者の相談員）が対応します

まずはお電話ください。

【受付時間】月～金（祝日・年末年始除く）　9:00 ～ 12:00 ／ 13:00 ～ 16:00

0120-078-394

おなやみ（き）くよ

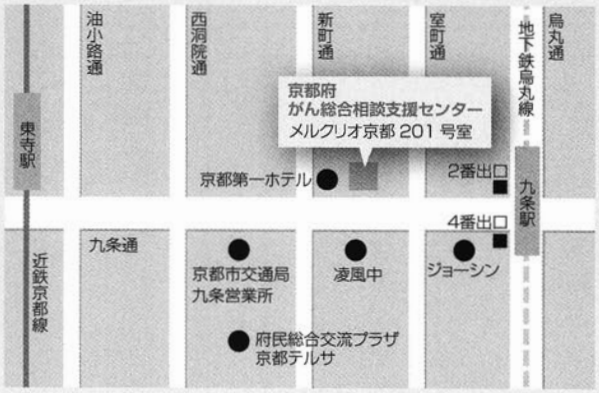

京都府がん総合相談支援センター

京都市南区東九条下殿田町 43 番地 メルクリオ京都 201 号室
建物の2階、エレベーターを降りて左手にございます。

アクセス

・京都市営地下鉄烏丸線 九条駅 4 番出口より西へ徒歩約 3 分
・近鉄京都線 東寺駅より東へ徒歩約 10 分
※併設駐車場はございません。
近隣のコインパーキングをご利用ください。

ホームページ　http://www.gansoudan-kyoto.jp

お問い合わせ（受付時間 9:00～12:00・13:00～16:00）

京都府がん総合相談支援センター
〒601-8047　京都市南区下殿田町 43 メルクリオ京都 2 階

0120-078-394

京都府

がん患者さんと家族のための個別相談会 4月～9月

お申込み方法

＊**事前予約のみ**：先着順・定員あり
日時･相談したい内容等を実施日の前日までに下記にお伝えください。
ご相談は看護師または保健師がお受けいたします。

記

京都府がん総合相談支援センター
0120-078-394（受付時間 9:00～12:00･13:00～16:00）

相談無料

下記の場所で個別相談会を行います。実施日の前日までに御予約の上、お越しください。

乙訓保健所

住所：〒617-0006 向日市上植野町馬立8
TEL：075-933-1151　アクセス　阪急 西向日駅から西へ約300m

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	2(木)	7(木)	4(木)	2(木)	6(木)	3(木)
相談時間	第1木曜日 13:00～15:30					

山城北保健所
山城広域振興局宇治総合庁舎内

住所：〒611-0021 宇治市宇治若森 7-6
TEL：0774-21-2191　アクセス　JR 宇治駅から南西へ約300m

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	14(火)	12(火)	9(火)	14(火)	11(火)	8(火)
相談時間	第2火曜日 13:00～15:30					

山城南保健所

住所：〒619-0214 木津川市木津上戸 18-1
TEL：0774-72-4300　アクセス　JR 木津駅から北へ約300m

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	7(火)	11(月)	2(火)	7(火)	4(火)	1(火)
相談時間	第1火曜日＊5月は第2月曜日 13:00～15:30					

南丹保健所

住所：〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21
TEL：0771-62-4751　アクセス　JR 園部駅から徒歩 5 分

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	21(火)	19(火)	16(火)	21(火)	18(火)	15(火)
相談時間	第3火曜日 13:00～15:30					

中丹西保健所
中丹広域振興局福知山総合庁舎内

住所：〒620-0055 福知山市篠尾新町 1 丁目 91
TEL：0773-22-5744　アクセス　JR 福知山駅北口から西へ徒歩約15分

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	28(火)	26(火)	23(火)	28(火)	25(火)	29(火)*
相談時間	第4火曜日＊9月は第5火曜日 13:00～15:30					

中丹東保健所

住所：〒624-0906 舞鶴市倉谷村西 1499
TEL：0773-75-0805　アクセス　JR 西舞鶴駅（裏口）から小倉西舞鶴線（白鳥街道）を東へ徒歩約10分

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	16(木)	21(木)	18(木)	16(木)	20(木)	17(木)
相談時間	第3木曜日 13:00～15:30					

丹後保健所

住所：〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855
TEL：0772-62-0361　アクセス　北近畿タンゴ鉄道峰山駅から徒歩 1 分

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	23(木)	28(木)	25(木)	23(木)	27(木)	24(木)
相談時間	第4木曜日 13:00～15:30					

※警報等で公共交通機関が運休・遅延の場合、中止となる可能性があります。

京都府がん総合相談支援センター

受付時間
9:00～12:00
13:00～16:00
月～金
（祝日・年末年始除く）

ご相談受付電話番号

フリーダイヤル
0120-078-394
おなやみ（き）くよ

住所はホームページでご確認ください
ホームページ　http://www.gansoudan-kyoto.jp

京都府がん総合相談支援センターができること

●ご相談者の気持ちに寄り添います
●必要な場合、適切な窓口につなぎます
●お悩みが解決するよう一緒に考え支援します

例えば、こんなときご利用ください

・「がんと聞いて頭が真っ白。誰かに話を聞いてもらいたい。」
・「妻ががんと診断された。どのように接すればよいのかわからない。」
・「治療方法を説明されたが、よくわからないので確認したい。」

京都府

きょうと 府民だより

2014年
6月号
vol.398
毎月1日発行（配布期間:6月1日(日)～7日(土)）

◎特集
土砂災害防止月間
海フェスタ京都

写真／南丹市美山かやぶき集落群（京都府景観資産） 梅雨入りしたかやぶきの里に華やぎを添えるアジサイの花。

今月の伝統色 **二藍（ふたあい）** 藍に紅花を掛け合わせて染める紫系の色。平安時代には夏の衣装によく用いられました。

【総合お問い合わせ窓口】
TEL 075-411-5000 FAX 075-411-5001 411-5000@pref.kyoto.lg.jp 府民サービス・ナビ HP http://navi.pref.kyoto.lg.jp/

きょうと府民だよりは、ホームページや携帯サイトでも見ることができます。
また、点字版、文字拡大版、音声版も発行しています。
ご希望の方はご連絡ください。

きょうと府民だより 検索

保＝保育ルーム 手＝手話通訳 問＝問い合わせ・申し込み先 TEL＝電話 FAX＝ファックス ✉＝Eメールアドレス HP＝ホームページ

スポーツ施設など

※掲載していない催しもあります。料金、申し込み方法など詳しくは各施設まで

丹波自然運動公園（京丹波町）
TEL0771-82-0560 FAX0771-82-0480

障害者スポーツのつどい 日6月10日㈫13時30分～15時30分 内卓球バレー、ボッチャ、フライングディスクなど

サン・アビリティーズ城陽（城陽市）
TEL FAX0774-53-6644

障害者スポーツのつどい 日6月22日㈰13時30分～16時 内トランポリン・卓球・軽スポーツ・工作など

伏見港公園（伏見区）
TEL075-611-7081 FAX075-621-8844

●スポーツを楽しむ日 日6月21日㈭10時～20時 内卓球・バドミントンなど 対幼児以上 料500円ほか/2時間

府民スポーツ広場（久御山町）
TEL0774-20-8881 FAX0774-20-8870

グラウンドゴルフのつどい 日6月3日㈫～25日㈬10時～15時（毎週㈫㈬） 定35人 料300円

山城総合運動公園（宇治市）
TEL0774-24-1313 FAX0774-21-0381

フリーマーケット 日6月15日㈰10時～15時

問なでしこ ふれあいマーケット協会
TEL0774-86-5328 FAX0774-86-5339

おしらせ

府営住宅空家入居者募集

●京丹波町以南 ①城南勤労者福祉会館（宇治市）日6月3日㈫～6日㈮②府庁1号館府民総合案内・相談センター 日6月9日㈪～18日㈬▶いずれも9時30分～11時30分、13時～16時（㈭・㈰を除く）

問京都府住宅供給公社
TEL075-432-2018 FAX075-432-2049

●福知山市・綾部市以北③舞鶴総合庁舎 日6月11日㈬～13日㈮ ④福知山総合庁舎 日6月16日㈪～18日㈬ ⑤峰山総合庁舎 日6月19日㈭～20日㈮ ⑥宮津総合庁舎 日6月23日㈪～24日㈫ ⑦綾部総合庁舎 日6月25日㈬～27日㈮▶いずれも9時30分～11時30分、13時～16時

問中丹・丹後府営住宅管理センター
TEL0773-42-1021 FAX0773-42-1037

「京都府女性の船」参加者募集

日9月5日㈮～8日㈪ 所北海道 内女性リーダー育成研修、事前・事後研修もあり 定100人 対府内在住・在勤でおおむね20歳以上の女性 料35,000円以内 受6月30日までに所定の申込用紙と作文を、在住市町村の男女共同参画担当課へ持参・郵送（京都市・府外在住の方は府男女共同参画課へ）

問男女共同参画課
TEL075-414-4291 FAX075-414-4293

公立高等学校合同説明会

●中丹通学圏 6月8日㈰13時～中丹文化会館（綾部市）●丹後通学圏 6月15日㈰13時～丹後文化会館（京丹後市）●口丹通学圏 6月22日㈰10時30分～ガレリアかめおか（亀岡市）●京都市・乙訓通学圏 6月28日㈯、29日㈰10時～みやこめっせ（左京区）●山城通学圏 6月29日㈰10時15分～文化パルク城陽（城陽市）

問高校教育課
TEL075-414-5848 FAX075-414-5847

がんの出張相談

内看護師・保健師によるがんに関する悩み相談 日6月10日㈫宇治総合庁舎、6月17日㈫南丹保健所（南丹市）、6月19日㈭中丹東保健所（舞鶴市）、6月24日㈫福知山総合庁舎、6月26日㈭丹後保健所（京丹後市）

問府がん総合相談支援センター
☎0120-078-394

介護保険サービスを利用していない満90歳の方に商品券を交付します

内6月中旬に対象候補者に申請書を送付

問高齢者支援課
TEL075-414-4579 FAX075-414-4615

無料風しん抗体検査を実施します

所府内保健所および委託医療機関 対妊娠を希望する女性、抗体価の低い妊婦の同居者（配偶者など）

問健康対策課
TEL075-414-4734 FAX075-431-3970

不動産の取得時には不動産取得税が課税されます

問税務課
TEL075-414-4433 FAX075-414-4428

無資格者によるあん摩、マッサージ施術は法律により禁止

問医療課
TEL075-414-4749 FAX075-414-4752

不正大麻・けし撲滅にご協力を

問薬務課
TEL075-414-4787 FAX075-414-4792

6月～9月は農薬危害防止月間です 農薬は正しく使いましょう

問食の安心・安全推進課
TEL075-414-5654 FAX075-414-4982

難病支援制度の改正に関する電話相談を受け付けています

問難病対策・新制度相談窓口
TEL075-414-4975・4976
日平日9時～12時、13時～16時

広告

B型肝炎給付金請求

安心の相談実績900名超

着手金0円 弁護士費用実質4%※

※無症候性キャリアの方は実質5万円（税別）

成功報酬制（給付金から後払い） 弁護士費用は給付金額の8%（税別）ですが、半分の4%分が国から支給されます。

無料説明会開催 事前予約制

日時：6/7（土）▸11時～
6/13・20・27（金）▸10時～

場所：当法人 京都駅前事務所（京阪京都ビル4階/JR「京都」駅 徒歩2分）

※詳しくは、お電話またはホームページでご確認ください。

対象条件 幼少期に「集団予防接種」を受けられた 昭和16年7月2日～昭和63年1月27日 生まれの方

集団予防接種が原因でB型肝炎ウイルスに感染した方に給付金を支払う、特別措置法が施行されました。対象者には、50万円から最大3,600万円の給付金※が支払われます。「みお綜合法律事務所」では、必要書類の説明や収集を無料でサポートしています。※無症候性キャリア50万円、慢性肝炎1,250万円、肝硬変（軽度）2,500万円、肝硬変（重度）・肝ガン・死亡3,600万円

無料説明会でわかる3つのポイント

Point 1 制度の仕組みや給付金の受取方法がわかる
Point 2 必要な書類のそろえ方がわかる
Point 3 弁護士に直接質問ができる

無料 資料請求もフリーダイヤルで受付中

弁護士法人みお 京都駅前事務所
京都弁護士会所属／弁護士 山本直樹

予約専用ダイヤル 0120-7867-30（なやむなみお） 通話料無料

みお 法律 検索

www.miolaw.jp

〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町735-1 京阪京都ビル4階 受付時間（月～土曜日）9:00～17:30［携帯電話からも通話無料］

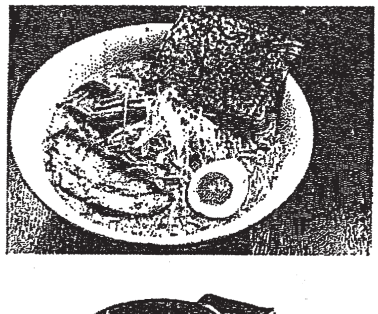

す。北海道の夏の恵み、新鮮なうにの旨味をたっぷり楽しんでいただける一品です。

ほかにも「函館朝市いくら亭」からはお得メニュー「６種から選べる小ぶり丼」（１人前税込1080円、小ぶりうに丼は１人前税込1296円）が登場（各日午前10～11時、午後３～５時。午後３時からの販売は17日まで）。お手頃サイズの小ぶり丼は女性やちょっと食べてみたい方に好評です。

また、夏の北海道市に欠かせないアイススイーツも取りそろえました。羊蹄山の湧き水から作るかき氷

産経新聞

「麗水のかき氷」（１杯税込864
も北海道産の果肉が入ったふんわ
き氷です。初出品、別海「おだい
雪みつソフトクリーム」（１個税
澱の町、別海ならではのソフトに
生まれた新感覚のシロップ「雪み
のソフトクリームです。

北海道の美味しさがつまった「夏の大北海道市」に是非、お越しください。

京都市況　消費税を含む　京都中央卸売市場

◆野菜　621トン

	キロ 産地	高値	安値
ダイコン	10北海道	2160	108
西洋ニンジン	10北海道	2160	540
ゴボウ	5宮崎	1512	486
ハクサイ	15長野	3240	780
ミズ菜	0.2滋賀	162	50
キャベツ	10群馬	1350	788
ホウレン草	3.6岐阜	3024	972
青ネギ	0.8京都	918	5
レタス	10長野	2700	1296
キュウリ	5福島	5400	864
ナス	5京都	4860	130
トマト	4北海道	3596	54
ピーマン	0.15大分	54	16
バレイショ	10北海道	1944	540
タマネギ	10兵庫	2002	626
エノキタケ	0.1長野	43	16

◆果実　169トン

幸水ナシ	10佐賀	3024	1620
モモ	5山梨	5616	540
デラウェア	0.4山梨	259	108
巨峰	1福岡	1620	972
スイカ	16山形	3024	756

◆水産　148トン

マアジ	1大分	1260	900
サバ	1大分	1620	—
イワシ	1和歌山	468	360
活タコ	1岡山	1188	648
アマダイ	1山口	4860	3024
イトヨリ	1山口	1350	1296
サワラ	1三重	1566	972
ケンサキイカ	1長崎	4560	945
活ハモ	1徳島	2700	324
キハダマグロ	1各地	2700	864
塩紅サケ	1各地	2160	886

がん患者さんと家族のための個別相談会

9月～12月

相談無料

相談内容 がんに関するさまざまな相談　**相談方法** 対面（予約優先制）

お申込み方法

※事前予約優先:先着順・定員あり
日時・相談したい内容等を下記までお伝えください。
ご相談は看護師または保健師がお受けいたします。

京都府がん総合相談支援センター
0120-078-394（受付時間 9:00～12:00・13:00～16:00　※月～金・祝日除く）

下記の場所で個別相談会を行います。みなさまのご参加をお待ちしております。

乙訓保健所

〒617-0006 向日市上植野町馬立8
TEL:075-933-1151

実施日	9/4(木)	10/2(木)	11/6(木)	12/4(木)
相談時間	第１木曜日 13:00~15:30			

アクセス 阪急 西向日駅から西へ約300m

山城広域振興局 宇治総合庁舎

〒611-0021 宇治市宇治若森7-6
TEL:0774-21-2191

実施日	9/9(火)	10/14(火)	11/11(火)	12/9(火)
相談時間	第2火曜日 13:00~15:30			

アクセス JR宇治駅から南西へ約300m

山城南保健所

〒619-0214 木津川市木津上戸18-1
TEL:0774-72-4300

実施日	9/2(火)	10/7(火)	11/4(火)	12/2(火)
相談時間	第1火曜日 13:00~15:30			

アクセス JR木津駅から北へ約300m

南丹保健所

〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21
TEL:0771-62-4751

実施日	9/16(火)	10/21(火)	11/18(火)	12/16(火)
相談時間	第3火曜日 13:00~15:30			

アクセス JR園部駅から徒歩５分

中丹広域振興局 福知山総合庁舎

〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91
TEL:0773-22-5744

実施日	9/22(月)	10/28(火)	11/25(火)	12/22(月)
相談時間	第4火曜日 13:00~15:30 ※9月・12月は第４月曜日に実施			

アクセス JR福知山駅北口から西へ徒歩約15分

中丹東保健所

〒624-0906 京都府舞鶴市倉谷村西1499
TEL:0773-75-0805

実施日	9/18(木)	10/16(木)	11/20(木)	12/18(木)
相談時間	第３木曜日 13:00~15:30			

アクセス JR西舞鶴駅（南口）から小倉西舞鶴線（白鳥街道）を東へ徒歩約10分

丹後保健所

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855
TEL:0772-62-0361

実施日	9/25(木)	10/23(木)	11/27(木)	12/25(木)
相談時間	第4木曜日 13:00~15:30			

アクセス 北近畿タンゴ鉄道峰山駅から徒歩1分

※警報等で公共交通機関が運休遅延の場合、中止となる可能性があります。

下記イベントでも出張個別相談会を行います。

SKYふれあいフェスティバル2014 9月20日(土)・21日(日)
◇会場:パルスプラザ京都（京都市伏見区竹田鳥羽殿町5）地下鉄烏丸線竹田駅より徒歩15分
◇相談時間:20日(土)13:00～17:00・21日(日)11:00～15:00(当日会場にて受付)

リレー・フォー・ライフ・ジャパン京都2014 9月27日(土)・28日(日)
◇会場:京都府立医科大学花園学舎（京都市北区大将軍西鷹司町13）JR嵯峨野線円町駅より徒歩10分
◇相談時間:27日(土)14:00～16:00・28日(日)10:00～12:00(事前予約優先)

京都府民公開講座　第9回『がんと生きる』 10月18日(土)
◇会場:メルパルク京都（京都市下京区東洞院通七条上ル東塩小路町）京都駅より徒歩2分
◇相談時間:16:00～18:00(事前予約優先)

お問い合わせ（受付時間 9:00～12:00・13:00～16:00 ※月～金・祝日除く）
京都府がん総合相談支援センター
0120-078-394
〒601-8047 京都市南区下殿田町43 メルクリオ京都2階
京都府

食中毒を予防しよう！

食べ物に付着した細菌が原因で、急性の胃炎や腸炎を引き起こす食中毒。蒸し暑く細菌が繁殖しやすい6〜9月に多発します。

予防のポイント

食中毒の原因菌とウイルスをつけない・増やさない・やっつける

□食品や手・調理器具はしっかり洗う
□食品を冷蔵庫で保存する時は包む
□購入した食材は室内に放置せず冷蔵庫で保存する
□作った料理は早めに食べる
□食品内部まで十分に加熱する
□調理器具は定期的に消毒する

問保健センター☎(55)1111

健康・食生活相談

市では、市民を対象に健康・食生活相談を実施しています。身体や食事に関することなどについて、保健師・管理栄養士が相談に応じます。健診結果の見方についてなど、気軽にご相談ください。

▼日程　「広報じょう

見えにくい人・見えない人のための「視覚相談会」

▼日程　○7月29日(火)午前11時〜午後3時30分／岩滝保健センター　○9月9日(火)午前11時〜午後3時30分／綾部市保健福祉センター　○11月14日(金)午前10時30分〜午後3時30分／精華町役場　○平成27年1月23日(金)午前10時30分〜午後3時30分／長岡京市立中央公民館　○平成27年3月10日(火)午前10時30分〜午後3時30分／八幡市立福祉会総合センター☎075(531)9608

6月30日は市・府民税（第1期）の納期限です。納め忘れのないようご注意ください。

口座振替をご利用の人は6月30日に振替します。

問税務課納付係☎(56)4024

城陽市広報

Q&A

勧奨状が届きました

Q　…は3月末で会社を退職しました。在職…厚生年金に加入していましたが、今回、…事務所から「第1号・第3号被保険者資格取得勧奨状」が届きました。何か手続きは必要ですか？

A　会社を退職されたことにより、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。まだ手続きがお済みでないため、勧奨状が届いています。すみやかに国保医療課国保年金係で加入手続きをお願いします。また、第3号被保険者として扶養していた配偶者がいる場合は、配偶者についても手続きが必要です。

▼持ち物　年金手帳、勧奨状、印かん

問国保医療課国保年金係☎(56)4038

がん個別相談会

がんに関わるさまざまな相談を受け付けます。ぜひ、ご利用ください。

▼日時　7月8日(火)、8月12日(火)午後1時〜3時30分　▼場所　山城広域振興局　▼相談員　保健師または看護師　▼費用　無料

◎通常相談もあります（電話・対面）

▼日程　祝日・年末年始を除く月〜金曜日午前9時〜正午・午後1時〜4時　▼場所　京都府がん総合相談支援センター（京都市南区東九条下殿田町）

申・問京都府がん総合相談支援センター📠0120(078)394」へ電話

開催します！『環境ミニフォーラム』

城陽環境パートナーシップ会議の活動報告を行います。気軽にご参加ください。

内容

○城陽高校と協働製作した「環境紙芝居の製作報告と上映」
○環境家計簿でライフスタイルを見直す「リニューアル環境家計簿の紹介」
○「フクロウの巣立ちなどいろいろな鳥の動画の紹介」と「生き物ハンドブック(改訂版)の中間報告」

▼日時　6月28日(土)午後1時35分〜3時30分　▼場所　福祉センター　※申込不要・無料

問城陽環境パートナーシップ会議（環境課内）☎(56)4061

まちかど写真館

下水主遺跡で人工溝発見！

古墳時代の水運の跡？

下水主遺跡は城陽市南西部に位置し、南北約980メートル・東西約540メートルの範囲で、木津川右岸の低地に広がる遺跡です(縄文時代〜近世)。

今回この下水主遺跡で、古墳時代前期に人工的につくられた大規模な溝(長さ33メートル・幅10メートル前後・深さ2メートル程度)が発見されました。

この溝は規模が大きく、西側を流れる木津川方面に向かって掘られていることなどから、船を使用した物資の運搬が行われていた可能性があるとされ、木津川をはじめとする淀川水系の河川交通網とつながっていたと考えられます。

また溝内からは、船を漕ぐために使われた長さ77センチの櫂(かい)・水にまつわる祭祀などに使われたと考えられる船をかたどった木製品などが見つかりました。

下水主遺跡で発見された人工溝

この頃、城陽市域では芝ヶ原古墳や梅ノ子塚1号墳などの古墳が築造されています。今回確認された大規模な溝は、こうした古墳をつくった首長が維持・管理し、物資の運搬などに使用した水路の可能性があると考えられます。

このほか飛鳥時代の建物や柵なども見つかり、多数の土器が出土したことから、今後その広がりの解明に期待がよせられます。

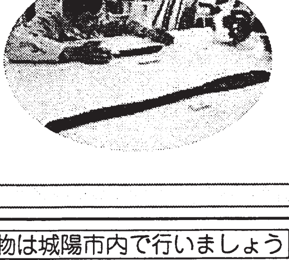
◀船を漕ぐ櫂(かい)と船をかたどった木製品

問(公財)府埋蔵文化財調査研究センター☎075(933)3877

いきいき教室『介護予防教室』
～7月開催案内～

できるだけ要介護状態にならないための教室です。

▶対象　65歳以上の市民

申各実施機関

実施機関［担当校区］	日時 場所	内容
(在介)梅林園 ☎(52)4533 [富野・青谷]	7月3日(木) 13:30〜15:00 梅林園	〜元気アップ教室〜 いすに座ったまま行える体操を中心に、筋力向上トレーニングを行います。活き活き楽しく健康な生活が送れるよう、自宅でも継続して行えるような体操を身につけましょう！
(在介)ひだまり ☎(55)5150 [久津川・古川]	7月14日(月) 13:30〜15:00 ひだまり	
西部(在介) ☎(53)9500 [寺田西・今池]	7月11日(金) 13:30〜15:00 今池コミセン	
地域包括支援センター ☎(54)7330 [寺田・寺田南]	7月16日(水) 10:00〜11:30 福祉センター	
(在介)萌木の村 ☎(52)0091 [久世・深谷]	7月30日(水) 13:30〜15:00 東部コミセン	

(在介)…在宅介護支援センター

４．佐賀県

事業名：　佐賀県地域統括相談支援センター事業
運営団体：公益財団法人佐賀県総合保健協会
施設名：　佐賀県がん総合支援センター

1)　設立経緯・背景

- 平成 27 年 9 月 1 日に設置された。設置要綱としては、「佐賀県地域統括相談支援センター事業実施要綱」がある。
- センターの前身として、平成 19 年度にがん電話相談事業、平成 23 年度にがん相談交流事業を開始し、公益財団法人佐賀県総合保健協会（以下、「総合保健協会」という。）が県から委託されて実施していた。
- がん電話相談事業は、平成 19 年度から、週 3 回 2 人の相談員が交代で対応。現在は、4 名の相談員が交代で対応している。回線は 1 回線。
- 平成 27 年 9 月からは、電話だけでなく、希望に応じて面談にも対応することになった。面談の相談は 3-4 件/月とそれほど多くはない。
- 平成 19 年度当初にがん電話相談事業の委託が始まった経緯としては、当時はがん診療連携拠点病院の相談支援センターの役割はまだそれほど明確ではなく、病院は敷居が高いので、がん診療連携拠点病院以外で対応できる相談窓口を置こう、ということで手探りの状況の中で始まった。
- 条例との兼ね合いでは、平成 26 年 3 月に「佐賀県がんを生きる社会づくり条例」の中に、地域統括相談支援センターという名称はないが、「がん患者を支える」という内容が盛り込まれており、それに相当する内容と考えている。
- 平成 27 年度からの 4 年間における県政の目標を掲げた「佐賀県総合計画 2015」では、地域統括相談支援センターの設置にも言及されている。
- 実施要は、平成 27 年 9 月 1 日の地域統括相談支援センターの設置に合わせて作成された。これまでの委託事業を踏襲し、その内容に加えて、(5)がん相談に関するニーズ調査の実施が事業として加えられ、５．相談員の質の向上等の項目が加えられた。
  - ニーズ調査の実施については、県と協力して役割分担しつつ、県民が求めているものは何かを探っていき、それを事業に反映させていくというもので、調査の実施は年度後半に予定している。
  - がん総合支援センターに関わる相談員の質の向上としては、外部の研修会への参加（国立がん研究センターが提供する研修会、E-learning 等）、県内の研修会への参加、3-4 ヶ月に 1 回開かれているセンター内の 4 名の相談員でカンファレンスなど行っている。今後は、先進的な取り組みを行う地域統括相談支援センターへの視察研修等も計画しているところ。
- 総合保健協会は、成人病予防センター（佐賀県医師会が母体）の事業とも統合して、

平成 30 年 1 月に、佐賀県立病院好生館の跡地に移設予定。移設後は、がん総合支援センターを常設とする予定であり、それに向けて徐々に拡充をしているところである。

2) 予算

- 県の予算は、9 月以前は、140 万円/年で実施（電話相談のうち 1 回/週は協会の自主財源を充てていた)。9 月以降は、250 万円/年の予算で運営予定である。協会としても、公益事業の強化に力を入れようとしているところである。
- 平成 25 年度当初から、地域統括相談支援センターの類似事業として、国から 1/2 の補助（都道府県健康対策推進事業費）を受けていた。

3) 相談体制

- 4 名の相談員（看護師）は、もともと佐賀県立病院好生館で働いていたがんの臨床経験のある看護師 3 名と福岡大学病院で働いていた看護師 1 名で構成。
- 週あたりの対応日は、3 回/週（月水金）で、センター設置前の電話相談と変わっていない。対応時間：9:30～13:00、14:00～16:30。基本、1 名の相談員がその日の午前・午後を対応するため、昼休みを 1 時間取っている。
- 相談員同士の連絡共有は、基本的には記録用紙のみ。その他、3-4 ヶ月に 1 回のカンファレンスで共有している。
- 対応日数や時間が限られているのは、経費の問題というよりも、人材の確保の問題。なかなか対応できる人が見つからず、人材が見つかればもっと拡充したいと考えている。
- 相談室は、佐賀県臓器バンクと一緒の部屋を使っている。同時に電話がなるとお互い秘匿的な情報を話すため、別室で対応することもある。面談についても、希望があった際に別の空いている居室を使用している状況。
- 相談時間外は、対応時間等のアナウンスが流れる留守番電話で対応している。
- 相談内容は、医師との関係やコミュニケーションに関することなどが多い。“こころ”に関することは、ほぼ全ての相談で含まれる。その他の件数も毎年多くなっているが、最近では、卵子凍結などの相談もあり、年々相談内容が変わってきていることを感じる。患者会の紹介などを行うこともある。
- 相談件数は、130-160 件/年程度。対応日に相談は 1 件あるかないか。リピーターも多い。男女比では、女性が 8 割程度。70 代くらいの方からの相談が多いような印象である。
- 利用者からの相談内容で対応しきれない場合は、佐賀県医療センター好生館の臨床心理士に相談員が問い合わせをすることがある。

4) がん患者相談交流事業

- がん患者相談交流事業については、平成 22 年度に患者会の交流を目的として、一般の患者さんを対象とした事業が開始された。
- 1 時間のレクリエーションとグループ交流（人数により 3-5 グループ）で、1 回の会が構成される。患者会リーダー、ピアサポーター養成講座の受講経験者にピアサポーターとして入ってもらっている。その他、保健師、臨床心理士などのスタッフが入る。臨床心理士（県内の拠点病院から招聘）以外は、総合保健協会のスタッフ。ピアサポーターには、交通費相当として、定額 1 回 1000 円を出している。
- 集いの会は、30 名程度の参加（定員以上の申込があっても断らない)。もっと参加者が増えれば場所も広くしていくなどの対応をしていきたいと考えている。
- 開催日は平日だが、3 回のうち 1 回は佐賀市以外で土曜日に行うようにしている。
- 参加者にとって、リクリエーションは形のあるもの（焼き物など）をつくるのがうれしいようだ。ヨガなどの運動系のものも、体のことがあり、体に優しいものにしている。参加者は 60-70 代が多い。
- ピアサポーターの養成は、県としては実施していない。NPO クレブスサポートという団体が過去 2 回実施した。今年度は武雄市の患者会が実施している。
- 県では、養成されたピアサポーターの活動の場がないことから、県が委託して実施するがんサロン（NPO 法人クレブスサポートに委託）を毎月 1 回第 2 日曜日に実施している。参加人数は、4-5 名/回程度で多くはない。
- 交流会やがんサロンの参加者の人数が多くないので、ニーズ調査で実態を洗い出したいと考えている。
- 平成 30 年に移設後は、150 平方メートルほどのところに、サロンも常設できないか考えているところ。

5) 広報・周知方法

- チラシによる周知や県広報誌（定期的に)、県政枠のテレビコマーシャルなど実施している。
- Web サイトについては、まだ十分に対応しきれていない。
- 新聞の投書欄へ投稿したり（無料)、新聞のコラム欄に取り上げてもらっている。
- 広報をやっても、なかなか相談件数が増えていない。乳がんのように患者会のあるところは別として、それ以外のがん種の人たちにどのように情報を届けるかが課題である。がん相談支援センターとも今のところ十分に連携がとれていない。
- 患者会やサロンの情報は、県内の患者会、病院での患者会、サロンの情報と合わせて Web 上に掲載している。患者会もサロンもあまり活動の違いなく運営されているようなので、分けずに掲載している。

6) 地域（県内）での位置づけについて

- 就労相談は、手が出しにくいところ。労働局サイドと連携をして、平成 27 年 3 月に一度、がん相談支援センターの相談員、総合保健協会の職員等が顔を合わせる機会を持った。
- 他の拠点病院からも、就労に関連する相談があがってくることは少ない。現在は、本人了解の上で、県健康増進課に共有してもらい、具体的な対応方策を考えて対応している。件数が少ないこともあり、丁寧に対応している。
- 県内のがん診療連携拠点病院との連携については、県内で行っているがん相談支援センターの連絡会（4 回/年）に参加できるように依頼をかけたところ。（相談支援センターの連絡会は、平成 27 年 1 月に定期的に開催するように内規が作成された）。

7) がん相談体制における県内での役割（今後の抱負）

- 病院でないところで、気軽に使ってもらえるところを作ることを目指している。場合によっては、外に出て行く窓口というのもあるのかもしれない。
  多くの方の対応を行っている拠点病院のがん相談支援センターとしっかり役割分担しながら、一人ひとりに時間をかけ丁寧に対応し、心理面のケアを中心に相談対応していきたい。

佐賀県地域統括相談支援センター事業実施要領

1　目　的

佐賀県は、がんによる死亡率が高く、常に全国でも高位にあるため、県民のがんに対する関心は高く、不安を持っている人も多い。また、がんの患者は、治療の過程において孤立しやすいことから、がん患者に対する精神的なケア、患者同士の精神的な支えあいも、がんの療養のうえで重要な役割を担っている。

このため、県内のがん患者やその家族等の悩み事の相談に応じるとともに、がんの患者団体と連携し、がん患者同士の意見交換や情報交換の場が必要である。

そこで、がんに関する相談をワンストップで行う窓口を設置し、また、交流会等を企画することで、がん患者の孤立を防ぎ、がんの療養や生活の質（ＱＯＬ）を高めることを目的とする。

2　事業の実施

上記１の目的を達成するため、佐賀県地域統括相談支援センター事業（以下、「事業」という。）を実施する。

3　事業主体及び実施方法

佐賀県（以下、「県」という。）が、事業を実施するに適切な団体に委託して実施する。

4　事業の内容

（１）地域統括相談支援センターの設置及び運営

公益財団法人佐賀県総合保健協会（以下、「協会」という。）に、地域統括相談支援センター（以下、「センター」という。）を設置し、同協会が運営（周知等を含む）を行う。

なお、センターの名称及び開設日等の詳細については、別途、県と協会が協議の上、定める。

（２）各種相談の実施

電話及び面談によるがんに関する相談対応を行う。

なお、相談は、専門的知識を有する専任の保健師又は看護師が行い、相談内容が高度に専門的なものについては、医師等の協力を得て行う。

ア　相談内容

（ア）がん患者、家族等の悩みに関すること。

（イ）がん検診、一般的治療等に関すること。

（ウ）がんに関する一般的知識、統計情報等に関すること。

イ　電話相談日時

電話相談の開設日時は、毎週３回（月曜日、水曜日、金曜日）の午前９時３０分から午後１時及び、午後２時から午後４時３０分とする。ただし、国民の祝日等に当たる場合は休務とする。

ウ　実施方法

（ア）受付

a　面接による相談の受付は電話、電子メールもしくはファクシミリにより行う。

b　相談員は、相談票（様式１）により相談内容、回答内容等を記入する。

c　匿名による相談も原則として受け付ける。

（イ）対応、回答

相談に当たっては、相談者に無用な不安、負担感や過大な期待感を持たせないよう配慮する。

（ウ）その他

相談内容が複雑かつ困難な場合は、慎重に検討の上回答し、即答が困難な場合は原則として、あらかじめ回答日時を示し、相談者からの再電話を受けるものとする。

エ　報告

協会は、相談票に基づき、当該月の相談状況を相談集計表（様式２）により、翌月１０日までに県に報告する。

（３）がん患者交流会の実施

がん患者及びその家族を対象とした講演会もしくは催事を実施し、併せて、参加者同士が交流できる意見交換会を実施すること。また、がん患者が患者団体のことを知るきっかけをつくり、希望する患者が患者団体に加入できるような場を設けること。

ア　交流会の企画・準備

交流会の企画・準備に当たっては、県と調整の上、がん患者団体と連携して実施する。また、十分な広報・広告を行い、周知を図ること。

イ　交流会の開催

交流会では、意見交換しやすい雰囲気づくりのため、花等による装飾、ファシリテーターの活用等の工夫を行う。また、以下の点に留意すること。

a　対象者　がんの患者及びその家族

b　日　時　協会が県と調整のうえ、別に設定する。

c　回　数　がん患者交流会は、契約期間内に２回実施する。

d　場　所　佐賀市内を中心に、県内の地域バランスを考慮して実施する。

e　参加費　原則として無料とする。ただし、実費相当額を参加者から徴収することは妨げない。

ウ　報告

協会は、各催事の終了後、その都度速やかに、がん患者交流会実施報告書（様式３）により県へ報告を行う。

（４）がんに関する情報提供の実施

県内のがん患者やその家族等に対して、及び佐賀県内のがん相談にがんの予防方法や検診、各種統計資料等の情報提供を行うこと。また、がん患者が患者団体のことを知るきっかけをつくり、希望する患者が患者団体に加入できるような場を設けること。

（５）がん相談に関するニーズ調査の実施

がん患者及びその家族の持つ悩み等についてニーズ調査を行うことで、今後のセンターのあり方等についての検討を行うこと。ただし、アンケート用紙の作成及び配布は県が担当し、アンケートの回収及び集計、分析は協会が担当するものとする。

なお、ニーズ調査の方法や内容については、別途、県と協会が協議の上、定める。

５　相談員の質の向上等

４の（２）及び（３）で行う事業において、がん相談対応に従事する者には、がん及び患者等　に関する必要な知識や経験等を有する者を配置することとする。また、相談員に対して、他の団体が行う研修等を受講の機会を設けることや、先進的な取組みを行う地域統括相談支援センター等への視察研修を実施することで、相談員の知識及びスキルの向上を行うこと。また、それらの機会を利用して、センター運営に関するノウハウの収集を行い、今後のセンターのあり方等についての検討を行うこと。

６　関係機関との連携

本事業の実施にあたっては、事業の有効かつ円滑な実施のため、必要に応じてがん診療連携拠点病院や各患者会をはじめ地域の医療、保健、福祉の関係機関と連携を図るとともに、本事業の実施について協力を求めるものとする。

７　秘密の保持

事業の実施に当たっては、知り得た秘密を厳守すること。

８　帳票等の保存

協会は、佐賀県地域統括相談支援センター事業に関する帳票等を個人の秘密を保持するために慎重に取り扱い、５年間保存する。

９　事業の報告

協会は、本事業の完了後は、事業実施完了報告書（様式４）により、県へ報告を行う。

10　委託料の支払

委託料は、委託事業完了後に支払う。ただし、前金払の請求があり、県が必要と認めたときはこの限りではない。

なお、平成２７年度における上記４（２）イ（がんの悩み相談ダイヤル）及び（３）（がん患者交流会）の事業については、本実施要領の施行前に既に締結していたそれぞれの事業契約書に基づき委託料を支払うものとする。

11　その他

この実施要領に明示のない事項については、実施主体と実施機関の両者がその都度協議して定める。

（様式１）

がん電話相談票　相談員　：

相談の形態	対面相談　・　電話相談					
受付年月日	平成　　年　　月　　日　　曜日　　時から　　分間					
相談者	住所				電話番号	
	氏名					
	性別	男	女	年齢	20歳以下・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代以上	
	相談者	対象者の:本人・夫・妻・父・母・兄弟・姉妹・娘・息子・その他（　　）				
対象者	氏名	・匿名希望				
	性別	男	女	年齢	20歳以下・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代以上	
(がん)病名	胃・肺・大腸・肝・膵・食道・乳・子宮・白血病・胆嚢・前立腺・がん一般・その他（　　）					
転移	不明・無・有（リンパ節・肝・脳・骨・腹膜・肺・その他）					
治療経過	外科手術・　化学療法・　ホルモン療法・　放射線療法(IMRT・小線源)・　経過観察・　その他（　　）					
対象者のADL	入院中　通院中　在宅中（訪問看護をうけている・いない）				PS:　0　1　2　3　4	
相談の回数	初回　・（　　）回目　・　多数回					
相談目的	1. 治療（　　）・2. 病状（　　）・3. 入退院（　　）・4. 告知（　　） 5. ホスピス（　　）・6. 家族関係（　　）・7. 日常生活（　　）・8. その他（　　）					
相談内容						
回答内容						

（様式２）

がん電話相談集計表

平成　年　月分

	実件数	相談内容（延件数）								
		治療	病状	入退院他	告知	ホスピス	家族関係	日常生活	その他	計
胃										
肺										
大腸										
肝										
膵										
食道										
乳										
子宮										
白血病										
胆										
その他										
がん一般										
計										
備　考										

※　相談票（様式１）の、相談者の個人を特定する情報を除いたものを添付すること。

（様式３）

がん患者交流会実施報告書

日　時	（実施日、時間などを記載）
企画の内容	（どのような企画を行ったかや、講師などを記載）
広報の方法	（どこに、どのように周知したか、チラシ発行部数などを記載）
参加者数	（参加者数を記載（参加者の属性ごとに分けて記載すること））
主な相談内容	（主な相談内容などを記載）
参加者の感想	（アンケート等で集計した参加者の感想や意見などを記載）
工夫した点	（企画・周知・開催で、今回特に工夫した点などを記載）

（様式４）

事業実施完了報告書

１．各種相談について

※ 年間の相談内容や相談者の性質、面談・電話の別などについて、報告する。

２．がん患者交流会について

※ 契約期間内に実施した交流会の概要と参加者数を報告する。

３．がんに関する情報提供

※ がんに関する情報提供に関して、行ったことを報告する。

４．がん相談に関するニーズ調査

※ 調査内容を集計・分析したものを報告する。

５．相談員の質の向上等

※ 相談員の知識・スキルの向上のために行ったことを報告する。

６．関係機関との連携

※ 関係機関との連携のために行ったことを報告する。

がんの悩み相談ダイヤル相談件数〔H19年度～〕

相談内容分類	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
治療	17	44	47	22	29	23	33	29
病状	6	23	37	4	17	8	3	3
入退院	0		1	0	0	1	0	0
告知	0	6		0	1	2	0	0
ホスピス	5	3	4	2	2	5	2	4
家族関係	2	9	8	1	10	10	5	5
日常生活	3	12	15	8	35	17	7	16
その他	14	34	56	25	68	68	72	72
相談実件数	47	131	168	141	162	134	122	129

佐賀県内の各種がん患者団体等活動一覧

平成27年8月現在

団体名称	関係機関	連絡先	活動状況
公益社団法人 日本オストミー協会 佐賀県支部 （平成元年設立）	佐賀県健康福祉本部 障害福祉課	佐賀県障害者福祉会館内 佐賀県支部長　中嶋巧 〒840-0851 佐賀市天祐一丁目8-5 TEL：FAX 0952－65－5855	＊オストメイト「人工肛門・人工膀胱」造設者が、安心して生活できる 社会を目指して活動している団体。 構成メンバー：患者様および賛同する個人・団体 会費：3600円／年（本部1200円・支部2400円） 定例会・地域サロン：年6～7回 会報発行：年6回（本部・支部）
NPO法人クレブスサポート （平成18年1月設立）	佐賀県健康福祉本部 健康増進課	佐賀市今宿町5番5号 事務局長　鶴田憲司 TEL：0952－23－8231 FAX：0952－23－8216 E－mail tsuruta@sky.bbexcite.jp	＊佐賀県のがん医療の発展、患者支援、検診の啓発を目的に 設立された市民団体。 ＊行政、大学、医療機関と協力して次の事業を展開しています。 ・地域や職場で受診勧奨を行うがん予防推進員の養成 ・がんサロンの運営 ・がんピアサポーターの養成 ・がん教育の推進
ほほえみの会 （平成21年7月設立）	唐津赤十字病院	唐津赤十字病院 がん医療推進センター TEL：0955－74－9135	対象：院内外のがん患者及び家族 会費：2000円／年（1000円／半年） 場所：唐津赤十字病院内 毎月第2土曜日に患者会を開催し、例会や勉強会、 集う会などを開催予定
NPO法人 リンパ浮腫を学ぶ会 （平成22年8月発足）	あじさいクリニック乳腺外科 リンパ浮腫外来	代表　高田 TEL・FAX 050－3671－8201 https://www.facebook.com / rinpahusyuwomanabukai	「リンパ浮腫を学ぶ会」や「セリフケア講習会」を通して リンパ浮腫の正しい知識と認識を深めていきましょう。 ※リンパ浮腫外来 あじさいクリニック乳腺外科 佐賀大学医学部附属病院産婦人科リンパ浮腫外来

団体名称	関係機関	連絡先	活動状況
化学療法患者会 「なごみの会」 （平成22年10月設立）	佐賀県医療センター好生館	佐賀県医療センター好生館 がん相談支援センター がん相談支援係長あて TEL：0952－28－1210 FAX：0952－28－1250	対象：化学療法を受けている方の患者会ですが、現在治療中でない方や当館の受診者以外の患者様・ご家族のどなたでもお気軽にご参加いただけます。 参加費：無料 場所：佐賀県医療センター好生館内　多目的ホールまたは研修室1A ※日時内容は、変更あり
お茶々サロン （平成24年11月設立）	嬉野医療センター	嬉野医療センター 臨床心理士　佐藤 TEL：0954－43－1120	対象：当院入院中または通院中の患者様とそのご家族。 がんの部位は限定していません。 会費：無料 場所：当院、中ホール2F 日時：奇数月と10月の第3金曜日14時より 内容：患者サロンを開催し、医療スタッフによる話題提供と茶話会などを予定しています。
たけおがんサロン （平成25年4月発足）	武雄市 健康課	武雄市健康課 TEL：0954－23－9131 FAX：0954－20－1355	＊患者さんやご家族のためのサロンです。 ＊一人で悩まないで参加してみませんか? 日時：毎月第2土曜日　10時～12時まで 場所：医師会検診センター和室（2F）
がんサロン（ピア） （平成26年6月発足）	佐賀県健康福祉本部 健康増進課	NPO法人クレブスサポート 事務局：鶴田 TEL：0952－23－8231 携帯：090－5383－9007 FAX0952－23－8216 E－Mail： npokrebs@yahoo.co.jp	＊がんサロン（ピア）は、がん患者様やそのご家族が語り合い気持ちを分かち合う交流スポットです。 ・相談員やピアサポートのスタッフもおります。 ・がんサロンへの参加は申し込みなど必要ありませんが、個別相談をご希望される方は、事前に連絡ください。 日時：毎月第2日曜日　12時～16時まで 場所：「そいよかね」アイケアレジデンス佐賀　地域交流室アイケア（佐賀市木原1－24）

佐賀県内の乳がん患者団体等活動一覧

平成27年8月現在

団体名称	関係機関	連絡先	活動状況
ひまわり会 （平成11年発足）	国立病院機構東佐賀病院	代表　大川 TEL:090－7451－1589 0952－52－8198	乳がん患者会です。 日時：毎年3月、9月第3金曜日勉強会 場所：東佐賀病院2階糖尿病教室 内容：その度変わります ・再発について！栄養士・薬剤師・リハビリの先生 ・近年の乳がんの状況・・・等、先生のお話 ・患者同士の経験・体験・悩み等 11月は、1泊の温泉旅行 11月最終金曜日忘年会（先生、看護師、患者参加者） 毎年楽しく笑顔で集まっています。 参加費：無料
希望の会～さくら～	小城市役所健康増進課 健康づくり係	小城市役所健康増進課 健康づくり係 （小城市役所西館1F） TEL：0952－37－6106 FAX：0952－37－6162	乳がん患者会です。 日時：2ヵ月に1回（詳細は問い合わせください）　14時～15時30分 場所：小城保健福祉センター（桜楽館） 内容：交流会や医師・講師による講演会・講習会、調理実習など 参加費：無料　　※日時・場所は変更あり
コスモスの会 （平成18年7月設立）	国立病院機構佐賀病院	代表　草場 TEL：090－9564－4392	乳がん患者会です。 日時：毎月第一土曜日、午後2時より 場所：当院（1月、5月、8月は院外交流会） 内容：偶数月は勉強会（先生のお話を聞いて・・） 奇数月は患者同士の交流会、抗がん剤治療の方のために タオルやTシャツでのケア帽子作りや、温泉旅行・親睦会な どを企画しています。

団体名称	関係機関	連絡先	活動状況
リボンの会 （平成19年3月設立）		代表　藤井　恵子 TEL:090－3986-6177	乳がん患者会です。 日時:2、4、6、8、10、12月の第1火曜日の午後より 場所:白石町総合センター（行事内容により変更有り） 内容:患者間の情報交換や交流会、病気に対しての知識を深める 勉強会や講演会などです。 年会費:2000円 患者会に入会されたら往復ハガキにて開催前にお知らせします。
チアフル♪プラザ （平成21年7月発足）	武雄市	代表　高田 TEL,FAX 050－3671－8201	がん患者のための集いの場ができました。 聞きたいこと、話したいこと、いっぱいありませんか？ 一人で悩んでいませんか？一緒に語り合いましょう。 日時:毎月第1木曜日　13時～15時まで　（1月、5月は休み） 場所:女性が元気なれるセンター 武雄市北方町掛橋　0954－36－5354 会場費:100円／回 ＊お気軽にお越しください。
あじさい （平成23年7月設立） ＊前身はあじさいの会 （平成　17年6年設立）	あじさいクリニック乳腺外科	事務局:あじさいクリニック内 TEL:0952－27－7600	活動状況:乳がん患者会「あじさい」は3つの活動に取り組んでいます。 ①あじさいサロンの運営 日時:毎週火曜日14時～16時 内容:体験者やご家族が集い、絵手紙・タオル帽子の作成・ アイシングクッキー・エコクラフト・茶話会などの催し。 場所:あじさいクリニック内のサロン ②講演会（学会報告など）・日帰り温泉旅行の実施 講演会:毎年9月第2土曜日、ほほえみ館にて医療講演会を開催。 日帰り温泉旅行:毎年12月第2土曜日 嬉野温泉椎葉山荘にて実施 ③ピンクリボン啓発活動部隊による啓発活動の取り組み ＊会費:年会費1，000円 ＊会員資格:正会員　乳がん体験者 協力会員　会の趣旨に賛同し入会の希望者（医療従事者）

がんの悩み相談ダイヤル

相談日　：　月・水・金　曜日（祝日除く）
受付時間：　９：３０～１３：００
　　１４：００～１６：３０
電話　：　０１２０－２４６－３８８

＊対面相談も可能です。（要予約）

佐賀県がん総合支援センター
公益財団法人　佐賀県総合保健協会内
〒　８４０－０８１５
佐賀県佐賀市天神１丁目４番１５号

がんの悩み相談ダイヤル

患者さんご本人やご家族からの相談をお受けしております。

・病気の事を考えると気持ちが沈む、誰かに話を聞いてほしい。
・病気や治療の事を知りたいので情報収集を手伝って
・セカンドオピニオンはどうすればいいの？
・緩和ケアについて知りたい。
・治療後定期検診を受けたら、安心の結果でした。この気持ち
　を誰かに聞いて欲しくて！など

秘密厳守・匿名での相談も可能

相談と硬く考えず、一度電話してみませんか！
対面相談も可能です。（要予約）

佐賀県のみなさまの健康をみまもり隊

すくらむ佐賀

vol.4
2015
新春号

●特集
身近な病気
睡眠時無呼吸症候群

●インフォメーション
2014がん征圧県民のつどい
がんの悩み相談ダイヤル

●余暇bySAGA（よかばいさが）
白石町

●生活習慣改善コーナー
新年事始め～ストレッチ！

公益財団法人
佐賀県総合保健協会

こちら、「がんの悩み相談ダイヤル」です

～がんのことなら、どんなことでもご相談ください～

私たち相談員は、がんに関する
不安や悩みなど、患者さんご本人や
ご家族からの相談を無料で
お受けしています。

こんな方はすぐにお電話を

- 病気のことを考えると気が沈む、夜も眠れない。
- 誰でもいいから話しを聞いてほしい。
- 治療した医師や看護師には、聞きづらい。
- 病気や治療のことを知りたいけど、どこに聞いていいか判らない。
- セカンドオピニオンってどうすればいいの？
- 緩和ケアについて知りたい。
- 治療後の定期検診を受けたら、安心しました。この気持ちを聞いて欲しくて！

相談された方からは、

- 聞いてもらって気分が楽になった。
- 親切にお話しをしていただき、安心できた。
- 気持ちの整理が出来た。
- これから何をすべきか希望が持てた。

電話相談に応対している私たち相談員は、看護師として総合病院での臨床経験を生かし、電話の向こうの声から相談者の心や思いを感じ、受け止めようと努めています。また、がんの患者さんへの支援、サポートをするため、勉強会などにも積極的に参加しています。

秘密は厳守いたしますので、ひとりで悩まず、どんな些細なことでも気軽にお電話ください。

「佐賀県がんの悩み相談ダイヤル」

- 相談日：月・水・金曜日（祝日を除く）
- 時間帯：9時半～13時・14時～16時半
- ＴＥＬ：0120-246-388（携帯から不可）
  0952-27-4666

この他、がんの患者さんやそのご家族を対象に、「佐賀県がん患者・家族集いの会」を年に３回、開催しております。この会は、がんと闘いながら、共生されている患者さんやそのご家族が抱えておられる不安、戸惑い、恐れなど様々な思いを語り、わかち合うことで少しでも前向きになってもらえるきっかけづくりを目的に、県内のがん患者団体様にもご協力をいただいて、開催しております。

開催当日は、医療ソーシャルワーカー・臨床心理士・がんの相談員もおりますので、ご希望の方は、個別面談での相談も可能です。

こちらもぜひ、がんの悩み相談ダイヤルへお問い合わせください。

「がんサロン」を利用してみませんか？

がんサロン「さ♡がんサロンぴあ」は、がん患者やその家族が療養体験を語り合い気持ちを分かち合うスポットです。
相談員やピアサポーターのスタッフもおりますので、お気軽にお越しください。

いつ開いてるの？

毎月第2日曜日の12時～16時の間です。

※ 飲食は可能ですが、各自でご準備ください

第1回 4月12日	第2回 5月10日
第3回 6月14日	第4回 7月12日
第5回 8月 9日	第6回 9月13日
第7回 10月11日	第8回 11月 8日
第9回 12月13日	第10回 1月10日
第11回 2月14日	第12回 3月13日

どこにあるの？

場所：ミズ複合施設「そいよかね」
アイケアレジデンス佐賀 地域交流室アイケア内
（佐賀市木原一丁目２４番地）

さ♡がんサロンぴあ

ピアとは「仲間」という意味です

申込み・問い合わせ先

事前の申込みは不要。参加無料です。

（ただし、個別相談を希望される方は事前にご連絡ください）

【お問い合わせ先】
特定非営利活動法人クレブスサポート
（担当：鶴田）
固定電話：０９５２（２３）８２３１
携帯電話：０９０（５３８３）９００７
ファックス：０９５２（２７）９２８８
電子メール：npokrebs@yahoo.co.jp

佐賀県 健康増進！ 佐賀県とミズ 清上薬局 との連携と協力に関する協定

ほかにも、佐賀のがん患者やその家族を支えているところがあります

がんの悩み相談ダイヤル

がんに関する悩みや不安を
ひとりで抱えていませんか？
がん看護経験者が相談に応じます。

☎ 0952（27）4666
☎ 0120（246）388（フリーダイヤル）

●相談できる日：月・水・金（祝・休日除く）
9：30～13：00、14：00～16：30
※秘密厳守・匿名での相談も可能です。

相談窓口：（公財）佐賀県総合保険協会
（臨床経験のある看護師がお受けします）

がん患者・家族集いの会

がん患者やその家族の方同士が
レクリエーション等で親交を深め、
情報交換や交流を行う事業を実
施しています。興味のある方は
是非お問い合せください。

●平成２７年度の開催予定
7/6（月）、11/28（土）、3/7（月）

※ お問い合わせは「がんの悩み相談ダイヤル」へ

がん相談支援センター

●相談できる日：月曜～金曜（祝・休日除く）

県内のがん診療連携拠点病院には、「がん相談支援センター」が設置されており、
診断や治療費のことなど、がん全般の相談や専門医療機関の紹介などを行っています。

■ 佐賀大学医学部附属病院 相談支援センター（地域医療連携室）
☎ 0952（34）3113　【時間】 9：00 ～ 16：00 （対面も可・要予約）

■ 唐津赤十字病院 がん医療推進センター がん相談支援センター
☎ 0955（74）9135　【時間】 9：00 ～ 17：00 （対面も可）

■ 佐賀県医療センター好生館 相談支援センター・がん相談支援センター
☎ 0952（28）1210　【時間】 9：00 ～ 17：00 （対面も可・要予約）

■ 国立病院機構嬉野医療センター がん相談支援センター
☎ 0954（43）1120　【時間】 8：30 ～ 17：00 （対面も可）

※ 病院を利用していなくても相談可能です。

このチラシに関するお問合せ　佐賀県健康増進課　がん対策推進担当
TEL：0952（25）7074　メール：kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

佐賀県
http://www.pref.saga.lg.jp/

佐賀県のがん対策や各種相談窓口、がん患者会など、がんに関する最新情報をホームページでも紹介しています。　佐賀のがん情報　検索

Copyright © 2015 Saga Prefecture. All Rights Reserved.

佐賀県 http://www.pref.saga.lg.jp/
公益財団法人 佐賀県総合保健協会

佐賀県 がん患者・家族 集いの会

平成27年 11月28日(土) 集いの会 13:00~16:00まで〔受付12:30~〕

がん患者さん方とご家族が集い、
不安、とまどい、恐れ、悲しみ、それぞれの思いを語り、分かち合い
少しでも前向きになれるきっかけづくりを目指します。

13:00~14:00「勾玉づくり」

〈講 師〉
大森 武志 先生
(佐賀県教育庁文化財課)

タオル、エプロン、飲み物をお持ち下さい。

14:00~16:00 親睦・交流会

不安、悩み、治療や薬のこと…共通の悩みを持つ方同士いろんなことをお話ししませんか？聞いて共感し、誰かに聞いてもらい外に吐き出すことも大切です。臨床心理士、医療ソーシャルワーカー、がん相談員もおりますので、ご希望の方は個別相談(要予約)も可能です。

- 場　　所：神埼町保健センター「神埼市神埼町田道ヶ里2404番地」国道34号線沿い
  ※総合保健協会(佐賀市天神)から会場まで、車による送迎を行います。
  会場まで交通手段のない方は、ご相談ください。
- 対 象 者：がん患者・その家族の方
- 定　　員：30名（受付順）
- 参 加 料：おひとり300円
- 申込方法：住所、氏名、電話番号、家族同伴の有無を電話でご連絡ください。
  電話受付(毎週 月・水・金のみ 10時~13時 14時~16時)
  下記のフリーダイヤルまでご連絡ください。
- 申込期限：平成27年11月20日(金)

佐賀県がん総合支援センター

公益財団法人 佐賀県総合保健協会 内

佐賀市天神1丁目4-15

0120-246-388

※上記時間帯以外での参加申込みについては、FAX(0952-25-0517)またはメール(gansoudan@kenkou-saga.or.jp)にて24時間受け付けております。参加される方の住所、氏名、電話番号、家族同伴の有無をご記入の上お申込みください。

佐賀県
http://www.pref.saga.lg.jp/

公益財団法人
佐賀県総合保健協会

がんの悩み相談ダイヤル

相談は無料です

こんな方はすぐにお電話を…

病気の事を考えると
気持ちが沈む、
誰かに話を聞いて
ほしい。

緩和ケアについて
知りたい。

話を聞いてもらえて
よかった。

もっと早く
電話をすればよかった。

治療後定期検診を
受けたら、安心の結果
でした。この気持ちを
誰かに聞いて欲しくて!

病気や治療の事を
知りたいので
情報収集を手伝って!

セカンドオピニオンは
どうすればいいの?

- 相 談 日　月・水・金曜日(祝日除)
- 時 間 帯　9時半～13時・14時～16時半
- 電話番号　0120-246-388

秘密厳守　匿名での相談も可能です。

ご本人だけでなく、ご家族やご友人の相談も受け付けます。

要予約　対面による相談も受け付けています。まずはお電話を。

佐賀県がん総合支援センター

公益財団法人 佐賀県総合保健協会 内

佐賀市天神1丁目4-15

「がん患者・家族のつどい」開催状況（H23年3月～）

回数	開催日時	会　場	参加者数	レクリエーション事業
1	H23. 3. 8（火） 13:30～15:45	当会館	20名 がん患者等　13名 ピアサポーター7名 スタッフ；医師、MSW、がん相談員、保健師	ヨガ教室（13:30～14:45）
2	H23. 7. 19（火） 13:00～16:00	当会館	22名 がん患者等13名 ピアサポーター9名 スタッフ；MSW、がん相談員、保健師	絵手紙教室（13:05～14:00）
3	H23. 11. 20（日） 13:00～16:00	当会館	19名 がん患者等13名 ピアサポーター6名 スタッフ；医師、臨床心理士、MSW、がん相談員、保健師、乳がん認定看護師	絵手紙教室（13:05～14:00）
4	H24. 3. 12（月） 13:00～16:00	当会館	17名 がん患者等11名 ピアサポーター6名 スタッフ；臨床心理士、MSW、がん相談員、保健師	折り紙教室（13:05～14:00）
5	H24. 7. 9（月） 13:00～16:00	当会館	30名 がん患者21名 ピアサポーター9名 スタッフ；医師、臨床心理士、MSW、がん相談員、保健師	軽運動（13:05～14:00）
6	H24. 11. 10（土） 13:00～16:00	武雄市北方保健センター	20名 がん患者等13名 ピアサポーター7名 スタッフ；臨床心理士、MSW、がん相談員、保健師	やきもの体験（13:05～14:00）
7	H25. 3. 4（月） 13:00～16:00	当会館	20名 がん患者等15名 ピアサポーター5名 スタッフ；臨床心理士、MSW、がん相談員、保健師	絵手紙教室（13:05～14:00）
8	H25. 7. 8（月） 13:00～16:00	当会館	29名 がん患者等23名 ピアサポーター6名 スタッフ；臨床心理士、MSW、がん相談員、保健師	気功（13:05～14:00）
9	H25. 11. 30（土） 13:00～16:00	小城市保健センター	24名 がん患者等16名 ピアサポーター8名 スタッフ；臨床心理士、がん相談員、保健師	墨を使った年賀状づくり （13:05～14:00）

回数	開催日時	会　場	参加者数	レクリェーション事業
10	H26. 3. 3(月) 13:00～16:00	当会館	26名 がん患者等18名 ピアサポーター8名 スタッフ;臨床心理士、MSW、がん相談員、保健師	絵手紙教室(13:05～14:00)
11	H26. 7. 7(月) 11:00～16:00	当会館	21名 がん患者等14名 ピアサポーター7名 スタッフ;臨床心理士、がん相談員、保健師	くつろぎ喫茶(11:00～) キャンドルつくり (12:30～13:30)
12	H26. 11. 29(土) 11:00～16:00	伊万里市民センター	19名 がん患者等16名 ピアサポーター3名 スタッフ;臨床心理士、がん相談員、保健師	くつろぎ喫茶(11:00～) 陶芸教室(12:30～13:30)
13	H27. 3. 2(月) 11:00～16:00	当会館	22名 がん患者等13名 ピアサポーター9名 スタッフ;臨床心理士、がん相談員、保健師	くつろぎ喫茶(11:00～) ヨガ教室(12:30～13:30)
14	H27. 7. 6(月) 12:30～16:00	当会館	10名 がん患者等7名 ピアサポーター名 スタッフ;臨床心理士、がん相談員、保健師	オリジナルうちわづくり (12:35～13:30)

５．島根県

事業名：　島根大学医学部附属病院　がん患者・家族サポートセンター
運営団体：島根大学医学部附属病院
施設名：　島根大学医学部附属病院　がん患者・家族サポートセンター

1)　設立経緯･背景

- 島根の医療圏域の中での相談支援体制の強化が設立の趣旨。
- 松江と出雲以外は、周山間地域や離島で地域医療再生基金の範疇になるため、そうした地域の相談支援機能の充実のために地域医療再生基金を島根県の「がん相談員等資質向上事業」として島根県立大学に委託し、平成 23、24、25 年度は相談員研修やピアサポート養成などの相談支援関係に使っていた。
- ピアサポートの養成をしても活動するには定期的に相談機能を持っている機関での事務局機能が必要であった。都道府県拠点病院である島根大学病院に「がん患者・家族サポートセンター」を設置することになった。
- がん診療連携拠点病院 5 カ所、それに準じる病院 1 カ所、情報提供促進の病院 22 カ所に主に連携業務をしている相談員がいる。患者・家族がより身近な病院でがん相談がうけられるように、相談員に対する研修会の運営などもセンターにお願いしている。
- ピアサポーターの活動の運営もセンターに。今年からがん診療連携拠点病院では自立して相談会を開催してもらい、情報提供促進病院ではセンターが該当病院相談員と共に相談会の企画・運営をしている。
- 昨年度と今年度は地域医療再生基金を財源としているので、国の補助金事業は使っていない。
- 平成 18 年に島根県がん対策推進条例ができて、昨年改正したが、これができた経緯が患者の声によるという特徴があり、患者と一緒に作らせてもらった背景もある。

2)　予算

- 予算の 700 万円は昨年度も同じ。700 万円中 593 万円が人件費、あとは就労相談などの運営費、ピアサポーターの交通費など。
- ピアサポート研修終了者は 20 人。女性が多く、ほとんどの人が研修後も活動している。
- がんサロンは県内に 25 カ所。がんサロンの支援をしてほしいという声もあり、その支援もサポートセンターの業務に掲げている。支援は金銭的ではなく、場所や看護師や医師の参加要請など。

3)　相談体制

○相談員の人数や活動の範囲や分野

- 相談員は常勤職員の 2 人で、相談支援センターの専従と、専任のがん相談員（社会福祉

士）が兼務。

- がん患者・家族サポートセンター規則で定められた業務は

① 島根県内のがん相談支援センターの支援に関すること
② 患者会、がんサロン等の支援に関すること
③ 社会保険労務士等との連携によるがん患者の就労支援に関すること
④ 島根県内のがん相談員を対象とした研修会の開催に関すること
⑤ がんピアサポーターを活用した相談会等の開催に関すること
⑥ その他がん患者の支援に関すること

- センターができるまでは1階の地域医療連携室でがん相談を受けていたが、センターができたことで、純粋にがん相談に特化。（当院がん相談支援センターとして）
- 就労相談会は2カ月に1回開催。昨年8月から計4回実施。がん相談員があらかじめ面接し相談会の時にも同席。
- 各がん診療連携拠点病院と地元のハローワークの担当者とつなぐなどの連携がとれたらいいと、どういうことができるか検討中。
- 治療を受けている患者・家族の相談は、ほかの病院にかかっている人が相談支援センター来られた場合、要望があればかかられている病院の相談支援センターを紹介したりしている。（当院がん相談支援センターとして）
- 個別の相談は、相談支援センターとして対応している
- がん相談支援センターで就労の相談があれば、就労相談会の参加を紹介している。食事の相談などがあれば、栄養士などをつなぐ体制をとっている。必要なときに院内の必要な部署へ連絡している。サポートセンターは通常のがん相談支援センターに機能を付加したイメージとなっている。一番大変なのが、ピアサポーターの相談会の開催の企画。
- サポートセンターの対応は大きく分けて二つ。通常のがん相談に見えた時に、そこでは済まない場合の対応が一つ。もう一つは直接患者には開かれてはいないが、県と各病院のコネクションの真ん中にサポートセンターがあり、これらをつなぐ先にピアサポーターやがん相談支援センターがあるという形。ここで県全体の相談員の研修などのマネジメントをしている。患者からみると、関係するバックヤードが、サポートセンターを通して全部つながっている。相談支援センターとサポートセンターを別々に分けるより、一緒にいるこの方式の方が中の職員は大変だが、やりやすいのではないか。

4) ピアサポートに関して

- 平成24年度からピアサポーターの養成を行ったものの、サポートセンターが開設されるまでは、養成されたピアサポーターが活動できる場がなかった。サポートセンターがとりまとめをして、ピアサポート相談会を企画、運営を行うようになった。

- 広く一般にピアサポーターの養成研修の案内をしたが、サロン担当者でありながらピアサポーターの養成研修を受けられる方が半数以上という結果になった。
- ピアサポーターには、相談記録を書いてもらい、サポートセンターで保管している。
- 患者とサポーターのマッチングは、性別くらいは希望を聞くことはあるが、特にしていない。
- ピアサポート相談会のときには、はじめに守秘義務のことについて説明する。そうすることで、安心して話してもらうことができる。そのためピアサポーターは振り返りのミーティングにおいて話したいことを話して帰ってもらえるようにしている。
- ピアサポート相談会に参加した人たちの感想は、アンケートでとっている。それをみると、一部は、情報が得られなかった等といった意見も聞かれるが、多くは、「聞いてもらって楽になった」という感想が多く、相談会の意義を果たしているのではないかと考えている。
- 地域では、ピアサポートを行うと、あたかも“がんを表明”しているかのようになってしまうので、やはり病院のような場がいいのではないかという声もピアサポーターから聞こえてくるところではある。

5) がんサロンに関して

- がんサロンは、現在は県内に 25 カ所ある。多くは病院内である。週 2 回開催のところが 1 回になったりと、高齢化や後継者不足等により頻度が減っているところもある。
- 地域のサロンは、がん対策が始まる前から、その地域の人たちの何人かの有志の努力で開かれているところもある。がんだけでなく、認知症の方や家族の支援を行ったり、とても（新参者の）我々の出るようなところではなく、自立的に運営されている。その方々から講演の依頼をいただくこともあり、サロンの運営者が自発的かつ自立的に情報収集を行っている。
- 雲南地区、大田地区（二次医療圏内にがん診療連携拠点病院がない）などは、昔からそのような地域の人たちで助け合いが行われている地域である。検診率も高い。在宅医の方々を中心とした勉強会なども行われていたりと非常に健康に対する意識は高い。しかし一方で、がんが見つかるときは、ステージが悪いひとたちも多い。
  - 検診率が上がった場合には、検診できるところがパンクしてしまうので、なかなか難しいところ。

〇がんサロンへの県庁としての関わり方として

- サロンには、県庁からも出向いて参加している。二次医療圏域に出向くことで、ふだんは聞けない患者さんの声を聞くことができる。ふだん出てこない人たちの話を聞くということではとても意味があることであると考えている。

6) 広報・周知活動

○全般的なこと

- ピアサポート相談会を行うときに、広報するということを行っていたが、あまりにもそれが前面に出てしまうことによって、がん相談支援センターもピアサポーターの人たちが行うのかといったことをイメージしてしまう人たちも出てきてしまった。そのため今は、原点に返って、いろいろな機会を捉えてがん相談支援センターの活動をアピールするようにしている。
- メディアのテレビの枠など、県内で持っているものがあるので、県内での優先順位はあるものの年に一度はそうした場を使った広報ができている。
- 毎月検診の案内を山陰中央新報社（地元紙）がとりあげてくれ、たくさんの企業等からの協賛を得て、新聞の両開き一面で掲載される。

○インターネット

- 数年前に行った調査では、がんの情報の入手先について、ネットで見つけたのは 10 数%に過ぎなかった。
- Web 上には、がんサロン便りを掲載したり、県庁で情報を収集して掲載するようにしている。1 万件はアクセスがある状況。

○広報の工夫

- 広報を行うときの工夫として、市民向け講演会の脇に専門家向けの学会の案内（死の臨床研究会）などを掲載することがある。そうすると市民でも関心を持って（場合によっては）行ってくれるということもある。

○その他地域の（からの）情報収集

- 地域で支援活動している方（島根でがん対策の中心的な役割をされた方の奥様）から、地域の情報などをいただくこともある。地域の中で起きていることなど、県の担当者にとって必要な情報を教えてくれるということもしていただいている。

7) 地域（県内）での位置づけ

- がん対策の担当は、県庁での担当、がん診療連携拠点病院を中心としたネットワークでは、緩和以外は一人の医師が担当している。今後は分担していった方がいいところもあるが、情報が集約することで、がん対策の全体が見えやすくなっているところも多い。その中で何が起きているのか、それに対応する対策も打ちやすい。
- 大学病院側としては、がん患者・家族サポートセンターは、県から話があった時はどうかと考えたが、結果としてよかったと考えている。
- がん患者・家族サポートセンターができる前は、県立大学に事務局を置き、研修の支援やピアサポーターのプログラムなどを作ってもらっていた。けれども実際にプログラム開発を行うには、ニーズ調査から行わなくてはいけないといったことが生じていた。実際に患者さんに接しているところ、相談対応や支援を行っているところ（島根大学

医学部附属病院内＝県がん診療連携拠点病院内）にセンターを置くことで、効率的にニーズに沿った運営ができるようになったと考えている。

- がん患者・家族サポートセンターは、地域医療再生基金（平成 25 年度までだったものが、平成 26、27 年度まで延長された）によってまかなわれている。平成 28 年度以降も何らかの方法で予算を確保したいと考えている。もし難しいようなら、国の補助金事業（1/2 補助）を使うということになると思う。
- 地域医療再生基金は、離島などを対象とできる。そのため、相談支援の対象である県内の人々への支援はその領域にあたるものとして活用した。

- 医師会との関わりはないと紙面上で回答したが、実際には、地域の緩和ケア推進委員会での交流がある。医師会、訪問看護師、保健師などが集まる。また出雲地区では、病病連携を積極的にやっているので病院間での密な関わり合いがある。

8) その他、島根県内での取り組みと県庁での体制

〇がん対策募金について

- 「島根県のがん医療の向上を目指して」という目的で募金をさまざまな形で集めている（かつてのバナナ募金、募金付き自販機等）。
- 紐付きの募金はダメであるが、企業にとっても税制上のメリットなどがある。募金で集められたお金は、募金をどのように使うかの委員会があり、そこで公共性の高い用途が決定され、使われることになる。
  - これまでに島根大学医学部附属病院内の建物、放射線機器、専門看護師や認定看護師の旅費・滞在費用などが出されている。
- 「がん以外の他の疾患」との兼ね合いや「どうしてがんだけなのか」といった声は聞かれないか。
  - 島根県では、一般財源ではとてもまかなえなかった。いかに民間の力を活用するかといったことで考えてきた。“がん対策”“がん医療”の目的で集めた募金であるので、がんのために使うのは当然のこと。何かを大きく指摘されるといったこともない。
- たとえば、「がんサポートブック」の費用は一部一般財源を充てているが、県民に還元できることとして、ふるさと納税のお金を当てている。

〇県庁の体制

- 県庁のがん対策スタッフは、全４名＋嘱託１名。
- 県庁のスタッフが代わっても、よく引き継ぎが行われているためか、継続性が感じられる。県庁への訪問者なども含め、広く関わっている人など、県庁内でもよく引き継ぎがされているとのことだった。
- 県の他の工夫としては、がん対策を進める上で不可欠な人を協議会などの委員としてお

願いする、そうした選び方もあるかもしれない。メディアや学校教育をやっていく必要があるということで、小学校の教頭先生に入っていただいている。少し上の立場のその業界の中で、影響力のありそうな人を選ぶのがコツか。

- 電話相談は、それほど多くない。電話で「いついつ行っていいですか」と入ることはあるが、それは訪問面談の際の予約的な電話になる。地域の特性かもしれない。
- ある委員会に参加されていたがんのサバイバーの方が、講演会で撮影した内容を記録して、島根県中のケーブルテレビに編集までして流してくれた、ということもあった。
- Web ページの作成方法について、PDF をテキストだけでもよいので、あげると検索に引っかかり易くなります。」との訪問チームよりのアドバイスにより、早速行いますとのことだった。

【調査項目】

1．基本項目

・名称

がん患者・家族サポートセンター

・住所（施設内にある場合はその施設名も）

島根県出雲市塩冶町８９－１　島根大学医学部附属病院

・設立年月日

平成２６年４月１日

・設立の趣旨と経緯

【趣旨】

○がん患者及び家族が抱える不安を解消するためには、県内がん相談支援体制の強化を図る必要があることから、がん相談に携わる人材の育成及び多職種連携によるがん相談の対応を実施する。（がん相談員等資質向上事業委託業務仕様書業務目的より）

○島根県内のがん相談支援センターと連携を図りながら、その総括及び支援を行うとともに、がん患者及び家族のサポートを行うことを目的とする。（サポートセンター規則より）

【経緯】

H23～25 年度に、島根県が「がん相談員等資質向上事業」を島根県立大学に委託。県立大学を事務局として、県内でがん相談に関わる相談員の研修運営、がんピアサポーターの養成研修が行われてきた。その流れをくみ、当センターでがん相談員の研修継続、ピアサポーターによる相談会や研修会の実施が必要とされた。

・条例等との兼ね合い（設立の基になる制度は）

島根県がん対策推進計画における

全体目標 3「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」

重点的施策 4「がん患者及びその家族等への支援」を実現させるための役割を担う

・設置要綱

がん患者・家族サポートセンター規則参照

・予算

島根県からの委託費　年７００万円

２．相談体制

・相談員、事務員の人数（専従・兼務）、職種・バックグラウンド等

○相談員　２名

島根大学医学部附属病院がん相談支援センター専従・専任がん相談員（社会福祉士）が兼務

○事務補佐員　１名（6 時間パート職員）

・活動・対応の範囲と分野

○島根県ピアサポーター

・相談会の企画・実施、（県内各拠点病院、情報提供促進病院にて実施）

・フォローアップ研修

・養成研修（状況を確認しながら、今後実施予定）

○就労相談

・社会保険労務士による相談会企画・実施

・ハローワークとの連携構築

○がん相談員等研修会（中央研修会・地区別研修会）企画・実施

・利用者の紹介について（対応しきれない相談についての紹介先、連携、情報収集方法等）

がん相談支援センターがん相談員として対応

相談者の希望や状況により、院内他職種、他院相談支援センター、地域他職種へ連携

・相談内容の保存（保存方法・期間、個人情報は？）

○がん相談

がん相談記録票の記載、院内患者さんの場合カルテ記載（患者さんの了解のある場合）

保存期間：5 年

○島根県ピアサポーター相談記録票、実施報告はサポートセンターと実施病院相談支援センターにて保管

保存期間：5 年

○就労相談会：相談記録を記載し、サポートセンターにて保管

保存期間：5 年

・相談受付時間、土日・休日、電話相談、面談相談、予約の有無

○平日 8：30～17：00

就労相談会は土曜日開催

○電話相談・面談相談、予約は希望に応じて。

（ピアサポーター相談会、就労相談会の予約も受け付ける）

・行政相談との関係（役所等での相談）

実施していない

・相談員への研修の有無

国立がん情報センター主催相談員基礎研修 1～3、指導者研修、フォローアップ研修

島根県がん相談員等研修会、等受講

・相談員の待遇

常勤職員

3．広報・周知方法

・市民への周知・アナウンスの方法（記者発表、広報紙への掲載、その頻度等）

○開所式（H26 年 4 月 30 日）記者発表、新聞報道、テレビ報道有り

病院ニュースへの掲載、ホームページの立ち上げ

○ピアサポーター相談会、就労相談会の広報活動を開催日に合わせて広報

チラシ作成（院内掲示、病院ニュースと共に県内医療機関へ発送）

市報への掲載、有線・防災無線等の活用、地区担当保健師より公民館での広報

ホームページ掲載（県・各病院）院内モニター

記者クラブへの情報提供

4．地域（県内）での位置づけ

・病院の相談支援センターとの関係、交流、情報交換の状況

○島根大学医学部附属病院相談支援センターと同じ相談員が対応している。

○サポートセンター業務について、島根県がん診療ネットワーク協議会がん相談部会にて協議の上、企画実施。相談部会は、県内各拠点病院相談員で構成されているため、交流・情報交換は図られている。

・関係諸団体（県外を含む）との関係（医師会、医療安全支援センター、地域包括支援センター等）

○島根県健康福祉部がん対策推進室とは、常に情報共有を図っている

○医師会・医療安全支援センター、地域包括支援センターとの交流はない

○就労支援に関し島根県社会保険労務士会の協力を得ている。ハローワークと各病院の相談支援センターの連携について、島根県労働局職業安定課と協議中

○出雲市健康増進課に情報提供

5．がん相談体制における県内での役割（どの部分を担当しているのか、目指す方向は）

○がん患者さんとその家族、地域住民が活用しやすい相談支援体制の実現を目指す。

○県内の各がん診療連携拠点病院相談支援センターと院内外のスタッフはもとより、福祉関係者、就労に関わる企業の協力や社会保険労務士等の院外専門職、がん体験者である患者サロン、ピアサポーターなどとの連携体制の構築を目指す

○相談支援体制の資質向上とスムーズな多職種連携を役割として担う

○島根県がん対策推進条例

平成18年9月29日
島根県条例第48号

(目的)

第1条　この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、質の高いがん医療(科学的な知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。)の実現並びにがんの予防及び早期発見の推進を図るため、県民、がん患者及びその家族、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者、報道関係者、県議会、県、市町村等が一体となってがん対策を総合的に推進することを目的とする。

(県の責務)

第2条　県は、国、市町村、県民、患者会等（がん患者、その家族等により構成される県内の民間団体をいう。以下同じ。)、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者その他関係する機関及び団体と連携し、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十一条第一項の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特性に応じたがん対策を実施するものとする。

(県民の役割)

第3条　県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に注意を払い、必要に応じ、がん検診の受診に努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第4条　保健医療福祉関係者は、質の高いがん医療及びがんに関する情報の提供に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条　事業者は、従業員に対しがんの予防、がん検診の受診等に関する啓発に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(がん医療の水準の向上)

第6条　県は、がん診療連携拠点病院(厚生労働省が定める指針に基づき厚生労働大臣が指定する病院をいう。以下同じ。)その他の医療機関等の間における連携協力体制を整備すること、医療機関におけるがん医療を提供する体制の強化を支援すること、がん患者に関わる多種職連携によるチーム医療の推進など医療機関に対してがん医療に関する情報

を提供することその他の県内におけるがん医療の水準の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(県民に対するがん医療に関する情報の提供)

第7条　県は、県民に対して県内のがん診療連携拠点病院のがん医療に関する機能その他のがん医療に関する情報の提供を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第8条　県は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2　県は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、県民のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(小児がん対策の推進)

第9条　県は、医療機関その他の関係機関と連携して、小児がん患者及びその家族に対する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの推進)

第10条　県は、地域における緩和ケア(疾病による身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安の軽減を主たる目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下この条において同じ。)に関する関係機関及び関係団体の間における連携協力体制の整備の支援その他のがん患者に対する緩和ケアを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(患者会等の活動の支援)

第11条　県は、患者会等が行うがん患者の療養生活及びその家族の生活に対する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(就労の支援)

第12条　県は、がんにり患しても働き続けることができるよう、がん患者及び事業者に対する相談支援及び情報の提供の体制整備、県民の理解を深めるための普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解及び関心を深めるための施策)

第13条　県は、県民のがん対策に関する理解及び関心を深めるため、広報活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

（がん教育の推進）

第14条　県は、市町村、教育関係者、保健医療福祉関係者、患者会等と連携し、児童、生徒等に対し、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに関する正しい知識及び病気とともに生きる人々に対する正しい理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

島根大学医学部附属病院がん患者・家族サポートセンター規則

［平成２６年４月１６日制定］
［平成２６年島大医学部規則第９号］

（趣旨）

第１条　この規則は，島根大学医学部附属病院規則（平成１６年島大医学部規則第３号）第１３条第９項の規定に基づき，島根大学医学部附属病院がん患者・家族サポートセンター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　センターは，島根県内のがん相談支援センターと連携を図りながら，その総括及び支援を行うとともに，島根県内のがん患者及び家族のサポートを行うことを目的とする。

（業務）

第３条　センターは，次の各号に掲げる業務を行う。

一　島根県内のがん相談支援センターの支援に関すること。

二　患者会，がんサロン等の支援に関すること。

三　社会保険労務士会等との連携によるがん患者の就労支援に関すること。

四　島根県内のがん相談員を対象とした研修会の開催に関すること。

五　がんピアサポーター養成研修の開催に関すること。

六　がんピアサポーターを活用した相談会等の開催に関すること。

七　その他がん患者の支援に関すること。

（組織）

第４条　センターに，前条に定める業務を行うために次の職員を置く。

一　センター長

二　副センター長

三　室員

２　室員は，病院長が指名する。

（診療科等の協力）

第５条　各診療科等は，センターの運営が円滑に行われるよう協力するものとする。

（センター会議）

第６条　センターの業務の円滑な運営を図るため，センター長は，必要に応じてセンター構成員による会議を開催するものとする。

（事務）

第７条　センターに関する事務は，医療サービス課において処理する。

（細目）

第８条　この規則に定めるもののほか，センターの運営に関し必要な細目は，別に定める。

附　則

この規則は，平成２６年４月１６日から施行し，平成２６年４月１日から適用する。

平成26年度がん患者・家族サポートセンター業務報告

1．がん相談に関する研修の実施

（1）島根県がん相談員等地区研修会

ねらい：がん相談員等が緩和ケアに対する正しい理解を深め、患者・家族への情報提供に役立てる。相談員同士のネットワークを深める。

内容　：○がん患者・家族サポートセンターの紹介

○講義　「緩和ケア医ががん相談員に望むこと」

講師：島根大学医学部附属病院緩和ケアセンター講師　橋本龍也医師

○発表

・東部地区「緩和ケアについて各病院での取り組み」

松江市立病院、島根県立中央病院、安来第一病院

・西部地区「各病院の取り組みについて」

浜田医療センター、益田赤十字病院、江津済生会病院

○演習「がん相談場面でたいせつなこと」

ロールプレイ、グループワークなど

対象者：病院でがん相談に携わる医療ソーシャルワーカー、看護師など

①　東部地区研修会

日時：平成26年10月4日（土）10:00 ～16:00

場所：島根大学医学部附属病院外来診療棟3階カンファレンスルーム「だんだん」

参加者：15病院39名（ＭＳW30名、看護師・助産師9名）

②　西部地区研修会

日時：平成26年11月15日（土）10:00 ～16:00

場所：独立行政法人　国立病院機構　浜田医療センター　2階　総合研修センター

参加人数：11病院25名　（ＭＳW18名、看護師7名）

（2）地域相談支援ワークショップin島根

「がん患者の暮らしを支える縁結び

～がんになっても安心して働き暮らせる地域であるために～」

（国立がん研究センターとの共催）

日時：平成27年2月14日（土）13：00～16：30

場所：松江テルサ　テルサホール

目的：県内各支援機関が、島根のがん患者の就労問題を一緒に考え、相互理解を深

め、問題解決に向けた連携のスタートとする

対象者：がん患者さんとそのご家族、企業経営者・労務担当者、社会保険労務士会、行政関係者、医療従事者など

参加者：129名（患者・一般：25　企業・行政等：37　医療従事者：67）

開催報告：国立がん研究センターがん対策情報センター「がん情報サービス」ホームページ開催記録参照（資料1－1）

2．ピアサポーターの養成及びフォローアップに関する研修の実施

（1）フォローアップ研修の実施

ねらい：ピアサポーターとしての心構えを再認識する。
ピアサポーターが、「相談者への寄り添い」とは何かを、事例を通して考える。

日時：平成26年9月14日　（日）　9：30　～　15：00

場所：島根大学医学部附属病院外来診療棟3階 カンファレンスルームだんだん

内容：○講義「ピアサポーターの心構え」「実際の事例より」
講師：NPO法人ミーネット　ピアサポートスーパーバイザー
伊藤和直氏、高尾勲子氏
○実際の事例を用いたロールプレイ
○意見交換

参加者：ピアサポーター11名（9名欠席）

参加後の感想：

・「心の闇」に関心をもち、感じる力を持つことが必要であることが胸に響いた。
・具体的に返す言葉を教えてもらいたかった。
・「医療介入」してはいけないことの理解に混乱がある。

（2）ピアサポーター養成研修

本年度の実施はなし（平成28年度に実施予定）

（3）ピアサポーター事業に関する意見交換会

・平成27年1月20日（火）13：30～15：00 浜田医療センター
・平成26年12月9日（火）13：30～15：00 島根大学医学部附属病院

3．多職種連携によるがん相談の実施

（1）島根県ピアサポーター相談会の実施　（資料1－2参照）

（２）社会保険労務士による就労相談会の実施

ねらい：がん患者の就労問題の課題整理を行い、就業規則、労働法等の観点から社会保険労務士と連携を図り、課題解決の方法を探る。

対象者：県がん患者及び家族（他拠点病院からの相談にも対応）

場　所：島根大学医学部附属病院

開催日：第１回　平成 26 年 8 月 28 日（木）14：00～16：00　相談者２名

第２回　平成 26 年 10 月 29 日（水）10：00～12：00　相談者２名

第３回　平成 26 年 12 月 16 日（火）14：00～16：00　相談者１名

第４回　平成 27 年２月 20 日（金）14：00～16：00　相談者０名

（事前相談に対しがん相談員から社会保険労務士へ代理質問）

相談対応

・会社関係者への病気の伝え方についての助言
・求職する際の社会保険の有無に関する助言
・就業規則の確認、労使関係についての助言
・配慮をしてもらえない職場の問題に対し、相談窓口の提示
・住宅ローン、就学資金免除申請、年末調整、確定申告に対する助言
・傷病手当金と失業給付の関係についての助言
・遺族年金についての情報提供

４．がんサロン等への支援

（１）がんサロン意見交換会への参加

・平成 26 年 10 月 23 日（木）10：00～12：00　雲南サロン陽だまり
・平成 26 年 11 月 15 日（水）13：30～15：30　ほっとサロン浜田
・平成 26 年 12 月７日（日）10：00～12：00　がんサロンおおだ

（２）がん患者団体等意見交換会

・平成 27 年１月 23 日（火）13：30～15：00　出雲市民会館

H26年度島根県がんピアサポーター相談会　開催状況報告

	開催日	時間	会場	ピアサポーター（人）	相談者（組）/（人）
第1回	6月4日	10:00～15:00	浜田医療センター	7	5/5
第2回	7月2日	10:00～15:00	島根県立中央病院	9	6/6
第3回	8月6日	10:00～15:00	島根大学医学部附属病院	15	11/17
第4回	8月26日	10:00～15:00	大田市立病院	6	4/6
第5回	9月18日	14:00～16:00	隠岐病院	3	3/3
第6回	10月12日	13:00～15:00	松江赤十字病院	8	2/2
第7回	11月5日	9:30～12:00	益田赤十字病院	7	2/2
第8回	12月9日	9:30～12:00	島根大学医学部附属病院	11	7/7
第9回	1月20日	9:30～12:00	浜田医療センター	7	1/1
第10回	2月17日	9:30～12:00	松江市立病院	7	4/4
				合計相談者数	45組/53人

①相談者内訳

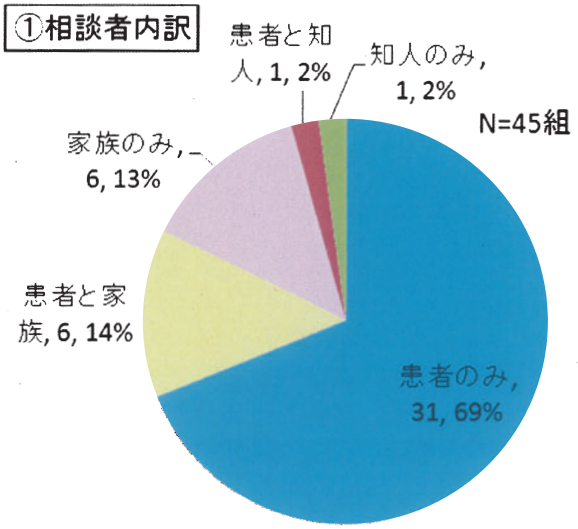

②相談内容

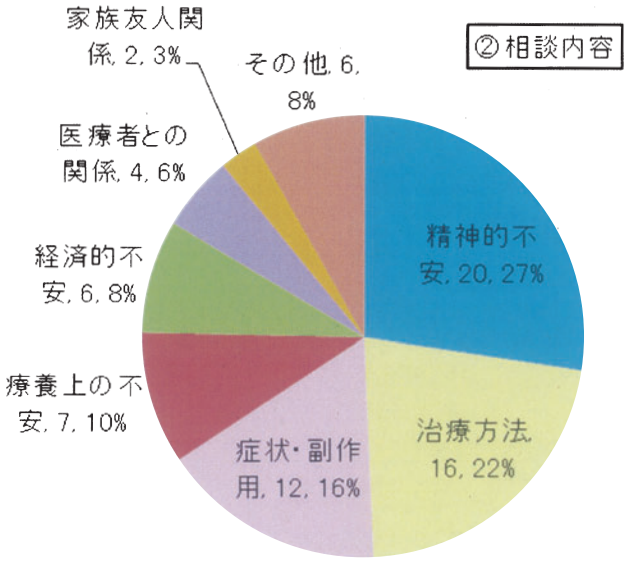

③ピアサポーターの主な対応

・傾聴・共感
・体験に基づく助言
・情報提供
　サロン紹介
　相談支援センター
　高額療養費
　セカンドオピニオン）

④相談後の感想

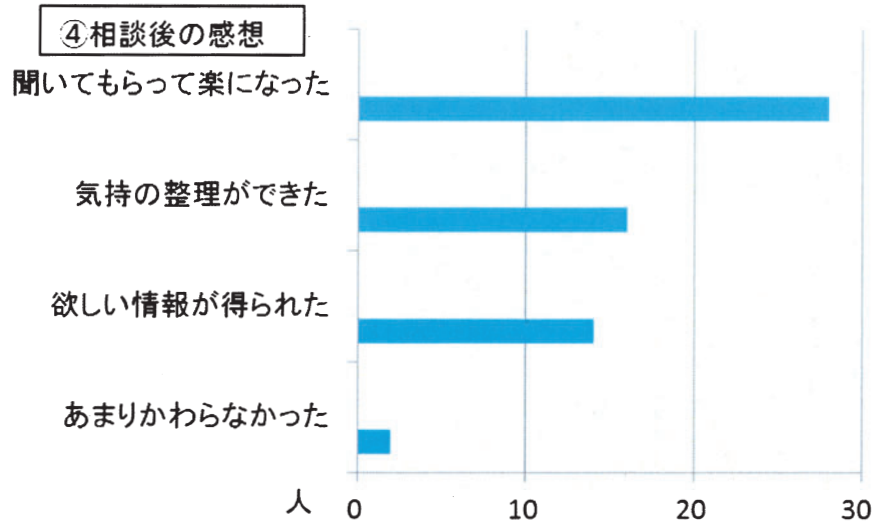

相 談 記 録 票(相談会用)

受付日	平成　　年　　月　　日　　曜日　□ 午 前　□ 午 後			対応時間　　分	
対応者氏名	メイン		サブ		
相談場所					
ふりがな					
相談者氏名			□男　□女	□患者本人　□患者家族 □その他（　　）	

患者さん情報								
ふりがな								
氏 名							□男　□女	
年 代	□10代	□20代	□30代	□40代	□50代	□60代	□70代	□80以上　□不明
居住地区	□県内	□松江市	□浜田市	□出雲市	□益田市	□大田市	□安来市	□江津市
		□雲南市	□仁多郡	□飯石郡	□邑智郡	□鹿足郡	□隠岐郡	
	□県外	（　　）						
がん種	□ 胃	□ 肺	□ 大腸	□ 肝				
	□ 乳	□ 子宮	□ 前立腺	□ その他（　　）				
治療状況	□ 通院中	□ 入院中	□ 経過観察中	□ その他（　　）				

相談内容	□ 治療方法	□ 症状・副作用	□ 家族・友人関係	□ 医療従事者との関係
	□ 経済的な不安	□ 療養上の不安	□ 精神的な不安	□ その他（　　）

相談の概要

【 相談の内容と対応 】

特記事項	【相談歴　　回目　前回　月　　日】

がんピアサポーター相談会　　実 施 報 告

日 時	平成　　年　　月　　日（　　）		記載者名	
	□午前　□午後	：　　～　　：		
会 場				
ピアサポーター参加者氏名		相談者数	男性	女性
			名	名

相談の概要

【 相談の内容と対応 】

気づいたこと	

がん患者・家族サポートセンター

平成26年4月 島根大学医学部附属病院 がん患者・家族サポートセンターを開設しました。センターでは患者さんやご家族が、病気と向き合いながら自分らしい生活が送れるようサポートします。

がん相談支援センター

がん専門相談員がお話を伺い、様々な不安・問題に対し、一緒に考えます。

時間　平日 9：00 ～ 17：00
- 面談、電話どちらでもお受けします。
- 相談は無料です。
- プライバシーは厳守いたします。

TEL　(0853) 20-2518

就労相談会の開催

がんの治療による通院や体調の変化で、働く事に関してさまざまな不安や悩みを抱えていませんか？
こうした仕事に関する悩みに対応するために社会保険労務士等と連携して相談会を開催します。

ピアサポーターによる相談会の開催

がん体験者であるピアサポーターが、「仲間」として気持ちを分かち合い、一緒に考えることで、療養生活を支えます。

がん相談員等を対象とした研修会の実施

相談員の資質向上を目指し、がん相談員等を対象とした研修会を実施します。患者さんやご家族が、県内の病院でがん相談を受けることのできる体制を整えます。

外来中央診療棟 3F

病院玄関正面エレベーター3階を降り左側にあります。

お問い合せ先

島根大学医学部附属病院
外来中央診療棟３階

がん患者・家族サポートセンター

TEL・FAX
(0853) 20-2545

山陰中央新報 H26.5.1

（第３種郵便物認可）

がん患者・家族支援強化へ

出雲・島大付属病院

関係機関や団体 連携し対応

「センター」を開設

県は30日、出雲市塩冶町の島根大医学部付属病院に「がん患者・家族サポートセンター」を開設した。がんサロンや、患者の悩みを聞くがんピアサポーターなど、患者や家族の支援に携わる機関、団体の連携を図り、相談支援体制を強化する。

がん患者・家族サポートセンターの入り口に看板を設置する井川幹夫病院長（左）ら

県内では、６病院にあるがん相談支援センターや25カ所で活動するがんサロン、看護師やソーシャルワーカーら専門職が務めるがん相談員、心のケアに関する県の研修を受けたがん経験者が務めるがんピアサポーター20人など、さまざまな機関や団体が、患者らの治療や心理面の悩みを聞き、不安解消に努めている。

がん患者・家族サポートセンターは、こうした機関、団体などの連携を強化し、相談員らのスキルアップを図る。県が、がん診療連携拠点病院の島根大医学部付属病院に業務を委託。同病院は、がん相談支援センターと併設した。本年度事業費は７００万円。

本年度は、治療をしながら就労を希望する患者を支援するため、社会保険労務士やハローワークと新たに連携をとり、就労相談会を３カ月に１回開く。関係者の研修も実施する。

センター入り口に看板を設置をした井川幹夫病院長は「がんに対する正しい知識を持ってもらえる環境を整え、がん患者や家族の期待に応えていきたい」と話した。

平成27年度　島根県がんピアサポーター相談会

がん治療を経験した仲間と話をしてみませんか？

がんピアサポーター相談会開催日程

平成27年	7月	15日（水）	島根大学医学部附属病院
		21日（火）	松江市立病院
		24日（金）	六日市病院
	8月	6日（木）	隠岐病院
		28日（金）	雲南市立病院
		30日（日）	大田市立病院
	9月	4日（金）	島根県立中央病院
		9日（水）	浜田医療センター
		15日（火）	島根大学医学部附属病院
		26日（土）	松江赤十字病院
	10月	5日（月）	益田赤十字病院
		6日（火）	松江市立病院
		15日（木）	島根大学医学部附属病院
		24日（土）	安来第一病院
	11月	11日（水）	浜田医療センター
		15日（日）	島根大学医学部附属病院
	12月	4日（金）	島根県立中央病院
		10日（木）	松江赤十字病院
		15日（火）	島根大学医学部附属病院
平成28年	1月	15日（金）	島根大学医学部附属病院
		22日（金）	大田市立病院
	2月	15日（月）	島根大学医学部附属病院
		16日（火）	松江市立病院
		26日（金）	雲南市立病院
		開催日未定	益田赤十字病院
	3月	4日（金）	島根県立中央病院
		15日（火）	島根大学医学部附属病院
		開催日未定	浜田医療センター

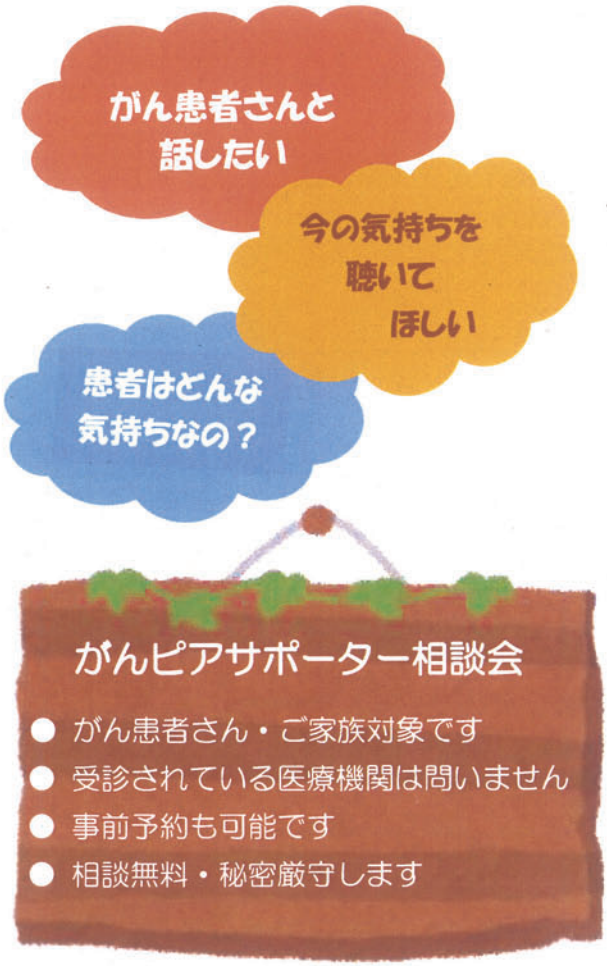

「がんピアサポーター」とは？

ピアは「仲間」、サポートは「支える」という意味です。がんの正しい知識を身につけ、自分の経験を活かし“同じ立場で”がん患者さんを支えるがんの治療経験者です。

＊島根県がんピアサポーターは、がんピアサポーター養成研修を修了しています。

お問合せ・お申込み先

島根大学医学部附属病院
がん患者・家族サポートセンター　☎（0853）20-2545

６．長崎市

事業名：　長崎市包括ケアまちんなかラウンジ
運営団体：一般社団法人長崎市医師会
施設名：　長崎市包括ケアまちんなかラウンジ

1) 設立経緯・背景

- 設立は、平成 23 年 4 月 1 日である。それに先立ち長崎市医師会が行っていた厚生労働省戦略研究の事業「緩和ケア普及のための地域プロジェクト」の 3 年間のモデル事業で平成 20 年 4 月に設置されていた「長崎がん相談支援センター」を長崎市が発展的に引き継ぐ形で設立された。
- 平成 23 年度の設立初年は医療及び介護･福祉に関する相談窓口としてスタートしたが、平成 24 年度からは、長崎市からの委託を受け、難病に対する相談にも対応するようになった。難病も含め、長崎市包括ケアまちんなかラウンジのスタンスは、総合相談窓口としての機能であり、具体的なサービスを提供するのではなく、相談を傾聴して、問題を明確にして相談員が受け止め、精神的、理解促進等支援を含めて相談者が自分で解決できるように導き、必要な場合は適切な場所へ連携する。つまり、然るべき機関のサービスにつないでいくことである。
- 長崎市包括ケアまちんなかラウンジの事業は、医療・介護・福祉の総合相談窓口として、療養を余儀なくされた患者やその家族を支援し、併せて市民等への在宅医療に関する普及啓発等を行うという位置づけとなる。

2) 予算

- 平成 27 年度は､合計 3800 万円程度(一般会計　2400 万円､介護保険事業特別会計　1400 万円）となっており、設立当初（平成 23 年当時も 3600 万円/年）の合計額とほぼ変わらない。ただし内訳は、当初は介護保険事業特別会計からは 800 万円程度であった（介護保険事業特別会計は介護保険事業に該当するもののみが対象)。平成 26 年度からの「地域ケア会議モデル事業」の実施及び平成 27 年度からの介護保険制度改正により、介護保険事業特別会計の財源の比率が高くなっている。

3) 相談体制

- 相談のべ人数は、年々増加している（平成 23 年度 20-60 人/月、平成 24 年度 80-150 人/月、平成 25 年度 90-180 人/月、平成 26 年度 140-180 人/月）
- 電話での相談は全体の 3/4、面談は全体の 1/4 の割合。対応時間は、電話は平均 14-15 分、面談は平均 40 分程度である。
- 相談者の年齢構成は、在宅関係が 70 代を中心に高齢の方が多いのに対して、医療に関する相談は若干若め（59 歳以下が 40%、不明は 20%）である。

- 相談者の内訳は、本人 22%、家族 18%、それ以外で 6%、医師や看護師･社会福祉士などの医療機関関係が 55%である。医療機関からの相談については、連携先の医療機関や医療者の情報について事前の情報を得るために問い合わせをしてくることが多い。
- 本人や家族からの相談については、グリーフケア的な要素を含む相談など、病院ではあまり受けることのないものがあるような印象も持っている。
- がんの相談については、平成 25 年度 50%から平成 26 年度 30%と全体に占める割合としては減ってきている。その背景として、がん診療連携拠点病院等の相談が充実してきているのではないかと考えている。
- リピーターについては、難病などは経過が非常に長いので何度も相談に対応するということはある。
- 相談対応の評価について、行政から求められることがあり、質的に評価するのは難しいが、平成 26 年度から相談が解決に至ったかについて試験的に評価を実施するようにしている。解決に至ったかについて、相談対応ごとに記録するようにしているが、医療相談のうち 8 割くらいは解決しているのではないかと思われる。

4) 広報・周知方法

- 市民の認知度は、市民講座に参加した人にアンケートを採った結果であるが、6 割程度。長崎市内の診療所、病院、歯科診療所、薬局のほか、公民館等の公共施設にポスターを配布したり、主催する講演会等の場で周知を図っているところである。市の広報誌には、毎月開催している「まちんなかサロン」等について掲載されている。また年に 1 回程度特集を組み紹介を行っている。

5) 地域（市内）での位置づけ

- 地域連携調整会議は、OPTIM からスタートしたものであるが、非常に大事な会議として、その後医師会長が市につなぐ形で、3 回/年実施している。その事務局をここで担っている。市の関係課の職員もオブザーバーとして参加している。縦割りの行政の中でなかなか情報共有できないことも多いが、こうした場が非常に参加しやすく、横のつながりを持ちやすい場として機能している。
- 長崎市では、地域ケア会議のモデル事業を実施している。これは在宅医療と介護・福祉の連携強化を図るために企画されたもので、医師とともに保健師が参加して地域の中での連携体制を構築していこうとする取り組み。初年度は 3 カ所であったが、今年は 8 カ所/19 カ所中に拡大して実施している。計画では 8 回程度であったが、実際には平成 26 年度は 5、6 回実施した。
- 地域内の他の実施主体による連携体制としては、「あじさいネット」県内のカルテを共有する取り組み、「長崎在宅 Dr. ネット」在宅医療について、登録している医師の中で対応できるものをさがせるようにする取り組み（正会員 80 名、準会員 100 名ほどであ

る）などがある。

6) がん相談支援体制における市内の役割について

- がん相談支援については、必要に応じて相談者の同意を得て関係機関と連携して問題解決をしている。相談者が自分で解決できるように情報提供や理解促進により、解決に導いている。
- 定員 10 名程度のまちんなかサロンは、病院のがんサロンと同じように、患者又は家族を対象に月 1 回実施している。
- 市民を対象としたサロンは、在宅医療と介護連携の啓発講座を月 1 回実施している。

7) その他

- 相談窓口ではいい人材が重要である。現在は非常にスキルフルな（知識も経験もある）スタッフがいるため、現在の人数でなんとかなっているが、これから新たな人材をどう育てていくかということも大切である。

公益財団法人日本対がん協会【調査項目】　H27.7.22

1．基本項目

・名称

長崎市包括ケアまちんなかラウンジ

・住所

長崎市江戸町6番5号　江戸町センタービル2階

・設立年月日

平成23年4月1日

・設立の趣旨と経緯

長崎市医師会においては、国のがん対策のモデル事業（緩和ケア普及のための地域プロジェクト）として、平成20年4月に「長崎がん相談支援センター」を設置し、市民等から緩和ケアに関する相談、在宅療養に向けた支援等の活動を行ってきたが、平成23年3月で終了することとなった。

長崎市としては、平成23年度から実施する「長崎市第四次総合計画」における個別施策「地域医療提供体制の充実を図ります」に合致する事業であることから、同年度からは、長崎市が事業主体となり、発展的に事業を継承することとなった。

事業内容については、病気や障害により療養を余儀なくされた患者やその家族が、安心して療養の場所を選択し生活ができるよう、これまで医師会が行ってきた「医療支援機能」に加え、介護・福祉の相談等の「包括的支援機能」を併せ持つ総合相談窓口を設置するとともに、市民等への在宅医療に関する普及啓発等の事業を実施するものである。

・条例等との兼ね合い（設立の基になる制度は）

なし

・設置要綱

一般社団法人長崎市医師会職員組織規則

・予算

平成27年度当初予算額
・一般会計　24,044千円（…市民健康部所管）
・介護特会　13,959千円（…福祉部所管）
計　38,003千円

2．相談体制

・相談員、事務員の人数（専従・兼務）、職種・バックグラウンド等

組織管理者1名（市行政OB）、事務職2名（民間）
看護師3名（病院看護師OB2、市看護師OB1）、保健師1名、社会福祉士1名
（すべて専任）

・活動・対応の範囲と分野

【患者・家族に対して（情報・支援等）】
医療の相談内容について最も多いもの
①相談者本人や家族への病気に関する情報提供

②在宅生活を可能とするための在宅ケア諸サービスの活用についての支援
③受診や入院についての手続きや不安などの問題の解決、支援
【がん相談体制に対して】
がん診療連携拠点病院勤務経験のある看護師2名が対応

・利用者の紹介について（対応しきれない相談についての紹介先、連携、情報収集方法等）

ワンストップ機能を備えた総合相談窓口を目指しているが、必要に応じてがん診療連携拠点病院などと連携し、相談者のニーズに応じた適切な情報提供、支援に努めている。
主な連携先
・がん診療連携拠点病院　・難病医療拠点、基幹病院　・在宅支援診療所

・相談内容の保存（保存方法・期間、個人情報は？）

電子情報としてパスワードにより管理

・相談受付時間、土日・休日、電話相談、面談相談、予約の有無

【相談受付時間】月～土曜日：午前9時～午後5時、日祝日：閉所
【電話相談】可
【予約の有無】不要

・相談員への研修の有無

看護師のキャリアアップのため、がん相談支援センター相談員基礎研修(1)(2)受講、(3)受講できず。

・相談員の待遇

嘱託（一般社団法人長崎市医師会職員）

3．広報・周知方法

・市民への周知・アナウンスの方法（記者発表、広報紙への掲載、その頻度等）

平成23年6月の事業所開設時には市長、市議会議長、市医師会長が出席し開所式を行った。（市政記者あて情報提供し約50人が参加）
開所後は、市の広報紙に、毎月、講演会・交流会（まちんなかサロン：月2回開催）について掲載しており、まちんなかラウンジ在宅医療講座、市民健康講座などは開催月に随時掲載している。また、まちんなかラウンジの相談窓口業務などの紹介についても、年1回特集記事欄に掲載して市民への周知を図っている。

・行政相談との関係（役所等での相談）

まちんなかラウンジの医療相談については、長崎市医師会が行った緩和ケア普及のための地域プロジェクト（平成20～22年度）の事業（がん相談支援センターの設立、緩和ケアの標準化など）を長崎市が事業主体となり発展的に継承したものであり、平成23年4月にその運営を長崎市医師会に委託したものである。
医療相談のうち市（健康づくり課）で対応していた難病相談については、平成24年度からまちんなかラウンジに委託したが、一部は現在も市で対応している。
介護・福祉に関する相談については、地域包括支援センターのブランチとしての機能を持たせ、平成23年4月に長崎市医師会に委託したものである。

4．地域（市内）での位置づけ

・病院の相談支援センターとの関係、交流、情報交換の状況

相談者のニーズに応じて必要であれば、地域のがん診療連携拠点病院や難病医療拠点病院などの相談支援センターと情報交換を行い、相談者に適切な情報の提供、支援を行っている。

・関係諸団体（市外を含む）との関係（医師会、医療安全支援センター、地域包括支援センター等）

地域連絡調整会議の開催

病院、在宅、施設の垣根を越えて、地域に従事する医療、介護、福祉事業者の職能団体から推薦された事業推進委員が、在宅医療などに関わる諸課題の協議、連絡調整並びに事例検討等を行う「地域連絡調整会議」を開催し、在宅医療提供機関等との連携体制を整備して、在宅療養へのスムーズな移行や、施設療養への移行後も適切な医療サービスを受けることができるよう支援。

5．がん相談体制における市内での役割（どの部分を担当しているのか、目指す方向は）

相談者については、特にがん患者に限定していない。

がんについての相談に限らず、患者やその家族のさまざまな悩みや疑問に対し、少しでも不安な気持ちを和らげたり、疑問を解消したり、サポートをしっかり行っていくとともに、在宅医療に携わる関係機関の協力を得ながら、ワンストップ機能を持つ相談窓口を目指している。

また、これまでの総合相談窓口、地域住民への普及啓発、在宅医療に関わる多職種の連携といった業務に加え、地域包括ケアシステムの構築に向けた業務を拡充させていくよう検討していきたい。

≪参考≫

相談者数（延べ人数）

区　分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談者数　計		435人	1,375人	1,719人	1,914人
	医療相談	282人	564人	655人	744人
	難病相談	－	536人	791人	905人
	介護・福祉相談	153人	275人	273人	265人

あなたとご家族のために

医療・介護・福祉の総合相談窓口

長崎市包括ケアまちんなかラウンジ

1 総合相談（無料）

○総合相談業務

がんや難病等により療養を余儀なくされた患者さんやご家族が、住みなれた地域で安心して生活するために必要な、医療や介護・福祉に関する相談をお受けする総合相談窓口です。

（例えば…）

・がんと診断されたが、自宅で療養したい
・がんのつらさ、不安を軽くする緩和ケアを受けたい
・家族の介護で悩んでいる

○まちんなかサロン

患者さんやご家族、市民を対象に医療・介護・福祉に関する講演会や交流会を開催します。

会場：メルカつきまち5階ほか

○出張相談

市内の公民館等で講演会を実施し、出張相談を行います。

2 普及啓発

○在宅医療・介護に関する啓発

・患者さんやご家族、地域住民のかたを対象として在宅医療や介護に関する講演会を公民館等で開催します。
・長崎市医師会との共催により市民健康講座（講演会）を開催します。

3 在宅医療提供機関等との連携

病院の地域医療連携室、地域の診療所、訪問看護ステーション、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等との連携により在宅療養への移行等を支援します。

施設情報

○所 在 地

〒850-0861　江戸町6番5号
江戸町センタービル2階

○開設時間

月～土：午前9時～午後5時
※日・祝日は、お休み

○アクセス

中央橋バス停から徒歩3分
西浜町電停から徒歩3分

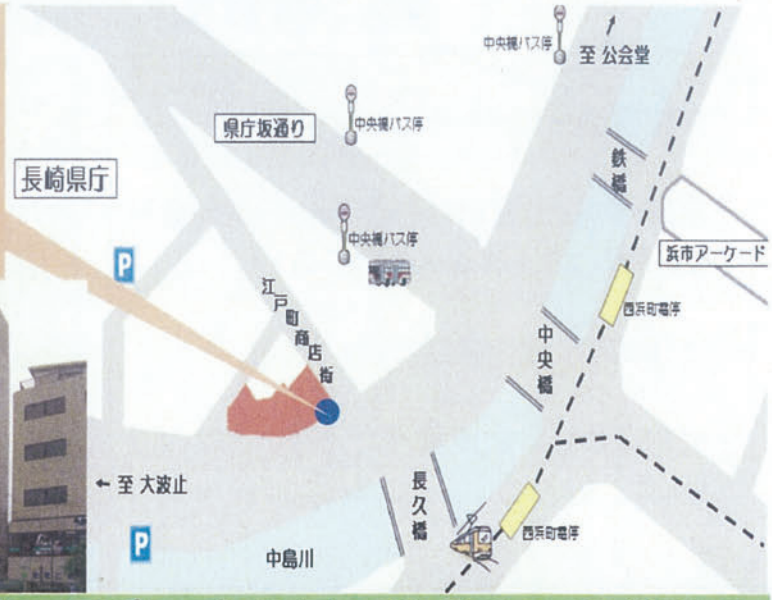

お問い合わせ　電　話　095-893-6621
F A X　095-826-3021

長崎市包括ケアまちんなかラウンジの相談業務

まちんなかラウンジでは、がんや難病等により療養を余儀なくされた患者さんやご家族が、住みなれた地域で安心して生活するために必要な、医療や介護・福祉に関する相談をお受けする総合相談窓口です。

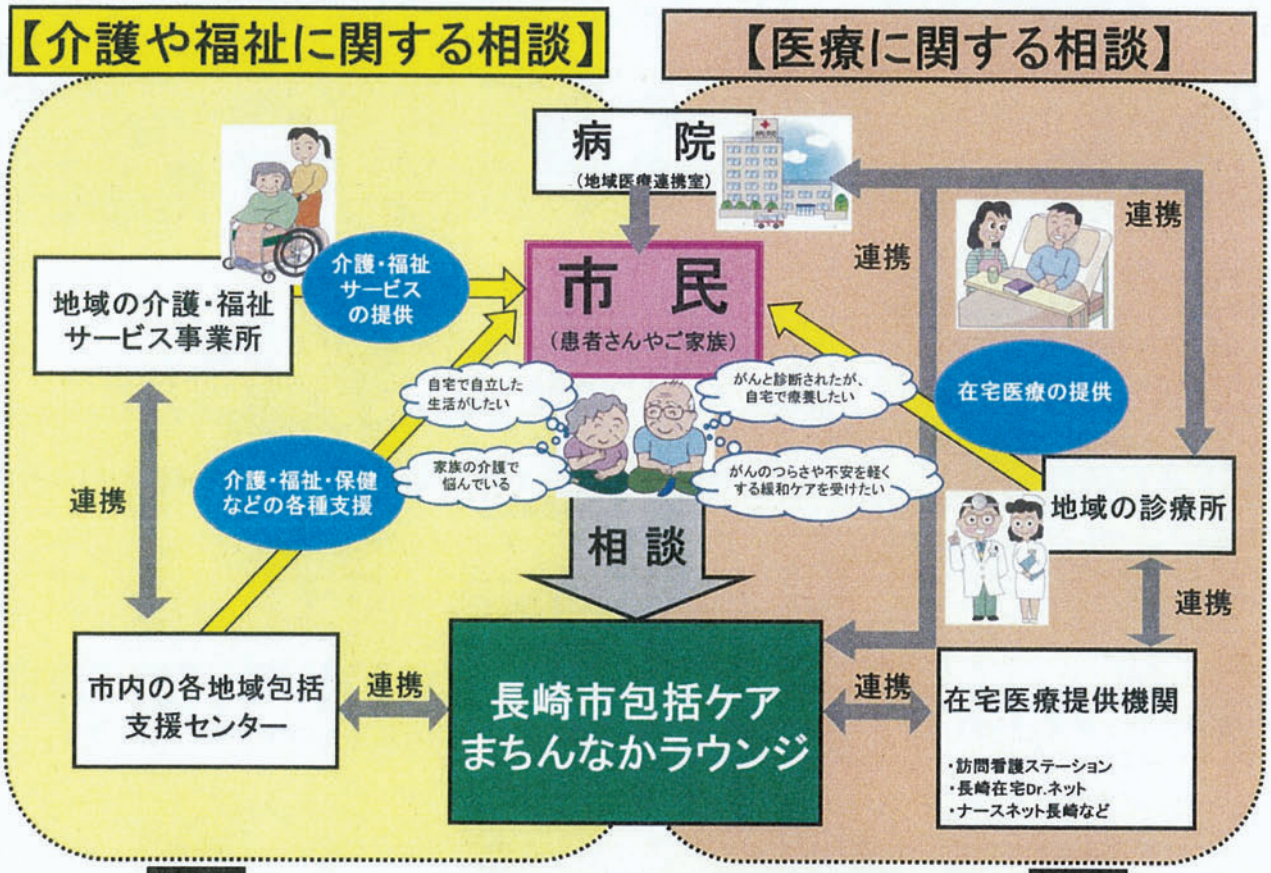

具体的な相談事例

- 「介護保険ってどうやって使うの？」
- 「足腰が痛くて買い物やごみ出しが大変だけど、手伝ってくれる人もいない」
- 「認知症のことを学びたい」
- 「契約ごとやお金の管理が不安になってきた」

- 「がんのつらさや不安を軽くする緩和ケアを受けたい」
- 「がんと診断されたが、治療や副作用について知りたい」
- 「入院はつらい。治療は続けたいが、病院以外の場所（自宅や施設）でゆっくりと療養したい」
- 「難病のことについて知りたい」

長崎市包括ケアまちんなかラウンジは、医療や介護・福祉に関する相談をお受けする総合相談窓口です。
お気軽にご相談ください。

相談方法 ※相談無料

電話相談

相談員が、あなたの病気や介護などに関する悩み事や不安などの相談をお聞きします。
まず、お電話ください。

面接相談

当ラウンジにお越しいただくと、相談員が直接お話をお伺いします。
お気軽にお越しください。

相談時間

月曜日～土曜日　午前9時～午後5時
※日・祝日は、お休み

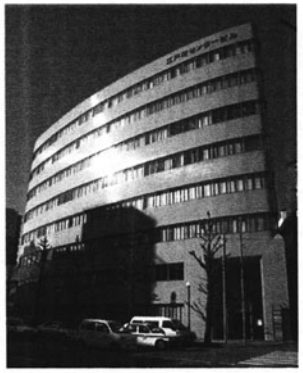

長崎市包括ケアまちんなかラウンジ

設 置 者　長 崎 市
運　　営　一般社団法人 長崎市医師会

所 在 地　〒850-0861
江戸町6-5 江戸町センタービル2階

開設時間　月曜日～土曜日　午前9時～午後5時
※日・祝日は、お休み

アクセス　中央橋バス停から徒歩3分
西浜町電停から徒歩3分

電　　話　０９５－８９３－６６２１
ファクス　０９５－８２６－３０２１

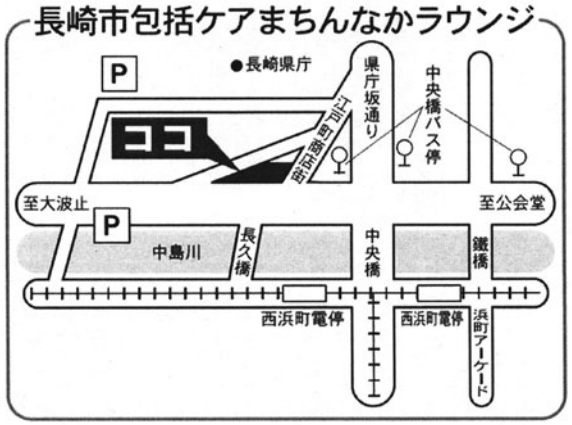

長崎市包括ケア まちんなかラウンジ

医療・介護・福祉の総合相談窓口

お気軽にご相談ください
相談は無料です

長崎市包括ケアまちんなかラウンジ

総合相談(無料)

医療(がん、難病など)相談

・がんと診断されたが、治療や副作用について知りたい。
・病院以外の場所(自宅や施設)で療養したい。
・医療費の補助制度や自宅で利用できるサービスについて知りたい。

介護・福祉相談

・介護保険サービスを使うにはどうしたらいいの？
・認知症のことを学びたい。

医療・介護・福祉の総合相談窓口

ひとりで悩んでいませんか？

お問合せ

電　　話　０９５－８９３－６６２１
ファクス　０９５－８２６－３０２１

講演会・交流会(無料)

まちんなかサロン

まちんなかサロン

患者さんやご家族、市民を対象に医療や介護・福祉に関する講演会や交流会を開催しています。

在宅医療などに関する講演会

公民館などで、地域の住民のかたや医療、福祉関係者を対象に、在宅医療などに関する講演会を開催しています。

在宅医療提供機関との連携

病院の地域医療連携室、地域の診療所、訪問看護ステーション、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等との連携により在宅療養への移行等を支援します。

お知らせ ワイド版

あなたとご家族のための

医療・介護・福祉の総合相談窓口

長崎市包括ケア まちんなかラウンジ

がんや難病などにより療養を余儀なくされた患者さんやご家族が、住み慣れた地域で安心して生活するために必要な、医療や介護・福祉に関する相談をお受けする総合相談窓口です。

専門のスタッフが相談に応じ、適切なアドバイスを行いますので、あなたも一人で悩まず、ご相談ください。

総合相談(無料)

医療に関する具体的相談事例

・がんと診断されたが、治療や副作用について知りたい
・病院以外の場所（自宅や施設）で療養したい

介護に関する具体的相談事例

・介護保険サービスを使うにはどうしたらいいの？
・認知症のことを学びたい
・足腰が痛くて買い物やごみ出しが大変だけど、手伝ってくれる人もいない

4月から、難病患者のかたやご家族の相談をお受けする専任の職員を配置しました。

具体的な相談事例

・どの病院にかかればいいのか知りたい
・医療費の補助制度や自宅で利用できるサービスについて知りたい

施設情報

所在地 〒850-0861
江戸町6－5 江戸町センタービル2階

開設時間 平日…午前9時～午後5時
土曜日…午前9時～正午
※日・祝日は、お休み

アクセス 中央橋バス停から徒歩3分
西浜町電停から徒歩3分

問い合わせ 長崎市包括ケアまちんなかラウンジ
☎893-6621 ファクス826-3021

講演会・交流会(無料)

講演内容や日時などは、毎月「元気予報」のページでお知らせしています。お気軽にご参加ください。

まちんなかサロン

患者さんやご家族、市民を対象に、医療や介護・福祉に関する講演会や交流会を開催しています。

在宅医療などに関する講演会

公民館などで、地域の住民のかたや医療、福祉関係者を対象に、在宅医療などに関する講演会を開催しています。

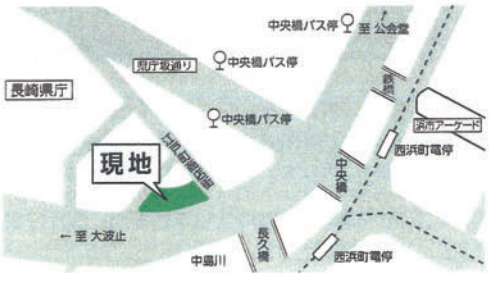

人間都市に向けた取り組み

地域防災力の向上

【主な取り組み】
地域の防災体制を強化するため、自主防災組織の結成促進、市民防災リーダーの養成、災害危険個所などを把握するための地域防災マップづくりなどに取り組みました。

【実績・成果】
◎市民防災リーダー認定者数
H23 386人 → H26 660人

防災に関する知識や技術を持った市民防災リーダーが増えることで、地域の防災力が向上しました。

学校図書館の機能充実

【主な取り組み】
子どもたちの学力向上と豊かな心の育成のため、読書活動を支援する学校図書館司書を市内小中学校に配置しました。
(H26で36人)

【実績・成果】
◎1人あたりの年間貸し出し冊数
小学校 H23 53.1冊 → H26 69.5冊
中学校 H23 6.1冊 → H26 11.2冊

学校図書館の環境整備が進み、子どもたちの読書活動が活発になりました。

高齢者の交流の場づくり

【主な取り組み】
地域のボランティアの方々とともに、公民館など身近な場所で、高齢者同士がレクリエーションや健康体操などを通じて交流する「高齢者ふれあいサロン」の設置を進めました。

【実績・成果】
◎高齢者ふれあいサロンの設置数
H23 11カ所 → H26 34カ所

高齢者の生きがいづくりと介護予防につながりました。

医療・介護・福祉の総合相談窓口の設置

【主な取り組み】
がんや難病などの患者やその家族のため、医療・介護・福祉の総合相談窓口となる「包括ケアまちんなかラウンジ」を設置しました。

【実績・成果】
◎まちんなかラウンジの相談者数
H23 435人 → H26 1,914人

療養を余儀なくされた患者や家族を支援することで、安心した生活につなげました。

前期基本計画の成果などを踏まえ、総合計画「後期基本計画」の策定に取り組みます。

前期基本計画では、まちづくりの主役である市民の皆さん一人ひとりと多様な主体がつながりあうことでさまざまな取り組みが進められ、まちの中に見える形で数多くの成果が生まれました。

今後、さまざまな分野の専門家や市民の皆さんで構成された審議会で、平成28年度から平成32年度までの5年間のまちづくりの施策をまとめた後期基本計画の内容の検討を行っていきます。

これからも、「世界都市」「人間都市」の実現に向けて、市民の皆さんとともにまちづくりを進めていきます。

【考察】

本年（平成 27 年）度は、地域統括相談支援センターおよび地域におけるがんの相談支援体制をより包括的に検討するために、昨年度以降に確認された地域統括相談支援センターおよび類似の活動を行っている施設（6 カ所）について、広く活動や運営の実態を把握し、地域統括相談支援センターの今後のさらなる充実のあり方や活用策を検討した。

本年度訪問した 6 カ所の施設は、地域統括相談支援センターとして運営されている 4 カ所と類似施設 2 カ所であった。地域統括相談支援センターの類似施設として訪問した 2 施設は、もともと各県内での必要性から生まれた事業として行われていたこともあり、その成り立ち、事業に対する考え方や目指す姿は、平成 23 年当初の地域統括相談支援センターとは多少異なるものの、地域におけるがんの相談支援体制の充実という目標においては、これまでに訪問してきた地域統括相談支援センターにおける活動と大きな違いはみられなかった（そもそも活動が多様であるため、それを超える大きな違いはなかった）。

また訪問した 6 カ所は、昨年訪問した施設と同様に、その県や地域での課題、力を入れたいところについて、地域に即したさまざまな活動展開がなされていた。いずれの施設も行政機関からの委託形式で事業が行われており、予算の流れの違いはあるものの、設置の背景から現在に至るまで、県におけるがん対策施策と関わりの強い活動が行われていた。

<u>人材確保の難しさ</u>

県内全体の相談支援活動のコーディネートや支援を主な役割として活動する島根県の例を除く 5 施設では、いずれも個別の相談対応に応じる活動を行っていた。昨年度の訪問調査であげられた『利用者が安心して利用できる窓口であるためのポイント』にも共通する課題として、相談対応業務の担い手となる職員やスタッフやそうした人材のいる委託先を見つけられるか、またいかに後進を育てていくかといった相談員の育成に関することは、委託された側にとって、事業の継続の面からも大きな課題であり、不安の材料になっていた。その理由の一つとして、とくに相談内容が治療関連の領域の場合には、医療機関外に置かれた場で身近なバックアップを得られる医療関係者がいない中で、相談対応することの難しさがあると考えられた。もし充実した機能を個人に求める場合には、医療機関内で働くがん相談支援センターの相談員以上に、がん相談に関する知識やスキル、相談対応今何時の情報収集する力なども含めた対応能力が必要であり、事業の実施や継続をするためには、そうした人材を探さなければならない。加えて、財源が限られることや年限つきの委託事業であることからも、人材確保がより不安定にならざるを得ない状況が生じていると考えられた。

地域の中での患者・家族支援、サバイバー支援

一方で、医療機関の中では難しく、また地域に置くことでこそ生かされ、充実させやすい活動例として、石川県の「石川県がん安心生活サポートハウス」があげられる。平成 20 年度から拠点病院の一つに置かれていた石川県在宅緩和ケア支援センターの後継として、平成 25 年度から県の福祉会館内に置かれた。病院とは異なる価値を置いた活動を重視し、患者や家族の生活を支えることを主な活動として、様々な企画やコミュニティづくりを主体とした活動を展開している。地域のサポーター養成やがんの理解者を増やす活動とともに、がんになっても地域で安心して生活できる環境づくりの一環として、立ち寄ることのできる“居心地のいい場”の提供を行い、病院の通院の傍らに寄ったり、病院に行く頻度が減る患者や家族の不安などへの対応を担う場となっている。

相談対応を主に受けるという活動よりも、そこで行われる企画や活動の中で集った患者や家族の語りの中から必要な相談や支援に結びつけていくという形をとる。主な担い手が、元々医療機関にいた相談員や医師であることもあり、県内の拠点病院等との連携もよく、医療機関側から患者や家族が紹介されることも多い。病院での滞在期間が短くなる中、また地域でのがん患者や家族、サバイバーが増える中で、地域の中で重要な役割を担っていると考えられる。

行政が介在することで充実させやすい活動

行政機関との強いつながりがあることで、施策を反映させやすい、医療機関だけでは対応が難しい活動をより実施しやすくなるのではないかという活動も散見された。都道府県単位での活動の模索がされている事業の一つに小児がんに関する事業があげられるが、福井県では、病院に HPS（ホスピタルプレイスペシャリスト）を派遣する事業を行政が委託する類似機関（福井県看護協会）で行っていた。医療機関だけでは解決が難しい課題を、行政の側からその活動拠点となる類似機関に委託する形で、現場のニーズに即した活動に結びつけた好事例と言える。

京都府の「京都府がん総合相談支援センター」は、平成 25 年度当初は異なる予算枠で設置され、平成 27 年度からは地域統括相談支援センターとして運営されているところであるが、相談対応以外に設置当初から行われていた活動として、医療空白地域への定期的な出張相談や広報誌を通しての広報活動、行政主導で収集することが効率的と考えられる医療機関等の情報収集、就労支援（ハローワーク等との協力）が行われていた。これらは、行政が入ることで橋渡しが容易になりやすい活動である。

地域の相談支援体制の充実という視点での議論

京都府の例のように、活動の位置づけや意味づけ、そのときの活動の力点によっては、財源が異なるといった事例は、他の自治体でも散見された。地域住民にとって重要な活動を継続させるために、さまざまな行政側の知恵と工夫が行われた結果であると考えられる。

つまり地域統括相談支援センターであるかどうかにかかわらず（財源元にかかわらず)、地域の相談支援体制の充実という目的が同じであれば、がん診療連携拠点病院内に置かれたがん相談支援センターであっても、あるいは、その他の民間のサービス機関などであっても、行政との強力な連携体制がとれれば、施策を反映させやすい同様の活動が展開できることになる。したがって、それらを利用者が安心して使えるかといった視点やその地域で活用できる資源（拠点病院数やその他の支援施設、サポート源、人的資源など）といったその地域の対応力に地域の相談支援体制の充実度が委ねられることになる。